

2019年12月11日(水)

令和元年度【後期】就労支援員養成研修

【講義と演習②】ひきこもりの状態の方のアウトリーチ支援の実際

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」

アウトリーチ_(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～



【ご留意頂きたいこと】

映写版では現場の状況をご理解頂き易くするため、承諾を得た事例の写真や映像等を使用しています。該当部分に関しては、プライバシー保護の徹底を図るため、撮影・録音はご遠慮ください。また、本資料は映写版では使用しないスライドを含む補足資料ですので、本編では映写されるスライドを中心にご覧ください。時間の都合上、ポイントを絞り、重要な点は、口頭でご説明させて頂くことをご理解頂ければ幸いです。

認定特定非営利活動法人
NPOスチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)



代表理事 谷口 仁史

(佐賀県子ども・若者総合相談センター長)

(さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター)

(佐賀県ひきこもり地域支援センター長)



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

各種調査が示す 日本における「社会的孤立」の深刻さ

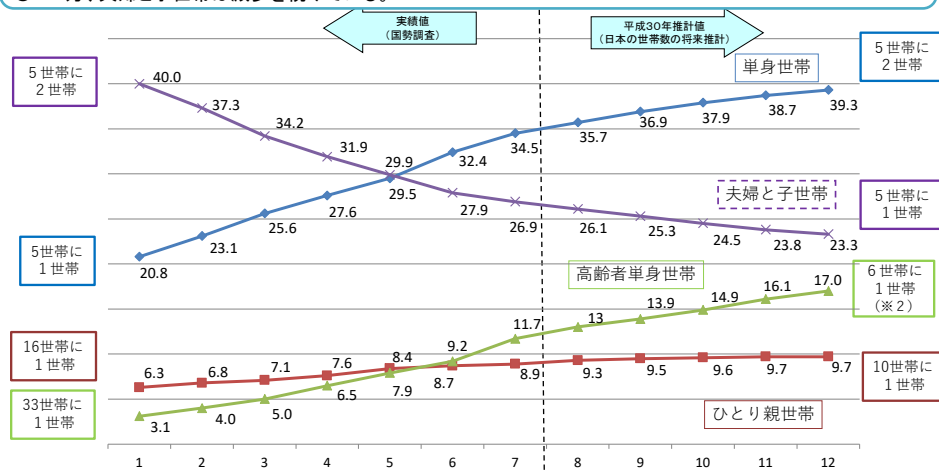
～個別的支援の充実は勿論のこと実態を踏まえた地域づくり等社会的取組の推進も重要～

※以下、統計等は厚労省、内閣府及びNHK提供資料



世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

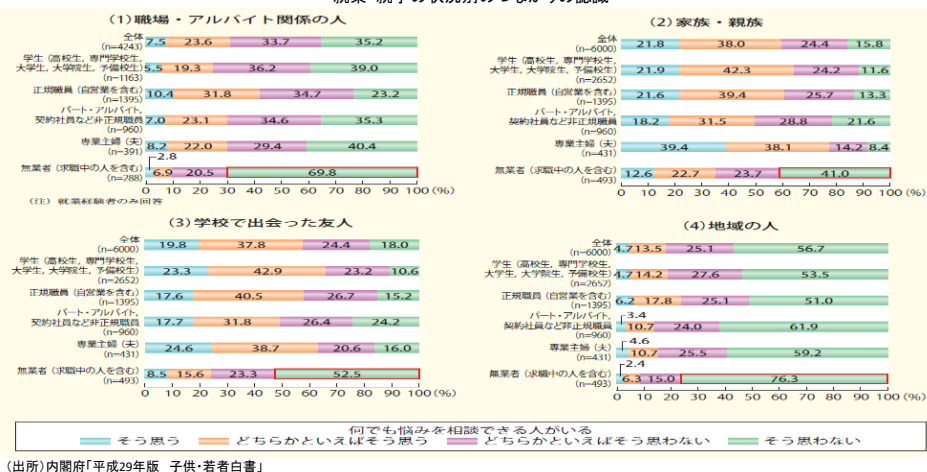
(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

若者の社会とのつながりの状況①

- 15～29歳の若者を対象とした調査では、「家族・親族」や「学校で出会った友人」の中に、「何でも悩みを相談できる人がいる」と答えた者の割合が高い。
- 一方で、無業者に限ってみると、「家族・親族」や「学校で出会った人」を含め、「何でも悩みを相談できる者がいる」と思わない」と答える割合が顕著に高く、社会とのつながりが希薄である状況が確認できる。

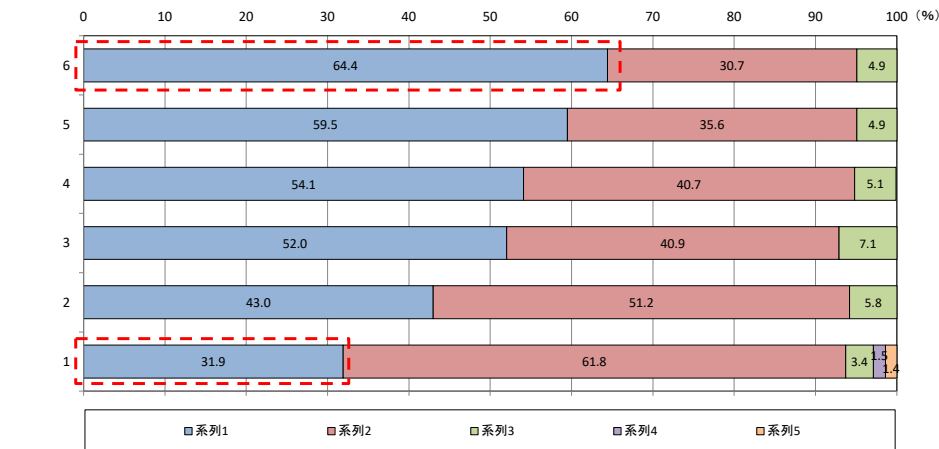
就業・就学の状況別のつながりの認識



(出所) 内閣府「平成29年版 子供・若者白書」

高齢者の近隣とのつながりの状況

- 60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域のつながりも希薄化する傾向にあると考えられる。



資料: 2008年以前: 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年: 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

注1) 対象は60歳以上の男女

注2) それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。

高齢者の地域社会への参加に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどない」

高齢者の日常生活に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがいい」、「つきあいがいい」、「わからない」、「無回答」

若者の社会とのつながりの状況②

- 居場所の数が多いほど、若者の生活の充実度は高まる傾向にあるが、無業者については、そのほかの若者と比べて、居場所になっっていると思う場の数が少なく、生活の充実度も低い傾向にある。

居場所の数別の生活の充実度



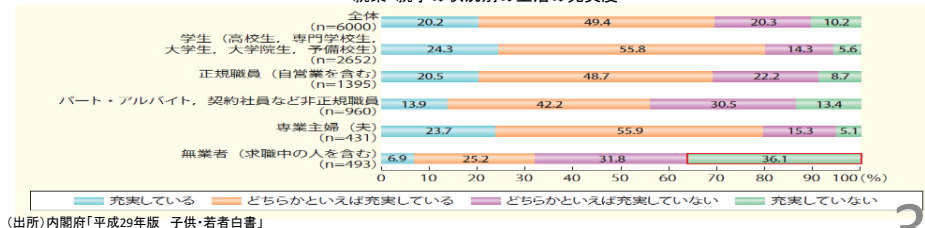
(注) 居場所の数は、①自分の部屋、②家庭、③学校、④職場、⑤地域、⑥インターネット空間の6つの場のうち、自分の居場所があるという質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答のあった場の数の合計。

就業・就学の状況別の居場所の数



(注) 就業・就学の状況別に、居場所になっっていると思う場を複数選択し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合。

就業・就学の状況別の生活の充実度

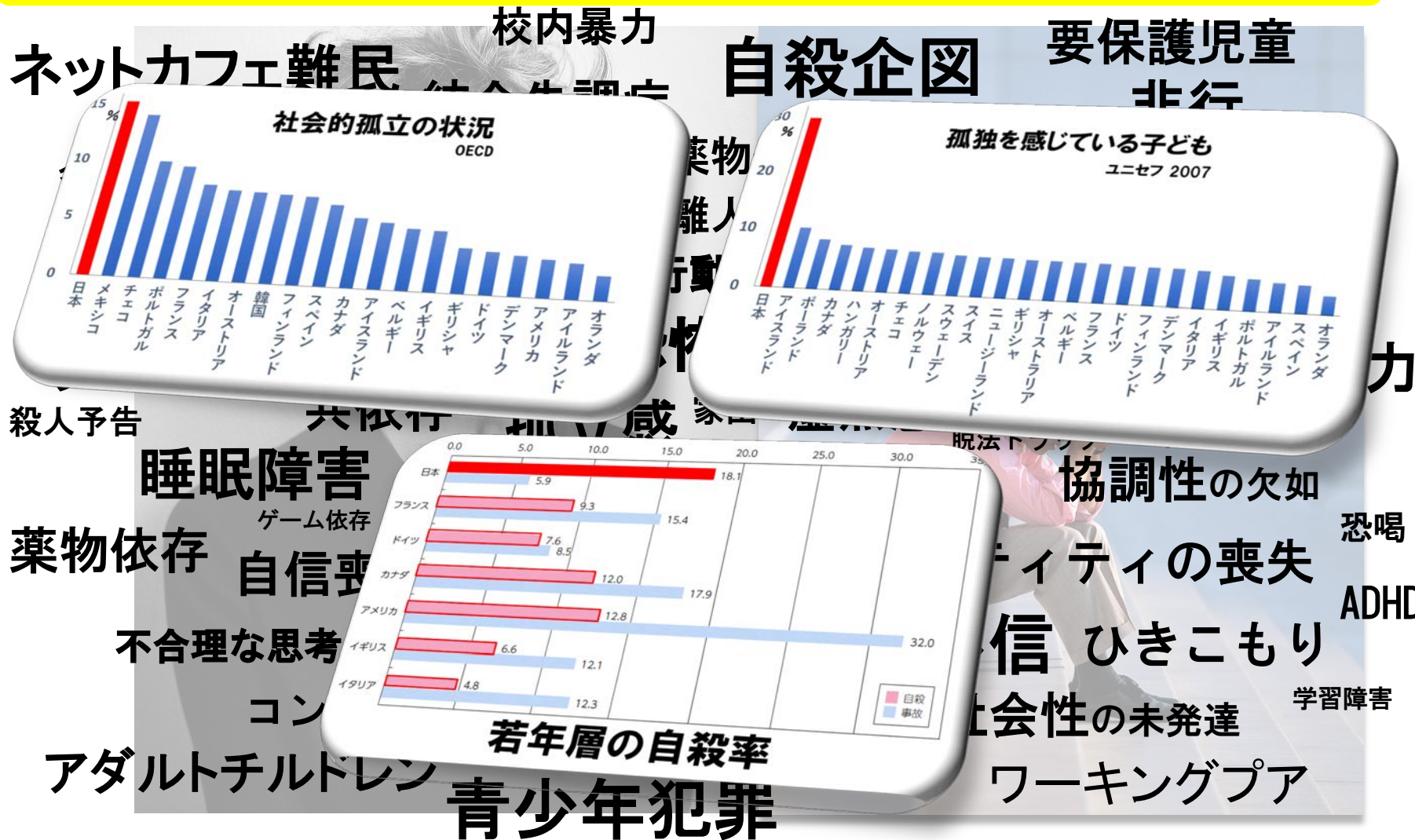


(出所) 内閣府「平成29年版 子供・若者白書」



社会的に孤立・排除され孤独の中で極限の状態に追い込まれる子ども・若者の存在
 ～「来ること」を待つ消極的な施設型支援の限界とアウトリーチ(訪問支援)の必要性～

急激な社会変化の中で子ども・若者が抱える問題は複雑化・深刻化している



「来ること」を待つ「施設型」支援のみで社会的孤立・排除を防げるのか？



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県及び佐賀市を中心とした協働実践： NPOスチューデント・サポート・フェイスの取組概要

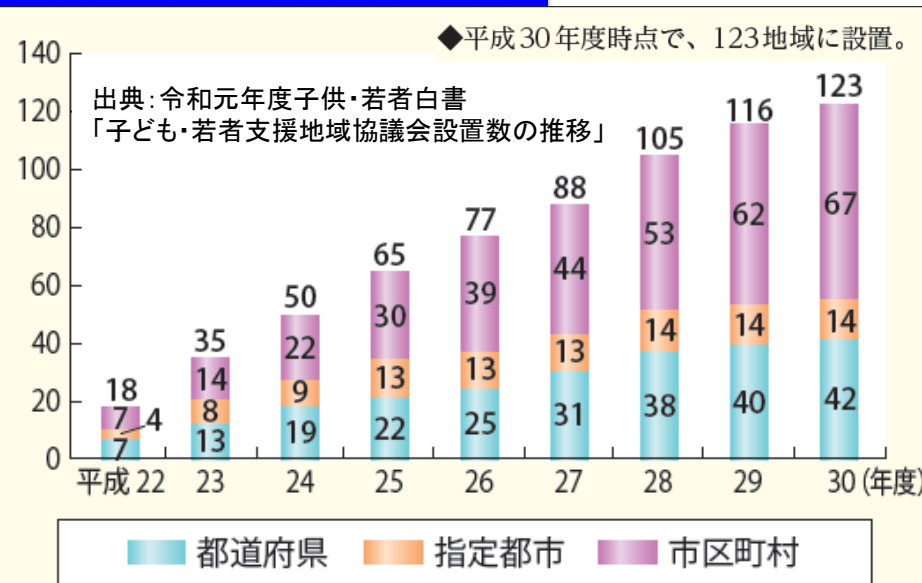
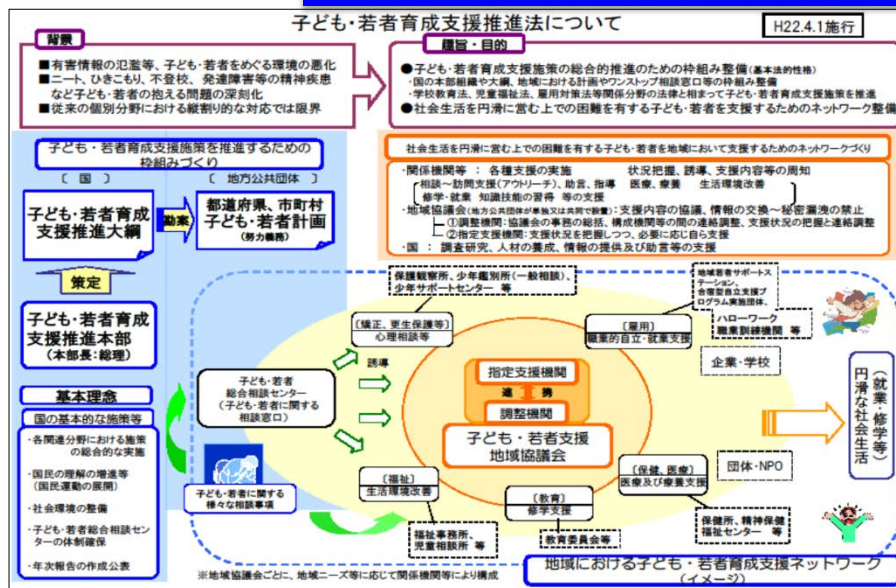
都道府県単位で全国初の設置となった 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく協議会に見る NPOスチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)の 佐賀県及び佐賀市における位置づけ

～子ども・若者育成支援推進法及び生活困窮者自立支援法に係る取組において中核的役割を担うNPO法人～



～子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実：佐賀県の全国初の取組の現状～

H22年4月佐賀県は都道府県単位では全国初となる法定協議会を設置



佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第3期）の一部改定



◎佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第3期）とは…

- 子ども関係の施策（次世代育成支援、子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援）を総合的かつ計画的に推進していくため策定
- 3つの法律に基づく3つの計画を一体のものとして策定
 - ① 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の実施に関する「県行動計画」
 - ② 子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業実施計画」
 - ③ **子ども・若者育成支援推進法に基づく「県子ども・若者計画」**

＜一部改定の背景＞

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が、
H28.2月に見直し
※ H22.7月決定の「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」を見直し・拡充
 これを受け
○ 本県の「子ども・若者計画」に位置付けている「佐賀県次世代育成支援地域
行動計画（第3期）」の一部を改定（一部改定の計画期間：平成29～31年度）

佐賀県の子ども・若者育成支援施策の展開 『5本の柱』



- | | | |
|---------------------------------|---|--------------------|
| <p>(1)子ども・若者の健やかな成長に向けた支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における育成支援 ○ 学校等における育成支援 ○ 若者の就労等支援の充実 | |
| <p>(2)困難を抱える子ども・若者とその家族への支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・若者支援地域協議会の支援ネットワークの充実及び要保護児童対策地域協議会との連携強化による総合的な支援体制の推進 ○ 子ども・若者総合相談センターの充実による自立支援体制の推進 ○ ニート等への就労支援の推進 ○ 困難な状況ごとの寄り添った支援の推進 | |
| <p>(3)子ども・若者の成長を支える社会環境づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進 ○ 子どもが安心してインターネットを利用できる取組の推進 ○ 地域で子ども・若者を育成する環境づくりの推進 ○ 子ども・若者が犯罪の被害に遭いにくいまちづくりの推進 | |
| <p>(4)子ども・若者の成長を支える人材の養成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での育成支援活動を活性化す人材の養成 ○ 次の時代を担う指導者・相談員等の発掘・人材育成 ○ 困難を抱える子ども・若者を支援する担い手の人材育成 | |
| <p>(5)次の時代を担う子ども・若者の育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 郷土への愛着や誇りを ○ グローバル社会を自ら切 | <p>出典：県こども未来課作</p> |

出典：県こども未来課作成資料

佐賀県次世代育成支援地域行動計画に関連施策を含め方針を明記し子ども・若者支援施策を着実に推進



子ども・若者育成支援推進法に基づく法定協議会において 県内唯一の指定支援機関を担うS.S.F.は各施策の連動性を高めるハブ機能を果たしている

《地域若者サポートステーション事業によって形成された支援ネットワークを発展的に継承している佐賀県子ども・若者支援地域協議会》

協議会の乱立を避け合理化を図るためH18年度に設置された「佐賀県若者自立支援ネットワーク」を拡充する形で発展的に継承！H22年4月、都道府県単位では全国初の設置！

県の関連上部機関がほぼすべて参画する 佐賀県における包括的かつ分野横断的な自立支援体制

H25年度から開設以来の全国トップクラスの実績が認められ県内2か所体制に移行！H29年度は行革の影響で武雄がサテライト化！



佐賀市、武雄市の3カ所の支援拠点



「センター」及び「サポステ」、
「さがすみらい」は県全域をカバー

H29年度からは「ひきこもり」に関して全年齢層を対象とし県全域をカバーする総合相談窓口「佐賀県ひきこもり地域支援センターさがすみらい（県障害福祉課）」を受託！

個別分野の知見や施策を結集して困難を有する 子ども・若者を総合的に支援

佐賀市からはH25年度より生活困窮者自立支援制度における総合相談窓口「佐賀市生活自立支援センター」を受託した他、H28年度からは青少年センターにおける相談窓口「子ども・若者支援室」を受託！

①調整機関（法第21条）

協議会運営の中核的存在
事務局機能
関係機関の役割分担や連携に関する調整

②子ども・若者総合相談センター（法第13条）

「たらい回し」を防ぐ一次の「受け皿」機能
ネットワークを活かした「つなぎ」機能
支援に関する専門的な情報の収集・提供等

③指定支援機関（法第22条）

アウトリーチ（訪問支援）及び関連支援
実践的・専門的な情報の提供及びリファ
法第15条第1項各号に規定する支援等

※年間6万2千件を超える相談対応！

②、③に関してアウトリーチを中核事業とし自立に係る各種総合相談窓口を受託・運営するS.S.F.が兼ねることで現場で縦割りを突破
本来の意味での「ワンストップ型」に近い相談サービスを提供（県全域）

S.S.F.はアウトリーチ活動を中核事業として自立に至るまでの総合的な支援事業を展開 ～すべての子ども・若者に「安心」と「希望」を！ NPOスチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)の組織概要～

【設立年月日】

○H15年7月5日設立(10月23日NPO法人化)、認定NPO法人化(H30年)

【主な支援対象】

- 不登校、ひきこもり、非行、ニート、生活困窮者
- 社会生活や自立に困難を抱える当事者及びその家族、関係者

【活動概要】

- 家庭教師方式(関与継続型)のアウトリーチ(訪問支援)活動が基軸
- 社会参加・職業的自立に至るまでに必要な各種相談支援事業の実施
- 足りないものは「協働」で創り出す！「協働型」「創造型」の社会資源の開発

【組織体制】

- 教育学、心理学、社会学等大学教授を中心とする理事会
- 教育・医療・福祉・労働分野の20代30代の専門職スタッフが中核
- 職員数 65名(常勤51名、非常勤14名) 登録スタッフ 249名

【財政規模】

※H31年3月31日現在

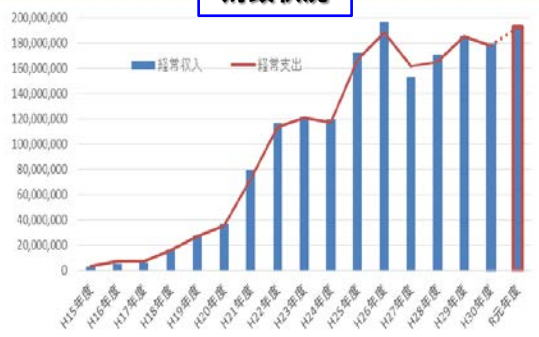
<経常収益>178,821,329円(H30年度決算) 193,044,120円(R元年度予算)

<経常費用>178,197,991円(H30年度決算) 192,647,708円(R元年度予算)

佐賀市、武雄市の3カ所の支援拠点



財政状況



令和元年度役員

【代表理事】

谷口 仁史

(佐賀県子ども・若者総合相談センター長、佐賀県ひきこもり地域支援センター長、社会保障審議会特別部会元委員長)

【副代表理事】

古賀 靖之

(心理カウンセリングルーム・認知行動療法研究所所長、臨床心理士)

【理事】

新富 康央

(國学院大学人間開発学部教授、教育社会学)

田中 豊治

(佐賀大学文化教育学部名誉教授、西九州大学大学院教授、社会学博士)

池田 久剛

(西九州大学大学院臨床心理学専攻教授、臨床心理士)

大庭 弘毅

(たけお若者サポートステーション所長、元中学校長)

松尾 秀樹

(さが若者サポートステーション総括コーディネーター、臨床心理士)

【監事】

長戸 和光

(佐賀駅前法律事務所、弁護士)

松尾 彰吾

(森田物産株式会社執行役員、営業部長)

【事務局長】

兒玉 陽子

(佐賀市生活自立支援センター長、学校心理士)

【事務局筆頭次長】

里村 勇士

(佐賀市生活自立支援センター主任相談員、キャリアコンサルタント)





S.S.F.は子ども・若者育成支援推進法に基づく佐賀県唯一の指定支援機関

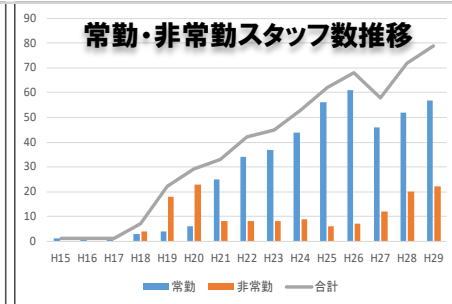
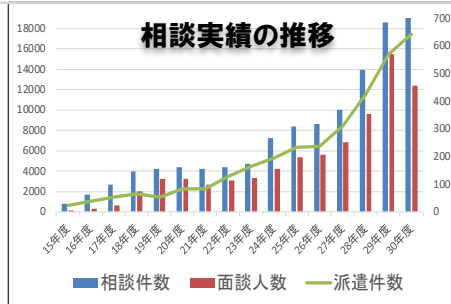
～アウトリーチと重層的支援ネットワークを活用した多面的アプローチによって自立までの支援プロセスを「伴走」～

認定特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス(略称:S.S.F.)

NPO本体事業に関連する相談実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
相談件数 (延べ件数)	820	1,744	2,659	3,991	4,223	4,427	4,237	4,436	4,718	7,267	8,427	8,633	10,010	13,913	18,643	21,625	119,773
面談人数 (月延べ件数)	185	322	629	2,059	3,260	3,266	2,715	3,119	3,328	4,244	5,411	5,659	6,844	9,590	15,488	12,390	78,509
派遣件数 (月延べ件数)	243	398	536	653	534	827	829	1,294	1,659	1,942	2,334	2,384	3,114	4,257	5,704	6,445	33,153

※委託事業における共有案件含む。



(ア) 上記のうち指定支援機関(法第22条)に係る訪問支援回数

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	総計
348	555	1,782	2,169	2,399	4,183	6,354	7,439	8,607	33,836

(イ) 指定支援機関として実施する適応支援プログラム

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	総計
908	769	566	1,833	1,697	1,878	4,146	4,101	15,898

※22年度は佐賀県子ども・若者総合相談センター(法第13条)業務として区分されていたため未集計

派遣先の9割以上から脱ひきこもり、学校復帰、進学、就職等状態改善の報告

アウトリーチ(訪問支援)を中核事業とした社会的自立に至るまでの総合的な相談支援事業の展開



佐賀県のサポステはアウトリーチを基軸に過去10年全国トップクラスの相談実績

～開設から10年間全国トップクラスの実績を支えたのはアウトリーチを必要とする引きこもり等の若年無業者の存在～

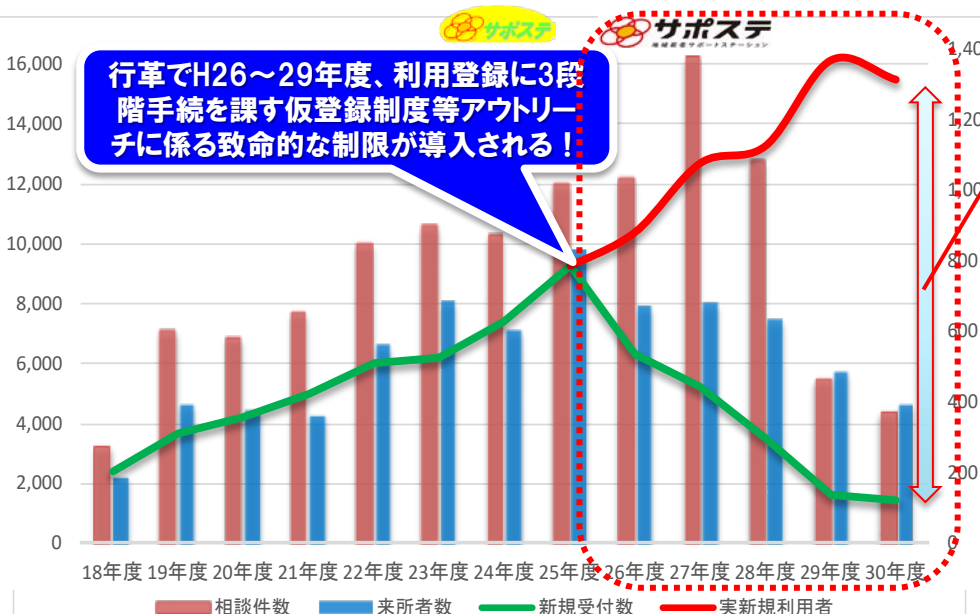
「佐賀県」における地域若者サポートステーションの相談実績(暫定値)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
相談件数 (延べ件数)	3,231	7,083	6,888	7,725	10,020	10,621	10,286	11,985	12,155	16,168	12,786	5,489	4,365	118,802
来所者数 (延べ人数)	2,235	4,670	4,471	4,302	6,677	8,108	7,138	9,760	7,922	8,022	7,499	5,746	4,650	81,200
受付カード数 (新規受付実数)	204	313	357	423	511	528	627	785	536	446	298	139	125	5,292

※H29年度からは全国初の「一括同意方式」の導入による実績の取り扱いについて行政側との協議が継続中のため数千件分の相談件数が未処理で左記実績には反映されていない

延べ相談件数は7年連続で年1万件超えてH28～30年度を除き佐賀サポステは全国トップレベルの実績

各年全体の約4～6割を占めるアウトリーチ対象者⇒孤立する若者の支援への誘導と家族支援が奏功



H25年度行革以降続いた国の事業スキームの主な変更点

- ①武雄サテライト化による大幅な予算の減額
29年度はアウトリーチがフルスペックで実施できた25年度予算との比較で約2千7百万円減、30年度は入札でさらに約500万減と大幅な予算減
- ②所属がある者の除外
完全不登校等中退リスクの高い者、職場における長期欠勤や休職中など無業化リスクが高い者であっても所属がある以上登録不可
- ③他施策との厳格なすみ分け要求
他機関から自立困難ケースとしてサポステに依頼されたケースでも経済困窮やひきこもり状態にあれば利用登録が不可
- ④ハローワークにおける申請手続の追加
初回来所時に相談者自身の問題等を記載した仮登録シートを作成し、ハローワークに提出、その後当該職員に評価及び意見等を付記してもらった上で再度サポステに来所して初めて利用登録(H30年度廃止！)

アウトリーチが機能停止に追い込まれる不利な環境に！

※H29年12月5日参議院厚生労働委員会の質問等を経てH30年度から仮登録制度は廃止に！本来のサポステ機能が今後取り戻されることに期待！

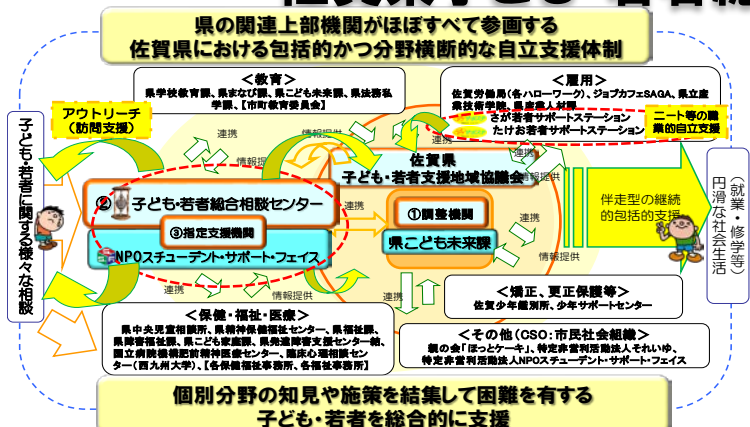
佐賀県はアウトリーチが基軸であるため国のスキーム変更後は本来の実績すら表現できない状況が継続

県こども未来課を中心とした自治体側の積極的な施策拡充で県全体としてのキャパシティの向上が実現

H31年度「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム」が始動！本来機能の回復に期待！

都道府県単位で全国初の設置となった佐賀県子ども・若者総合相談センター ～極めて高い県民の相談ニーズはS.S.F.の家庭教師方式のアウトリーチで培った専門性によって引き出されている～

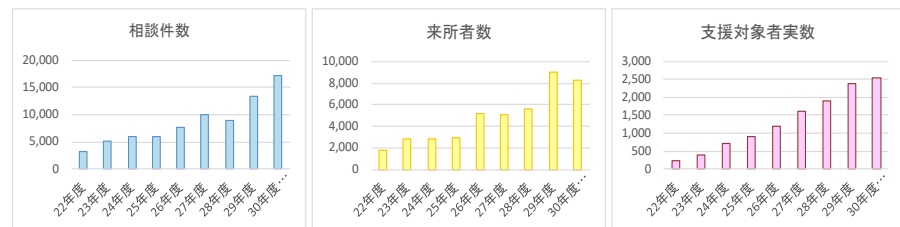
佐賀県子ども・若者総合相談センター関連の相談実績



- ①調整機関(法第21条)
協議会運営の中核的存在
事務局機能
関係機関の役割分担や連携に関する調整
- ②子ども・若者総合相談センター(法第13条)
「たらい回し」を防ぐ一元的「受け皿」機能
ネットワークを活かした「つなぎ」機能
支援に関する専門的な情報の収集・提供等
- ③指定支援機関(法第22条)
アウトリーチ(訪問支援)及び関連支援
実践的・専門的な情報の提供及びリファ
ー法第15条第1項各号に規定する支援等

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
相談件数 (延べ件数)	3,280	5,176	5,980	6,002	7,758	9,912	8,980	13,412	17,269	77,769
来所者数 (延べ人数)	1,806	2,833	2,891	2,977	5,187	5,089	5,590	9,027	8,338	43,738
支援対象 者実数	224	383	716	900	1,202	1,606	1,895	2,374	2,531	

全国各地に設置されるセンターの中でもトップクラスの相談実績



アウトリーチによる高い改善率：関係機関からの相談も喚起
相談件数28.7%増、過去最高の相談件数を更新！

ア) H30年度相談実績内訳(H30年4月～H31年3月末日)

(1) 相談件数17,269件の内訳(延べ数)

	本人	保護者	関係機関	その他	計
電話・メール	2,821	1,787	3,204	1,919	9,731
来所	2,616	889	159	34	3,698
訪問	1,382	431	1,194	833	3,840
合計	6,819	3,107	4,557	2,786	17,269

(2) 来所者8,338名の内訳(延べ数)

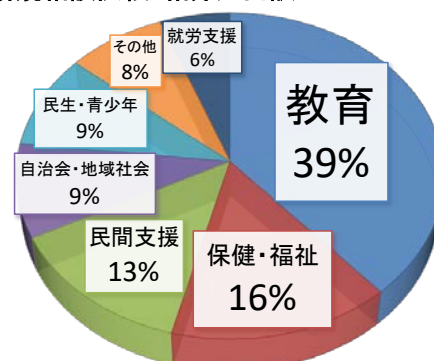
	本人	保護者	関係機関	その他	計
	5,383	1,352	1,153	450	8,338

※併設されるサポステ及び佐賀市生活自立支援センターの面談・セミナー等の利用者は含まない

(3) 新規相談者の年齢内訳(実数及び割合)

0～9歳	10歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	不詳	計
32	237	101	76	37	483
6.6%	49.1%	20.9%	15.7%	7.7%	100%

(4) 新規相談依頼・紹介元内訳



イ) 他機関連携(累計)

リファ－及び連携件数	
H22年度	564
H23年度	876
H24年度	1,019
H25年度	1,080
H26年度	1,166
H27年度	1,518
H28年度	1,301
H29年度	1,872
H30年度	1,693
合計	11,089

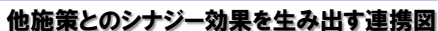
ウ) ケース会議 ※指定支援機関(法第22条)業務

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
ケース会議	445	374	540	533	651	801	654	803	1,043	5,844

※関係者の負担軽減等の観点から電話やICTを用いたケース検討を主に実施

法定協議会構成機関との連携協力体制が年々発展 **11**

～生活困窮者自立支援法に係る取組においてもS.S.F.が有する機関誘導型、関与継続型のアウトリーチノウハウの有効性は高い～



※支援対象となる若者にとっても職業的自立を支援するサポステの位置づけは相談に対する抵抗感を低める上で重要

○本制度は、S.S.F.が受託する他施策との厳格なすみ分けが行われているため、実態としてはより多くの市民が支援を受け困窮状態から脱却・自立に向かっている。

◎放課後学習会(※S.S.F.はスタッフ派遣等で協力):佐賀市内の中学校数・・・18校、1校につき年間124時間、参加生徒数・・・1,166名、◎不登校児童生徒支援業務における学習支援員の年間の対応実数:小学校121名、中学校149名 total 270名、◎訪問支援による学校復帰サポート事業における「訪問型」学習支援:対応実数 197名、実施回数 1,261回、◎その他関連事業の対応実数(一部佐賀市外を含む):訪問支援対応実数 1,210名、適応支援(学習支援含む)645名◎学習支援を伴わない新規相談登録実数年746名は除く。◎委託事業に絡まないS.S.F.本体事業における(家庭教師方式のアウトリーチ)対象者は除外。

佐賀市は関連事業を含め県内で最も充実した取組が展開されている地域のため当該センターではアウトリーチを重視



佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」平成29年度・30年度事業実施状況 ～S.S.F.が持つアウトリーチ(訪問支援)に対するニーズの高さを背景に全国トップクラスの相談実績を収めている～

佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」の相談実績

①相談件数**7,842件**

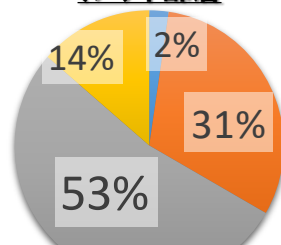
(訪問件数**2,705件**)

※H29年5月15日～H30年3月31日

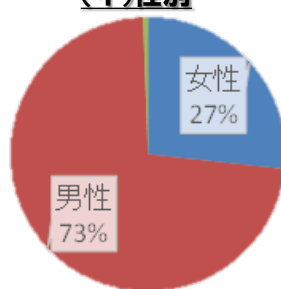
②支援対象者**543名**

※以下の実態調査はH29年度

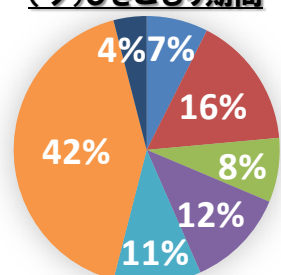
(ア)年齢層



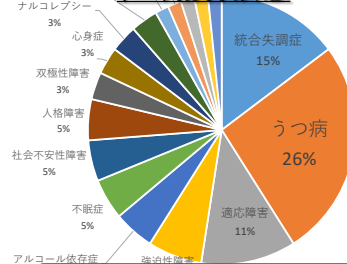
(イ)性別



(ウ)ひきこもり期間

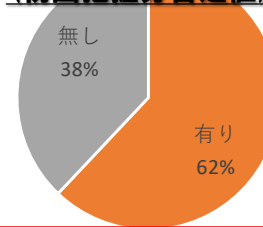


(エ)精神疾患



(オ)支援履歴

(初回把握分暫定値)



40代以降約33%、全体の42%が10年以上のひきこもり歴

相談・支援に対しても強い不信感・拒絶感を持つ者が多い！

長期化、深刻化、複雑化したケースが中心：多職種連携による
アウトリーチと社会参加・自立に至るまでの伴走型支援が不可欠

未来への一步を一緒に探していきます

さがすみらい
佐賀県ひきこもり地域支援センター

「さがすみらい」とは？

ひきこもり状態にあるご本人、ご家族や関係者の方からのご相談を受け付けております。また、ひきこもりの第一着相談窓口として、状況に応じて適切な支援へと繋げていきます。

こんなお悩みや不安を抱えている方

- 人と関わるのがとても苦手です 外出できない
- 仕事を辞めたら月日が過ぎてしまった...
- これからどうすればいいかわからない
- 家族や知り合いがひきこもっている人だけど、どう対応すればいいかわからない

まずは、お問い合わせください
(個人情報厳重に守ります)

さがすみらい
佐賀県ひきこもり地域支援センター

TEL 0954-27-7270
FAX 0954-27-7280

（代） 佐賀県佐賀市山崎2丁目2-7 KITAJIMAビル1階
（代） 相談は原則予約制です。お電話ください。中心予約がない場合はお持ちください。ご了承ください。

佐賀県 佐賀市 山崎2丁目2-7 KITAJIMAビル1階
TEL 0954-27-7270 FAX 0954-27-7280

佐賀県 佐賀市 山崎2丁目2-7 KITAJIMAビル1階
TEL 0954-27-7270 FAX 0954-27-7280

はじめの「一步」を一緒に踏み出しませんか？
一人ひとりに寄り添った支援を行います

教育・医療・福祉など、さまざまな支援ネットワークを活用し、ひきこもり状態にある方を総合的に支援します。

総合相談

相談の流れ

ご相談受付

- ご本人
- ご家族
- 関係者等

学習支援

職業見学・体験

就労相談

心理面接

ボランティア活動

食糧セミナー(パソコン・音楽・コミュニケーションなど)

訪問支援(アウトリーチ)

関係機関との連携

臨床心理士などの専門スタッフが、ご本人またはご家族、関係者等と話し合いながら、一人ひとりの状態に応じた伴走型の支援を行います。

外出が困難な方には、電話相談や面談を通じ、状況に応じて、訪問支援・同行支援を行います。

※S.S.F.の自主事業も含まれています。

your future

Independence of each

それぞれの自立

Receptionist

「さがすみらい」はS.S.F.が受託運営しています

佐賀県(障害福祉課)との協働の下、特定非営利活動法人NPO スチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)が運営しています。



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

アウトリーチの有用性と実践によって明らかとなった子ども・若者の実態

アウトリーチは今後の子ども・若者の 自立支援を推進する上で欠くことの出来ない取組

～「来ることを待つ」従来型支援の限界を補うための専門的支援としてのアウトリーチ～





今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点①

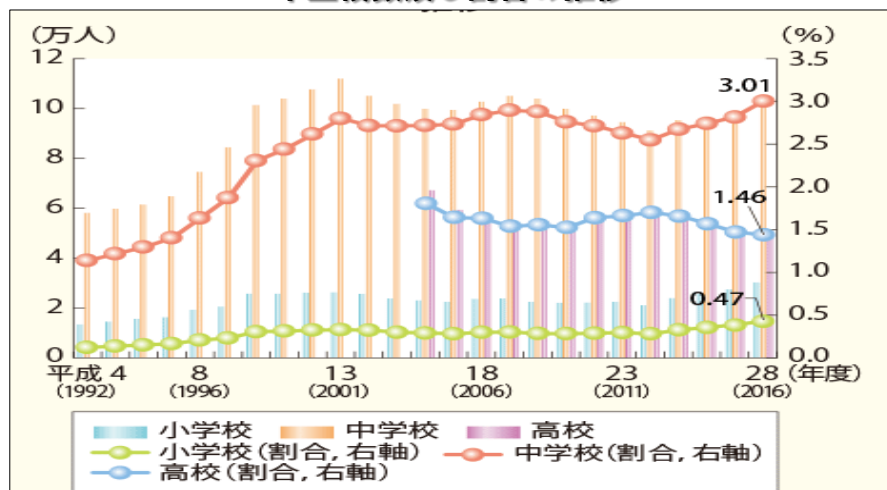
～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴①】

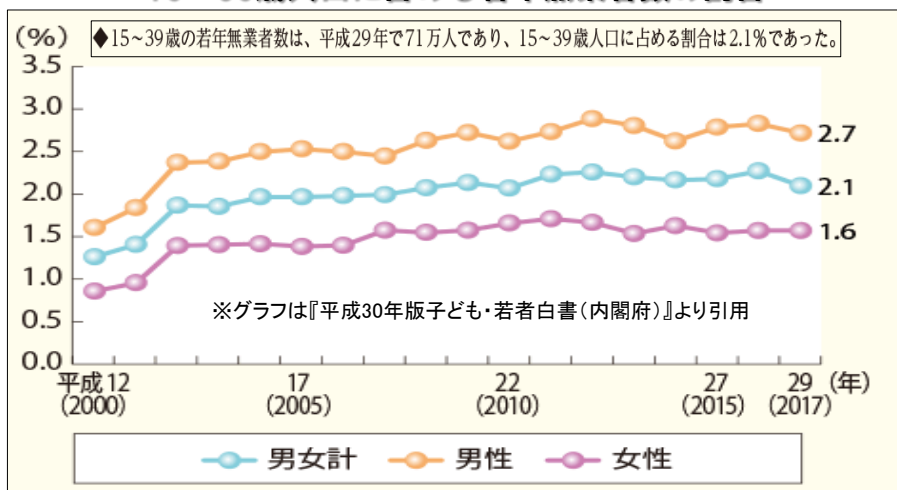
専門家の配置や相談窓口の開設等「施設型」「来訪型」支援が公的支援の主流であり、これらの窓口の多くは当事者の自発的な相談行動を支援の前提としている。

「施設型」「来訪型」支援の拡充に反した厳しい現実

不登校数及び割合の推移



15～39歳人口に占める若年無業者数の割合



施設に足を運ぶこと自体に困難を抱えている子ども・若者の存在

「ひきこもり人口」: 54.1万 (15～39歳) + 61.3万 (40～64歳) = 115.4万人

「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者にアプローチできていないのではないか？



今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点②

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴②】

不登校、ひきこもり、非行、ニート等の支援機関では、表面的な状態を改善するための助言・指導、カウンセリング、適応訓練、投薬等本人に対する対応が中心となっている。

子ども・若者が抱える問題の深刻化かつ複雑化

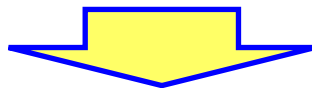
「不登校」対策で実際に対応が必要になった事項

- いじめ被害、暴行、恐喝、性犯罪・・・
- 性的・身体的虐待、ネグレクト、DV、貧困、離婚問題・・・
- 出会い系サイト被害、ドラッグ、児童売春、援助交際・・・
- 摂食障害、リストカット、うつ、強迫性障害、統合失調症・・・
- 学習障害、自閉症、アスペルガー等発達障害・・・
- ネット依存、ギャンブル依存、ストーカー行為・・・
- 暴走行為、粗暴行為、暴力団勧誘、青少年犯罪・・・

県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査(26年度)

- 精神疾患(疑い含む)・・・43%
- 発達障害(疑い含む)・・・43.2%
- 依存行動(ネット依存等)・・・28.1%
- 虐待(疑い、過去の経験含む)・・・13.6%
- 家族問題(家族の精神疾患、DV等)・・・63.4%
- 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)・・・20.1%
- 多重困難家庭・・・84.9%

いじめ被害による自殺、虐待による致死事件等に象徴される生育環境に困難を抱える子ども・若者



生育環境の問題の解消も含め
積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？

今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点③

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴③】

年齢別、問題別に相談窓口等が設置されたことで専門性の向上は見られるものの、とりわけ複合的な問題を抱えるケースなどは問題の解決や社会参加・自立まで見届けるのが難しい。

自立を難しくする学校教育段階での躓きの実態

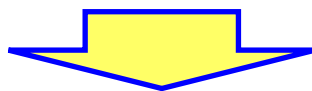
「さが若者サポートステーション」における
「ニートの状態にある若者」の実態調査

修学時の不適應経験・・・70.2% (97.2%)
いじめ被害経験・・・30.5% (52.8%)
施設型支援の利用経験・・・61.2% (76.7%)
支援機関の利用経験(複数)・・・48.5% (63.1%)
※22年度調査、()内はアウトリーチ対象者に限定したもの

厚労省:「ニートの状態にある若年者の実態
および支援策に関する調査研究報告書」

不登校経験・・・37.1%
学校でのいじめ・・・55%
精神科又は心療内科での治療・・・49.5%
ハローワークに行った・・・75.8%

複数の公的支援を受けながらも自立が達成されない子ども・若者の存在



**社会参加・自立まで
責任を持って見届けられる体制が必要なのではないのか？**



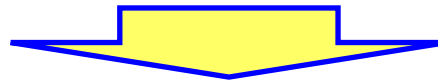
子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する
不適応問題の実態に即した改革が必要

エビデンスの中から導かれた社会的な視点

「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者に
アプローチできていないのではないか？

生育環境の問題の解消も含め
積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？

社会参加・自立まで
責任を持って見届ける体制が必要なのではないのか？



既存の支援体制の限界を補い
分野横断的な対応を可能とする専門的支援
アウトリーチ（訪問支援）の必要性



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

多重に困難ケースの自立支援において 従来型の縦割りの対応では 長期化・深刻化を招くリスクが高い

～多重困難ケースから考察するアウトリーチ及びネットワーク活用型支援の必要性～





すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界

～単一機関による縦割りの対応では複合的な問題を解決することができない～

多重困難事例を通じた従来型支援の限界性の考察

いじめ問題

学校でひどいいじめをしている生徒に対して複数の教職員がチームで指導しているが改善しない...

いじめ被害を訴える生徒と加害者とされる生徒、**双方の主張が対立**して保護者を巻き込んだ論争に...

いじめの**加害者側の保護者が子どもをかばって反省せず**、逆に学校に対して再三苦情をあげてくる...

粗暴行為を繰り返す生徒のせいで他の生徒の人権が犯されている。早急に施設送致か転校せよ！

発達障害

問題行動に対してチームで指導しているが**生徒の受け止め方が独特で善悪の判断がついていない**...

こだわりや空気をよまない発言、授業中の徘徊など多動性が見られ、**発達障害の疑いが強いが親が...**

養育問題

一人暮らしのおばあちゃんが元気が良過ぎる子どもを引き取って育てている。倒れないか心配で...

ひとり親家庭で**経済的に苦しい**せいか朝ごはんを食べてこないし夜も偏った食生活している！

クレーマー問題

学校に対して毎日のように苦情の電話をかけ、**関係機関にも学校の誹謗中傷を繰り返している**...

苦情のため警察に飲酒運転で乗り込んだり、上部機関にクレーム入れて個人攻撃したり手におえない...

被虐待児童の**転入手続で法的ミス**を犯し、保護者から脅されている。立場上ミス公表できず限界...

昼夜問わず、休日関係なく自宅まで抗議の電話が...。自分はずつになり家族も別居状態に...

家族問題

元夫からDVを受け、フラッシュバックが強くアルコール依存症に...。憎しみと悲しみで自分が保てない

自分の娘と中学生の孫から暴力をうけ**軟禁**されている。命の危機も感じる銀行のカードも奪われた...

父親がいないため、息子から**毎日**のように家庭内暴力を受け続け、お金を盗られる...肋骨も折れた...

うつ病と診断された。でも医師からセクハラを受け病院は信用できない！**行くぐらいならもう死ぬ**...

虐待問題

県外に在住している祖母が一時的に預けていた一人息子を返さずに違法に育て続けている...

保護者が**宗教に加入し子どもに無理に教義を覚えさせたり**、強引に勧誘するなど関係者が困っている...

アルコール依存のひとり親で子どもに絡むだけでなく、学校や近所でも度々**トラブル**を起こしている...

マンションの住民から親子喧嘩がうるさいと騒音の苦情がしばしば。**子どもが泣き叫ぶ声**も聞こえる...

非行問題

スーパーでの万引きや友人宅での盗みを繰り返して警察に捕縛されるなど急激に素行が悪くなっている...

夜親が働きに出て不在の家庭が不良中学生のたまり場に。喫煙、飲酒、不純異性交遊等が行われている！

周りの生徒が自分に不愉快な思いをさせたといいがかりをつけ**金銭を要求**している。これはもう恐喝...

酔っ払いの中年男性に集団で暴行したり、リアルケイドロと称して警察をおちょくって遊んでいる！

高校中退者問題

1学期は部活も学習も頑張っていたんだけど担任とトラブルがあってからは人が変わったように不良に...

家族問題を抱えている生徒であっても、進学校は勉強を教えることが役目。そこまで**面倒は見れない**...

約束破りし世話してくれる先生に感謝もない。人格的に問題がある。**甘え断って社会で苦勞させるべき**。

喫煙、飲酒、暴力...いかなる理由があっても**自己責任**。高校は義務教育ではない。**退学しない**...

ニート問題！？

中卒だからって職場で**バカに**されてる...。同じ仕事をしてのに給与も格差あるし続けてられない！

親からこれまでやってきたひどい行いに対する**慰謝料をもらってる**のでしばらくは働くつもりはない。

同じ時間拘束されるんだったら都会で時給が高い方がいいし、さらに**飲み屋とか夜の仕事**が割がいい。

職場の人間関係も友人関係も**維持**できない...。仕事もうまく行かないし分ってくれる人はいない...

すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界
～単一機関による縦割りの対応では複合的な問題を解決することができない～



教育分野

家庭環境の問題の改善を避けていないか？

指導に従わないから悪いと決めつけていないか？

進学の際中退するリスクは検討されたのか？

就職率、離職率は考慮したのか？

生徒の3年後、5年後の状態を把握しているのか？



福祉分野

人の人生を預かるだけの専門性を有しているのか？

子どもと老人等、支援ノウハウの違いを理解しているか？

支援によって当事者の依存を生んでいないか？

当事者の不当な要求にコントロールされてはいないか？

制度の枠組に無理に当てはめようとしていないか？



医療分野

本心を引出せるだけの関係性ができているのか？

虐待ケースに投薬は抜本的な解決方法になり得るのか？

当事者が解決能力を有さない場合、環境要因にどう対応する？

長期化による深刻化に対してどう責任を持つ？

社会経験の不足、社会的遅れ等による2次的問題にどう向き合う？



労働分野

学歴も資格もお金もない若者に対してどう支援する？

精神疾患等特段の配慮が必要なケースの見立ては十分か？

離転職を繰り返す若者に対し本人要因以外の分析は加えているか？

若者との関係性を築けるだけの若者理解ができているか？

生育環境の問題を抱える若者に根性論で対応していないか？

既存の取組で将来的な自立に結びつく「責任ある支援」ができているのか？



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

アウトリーチを用いることによって明らかとなった 社会的に孤立する子ども・若者の実態

～急激な社会変化と背景要因の複雑化・深刻化がもたらす「従来型」支援の限界と対策の困難性～





孤立化・深刻化しているケースは従来型のカウンセリングのみの対応では解決が難しい

～学校や職場、家庭等所属する環境の問題に直接アプローチする専門的手段の必要性～

佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査

＜対象者年齢別内訳＞

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30歳以上	不詳	合計
123	1,339	573	327	36	2,398

※H22.4～H29.3新規対象者合計

＜実態調査対象者＞

H22～H28年度「佐賀県子ども・若者総合相談センター」利用者2,398名

※割合には十分な情報が得られなかった者167名を除き算出

H22年度～H28年度		項目	あり	割合
配慮すべき疾患 および障害	1	精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	2	発達障害(疑い含む)	975	43.7%
行動面の問題	3	暴力	404	18.1%
	4	非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	5	依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	6	医療機関受診	785	35.2%
支援機関を利用するに あたったの困難	7	多重の問題	1,890	84.7%
	8	対人関係の問題	1,879	84.2%
家庭環境	9	家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
	10	虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	11	被支援困難者 (経済的事由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数			2,231名	

支援の際留意すべき点

84.2%を超える子ども・若者が対人
関係に問題を抱えている

28.7%の子ども・若者で何かしらの
依存行動が認められる

4割を超えるケースで精神疾患、発達
障害等特段の配慮を必要とする

虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャン
ブル依存、貧困等生育環境の問題

63.7%で家族自身も悩みを抱え疲弊
するなどして支援を必要としている

多重に困難を抱える子ども・若者が
84.7%と高い割合を占める

従来型のカウンセリングによる本人支援のみでは効果が見込めないケースも多い

多重に困難を抱える子ども・若者の支援には「環境」に対するアプローチも重要

佐賀県の地域若者サポートステーションにおける実態調査

<H28年度対象者年齢別内訳>

15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
19%	29%	24%	13%	15%

①義務化されている 仮登録における実態調査

地域若者サポートステーション事業仮登録シート			
サポスタ名	担当者名		
支援対象者基本情報			
仮登録番号	年齢		
居住地 (市町村)	市・区・町・村	性別	男・女
学歴	・中学・高校 ・短大・高等 ・大学・大学院 ・専門学校	職業経歴 (アルバイトを含む)	有・無
現在利用している支援機関(※1)	現在の生活状況(※2)		
改善項目			
生活習慣	・就業活動をするだけの体力がない。 ・時間を守ることができない。 ・生活リズムが不規則(昼夜逆転など)。		
コミュニケーション能力	・集団に対する緊張感が強い。 ・聞かれたことに対して適切な受け答えができない。 ・声が小さく聞き取りづらい。 ・相手を見て話せない。		
職業に関する意識	・仕事への関心が見られない。 ・働いている自分がイメージできない。 ・自分で仕事を模索することができない。 ・決められたルールを守れない。		
社会適応能力	・自分に何ができるとは思えないなど自己否定的感情が強い。 ・自分を否定されるのが怖い。 ・失敗のイメージしか浮かばない。		
自己肯定感	・困難な場面に遭遇したらすぐ諦める。		
早期退去(タフ)	・状態レベル		
レベル1	・働くことに関する意識はあるものの、働くことについてイメージができない。		
レベル2	・働くことについて漠然としたイメージしかできない。まだ明確な方向性を持っていない。		
レベル3	・働くことについての方向性が見えていて、情報収集をできる。しかし、就職に向けての行動には移せていない。		
レベル4	・働くことについての方向性が見えていて、就職に向けての行動に移すことができる。しかし、通勤・通勤ハローワークが取り扱う求人への就職に向けて対応できない。		
レベル5	・(サポスタの支援が必要なレベル) 働くことについて方向性が見えていて、通勤・通勤ハローワークが取り扱う求人への就職に向けて対応できる。		

②多軸評価アセスメント指標 Five Different Positions実態調査

○対人関係○

- Level1 対人恐怖を抱え、他者への警戒心、拒絶感が強く接触が全くできない状態にある。
Level2 他者への警戒心、拒絶感が強い状態であるが、特定の人間であれば接触が可能である。
Level3 個別での対人接触は可能であるが、強い苦手意識があり、コミュニケーションが不十分である。
Level4 小集団での対人接触が可能で、一定の枠組の下でのコミュニケーションは可能である。
Level5 集団での対人接触が可能で、日常的なコミュニケーションをとることができる。

○メンタル○

- Level1 精神疾患を有する状態で、重度の幻覚・妄想や自殺企図があり、自傷他害のリスクが高い。
Level2 精神疾患を有する状態で、投薬等によって症状が抑えられているが自傷他害のリスクがある。
Level3 精神疾患もしくは境界領域で、ある程度の自制が可能で条件次第で限定的に社会参加ができる。
Level4 精神的に不安定であるものの、助言等で自制が可能な状態で一般的な社会参加が可能である。
Level5 精神的に安定しており、社会生活を営む上での支障がない。

○ストレス○

- Level1 ストレス耐性が脆弱で、些細なストレスでも心身に影響が生じるため、社会生活が送れない。
Level2 ストレス耐性が弱く、しばしば心身への影響が認められ、社会生活を営む上での困難がある。
Level3 ストレス耐性は中程度で、一定のストレスが溜まることで時折、社会生活に支障が出てくる。
Level4 ストレス耐性が比較的強く、助言等があれば自制が可能で、一般的な社会生活が送れる。
Level5 ストレス耐性が強く、自制が可能で社会生活を営む上で支障がない。

○思考○

- Level1 全てにおいて悲観的・否定的な考え方で、客観的な意見を受け入れられず自制もできない。
Level2 悲観的・否定的な思考で、自制はできないが時として客観的な意見を受容することができる。
Level3 悲観的・否定的思考傾向にあるが、助言等を受け入れ、ある程度の自制が可能な状態にある。
Level4 一般的な思考傾向にあり、助言等によって物事を合理的に考え、自制が可能な状態にある。
Level5 一般的な思考傾向にあり、自ら物事を柔軟に捉えたり、合理的に考えることができる。

○環境○

- Level1 虐待やDV、不法行為等の深刻な問題が存在し、行政による緊急介入が必要な状態にある。
Level2 家庭内暴力や家族間の対立等の問題が存在し、家族機能が著しく低下した状態にある。
Level3 家族間の不和等の家族問題が存在し、家族機能が低下した状態にある。
Level4 家族問題が存在するものの、家族機能がある程度保たれている。
Level5 一般的な家庭環境で、家族機能が健全に保たれた状態にある。



支援の際留意すべき点

73.2%が集団に対する強い苦手意識を持つなどコミュニケーションに困難を抱える

対人恐怖等を抱え長期化・深刻化のリスクが極めて高いケースも26%に及ぶ

全体の32%が治療が必須となるレベルでメンタルヘルスに不調をきたしている

88.6%で自己肯定感が低下し、不合理的思考が極端に強い者も3割に及ぶ

ストレス耐性が脆弱で職業訓練等一般的な支援が活用できない者が46%に上る

虐待、DV等家庭環境の影響が深刻なレベルにある者も24%に上り困難が複合化

背景要因に対する合理的配慮を伴わない支援は悪化のリスクを高めるため留意

多重困難ケースにはアウトリーチとネットワークを活用した多面的アプローチが必要



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

S.S.F.が多様な主体との「協働」で実践した組織づくり

従来型の取組の限界を真摯に受け止め 実態に即した組織体制を整えることが極めて重要

～S.S.F.が「官民協働」で実現している従来の枠組を超えた分野横断的な組織づくり～





深刻化・複合化する問題に対処するためには複数分野の専門職によるチーム対応が原則



～若年無業者の職業的自立を達成するためには本人支援のみならず背景要因を含む包括的な支援が必要～

経験と実績を有する複数分野の専門職によるチーム対応

産業カウンセラー

キャリア・コンサルタント

臨床心理士

社会福祉士

精神保健福祉士

教員免許

支援コーディネーター

【登録スタッフの保有資格】 臨床心理士、公認心理師、キャリア・コンサルタント、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、学校心理士、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士、ファイナンシャル・プランニング技能士、理学療法士、サービス管理責任者、SSF支援コーディネーター、職業訓練校指導員免許、心理相談員、薬剤師、医師、看護師、LD教育士等

【年齢】 20代～70代の各世代を雇用：関係性の重視と世代間の連携 ※赤字は常勤職員の保有資格

「シフト制」の採用による多様な組み合わせ：効果的かつ効率的な運営

東部地区サポステ

サポステ相談支援事業

- ① 総括コーディネーター (月12日) 1名
- ② 相談支援員 (月15日) 1名
- ③ 情報管理員/キャリアコンサルタント (月14日) 1名
- ④ キャリアコンサルタント (月14日) 1名
- ⑤ キャリアコンサルタント (年94日) 1名
- ⑥ チャレンジ体験コーディネーター (月2日) 1名
- ⑦ チャレンジ体験コーディネーター (月20日) 1名
- ⑧ チャレンジ体験コーディネーター (月12日) 1名
- ⑨ チャレンジ体験コーディネーター (月5日) 1名

ステップアップ事業

- ① ステップアップ支援員 (月10日) 1名
- ② ステップアップ支援員 (月12日) 1名
- ③ ステップアップ支援員 (月12日) 1名
- ④ ステップアップ支援員 (月14日) 1名
- ⑤ ステップアップ支援員 (月10日) 1名

※原則として日単位の区分(重複無)
※これと別に、県負担臨床心理士月18時間有り(予定)
※事務員などは除く

シフト制

多様なマッチング

西部地区サポステ

サポステ相談支援事業

- ① 総括コーディネーター (月20日) 1名

ステップアップ事業

- ① ステップアップ支援員 (年114日) 1名

支援対象となる当事者個々人の状態、その時々々の状況に応じた適切な相談対応を実施するため、人員体制面においても限られた条件の中で最大限の工夫を重ねる！利用者にとって最も合った相談員が対応できるよう配慮！

※図は平成27年度のサポステの人員体制で関連事業は含まない
※他の相談窓口ともシフトを組むことで多様なマッチングが可能

個別担当者制とチーム対応の併用：「より多く」の若者に「より深く」関与することが可能

支援に抵抗感を持つ当事者への対応には関係性を重視し世代的条件も考慮

～S.S.F.の支援介入困難度による役割分担と世代的条件を加味した関係性重視のマッチング～

「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会作業部会」 アウトリーチの4分類

①【機関誘導型】(短期誘導型)
若者自立支援機関に誘導するための家庭へのアプローチ

②【関与継続型】(長期主導型)
直接的自立支援を行うための家庭へのアプローチ

③【機関連携型】
若者と接触するための関係機関へのアプローチ

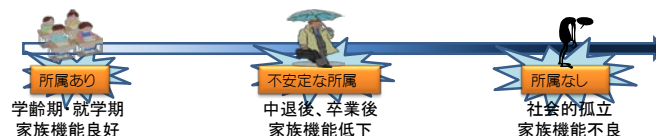
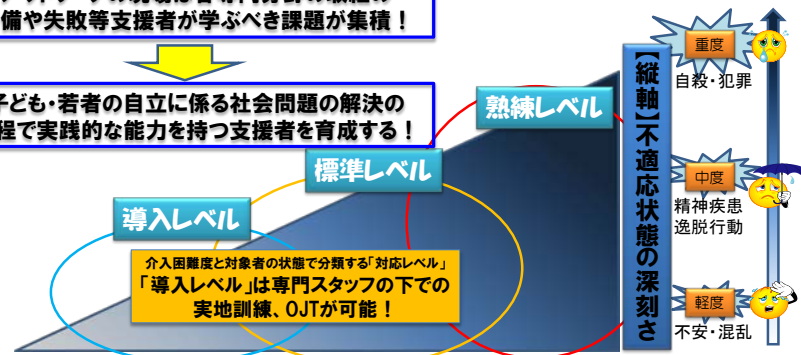
④【直接接触型】
若者と接触するための若者の集まる居場所へのアプローチ

ちょっとした不安を抱える子どもまで専門家が対応するのは非効率！人材育成も兼ねて若い世代を活用すべき！

「支援介入困難度(レベル)に基づいた役割分担」 世代的条件をも加味した対応を可能とするS.S.F.の体制

アウトリーチの現場は各専門分野の取組の不備や失敗等支援者が学ぶべき課題が集積！

子ども・若者の自立に係る社会問題の解決の過程で実践的な能力を持つ支援者を育成する！



熟練レベル

各事業の相談責任者レベル

支援介入困難度等による役割分担と
複数の専門職によるチーム対応

標準レベル

「選抜研修制度」を経て採用された職員(常勤・非常勤)

約250名の登録スタッフ、有給職員約80名のうち7割近くが20代、30代！「ナナメの関係性」を重視する一方で役割分担によって世代間の連携も！

導入レベル

地域ボランティア及び有償ボランティア(大学生、大学院生、地域人材等)

徹底した危機管理の下、関係性を重視した
「お兄さん」「お姉さん」的支援員(ナナメの関係性)の活用



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

一組織で解決できない問題へ対応するため 地域ボランティアから全国規模のネットワークまで 支援ネットワークを重層的に構成

～どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！深刻化かつ複雑化する背景要因への対応～





S.S.F.は組織的、地域的限界も真摯に受け止め全国規模の連携協力体制を構築

～公的支援として責任あるアウトリーチを展開するためには自立に至るまでの支援過程と一体のものとして考える～

S.S.F.では従来の枠組を超えた支援を可能とするため目的別に重層的な支援ネットワークを構成



組織的、地域的限界も真摯に受け止め全国規模の連携協力体制を構築

～公的支援として責任あるアウトリーチを展開するためには自立に至るまでの支援過程と一体のものとして考える～

佐賀県子ども・若者支援地域協議会

(法第19条)

(事務局) こども局こども未来課(法第13条)

就労支援

佐賀労働局職業安定部職業安定課(ハローワーク主務課)
ジョブカフェSAGA(佐賀県若者就職支援センター)
佐賀県立産業技術学院
佐賀県産業労働部産業人材課

教育等

佐賀県教育庁学校教育課
佐賀県県民環境部まなび課
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課
佐賀県法務私学課(私立学校主務課)

保健・福祉・医療等

佐賀県中央児童相談所
佐賀県精神保健福祉センター
佐賀県健康福祉部福祉課
佐賀県健康福祉部障害福祉課
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課
国立病院機構肥前精神医療センター
佐賀県発達障害者支援センター 結
臨床心理士相談センター(西九州大学)

矯正、更生保護等

佐賀少年鑑別所
少年サポートセンター(県警察本部生活安全部少年課)

その他CSO: 市民社会組織

親の会「ほっとケーキ」
特定非営利活動法人 せいりゅう

県子ども若者総合相談センター

さがたけお若者サポートステーション

若者を支援するためのネットワーク

スクーリング・サポート・ネットワーク
事務局: 県教育委員会

職親

若者の味方隊

少年の立ち直り支援ネットワーク強化に向けた意見交換会
事務局: 少年サポートセンター

子どもと命を考える会
事務局: 冒険遊び場SAGA

参加

構築

参加

参加

NPOスチューデント・サポート・フェイス 子ども・若者指定支援機関(法第22条)

受託・運営

参加・構築

構築

参加

参加

＝根源的な目的の共有＝

情報の一元化 緩やかな連携

<700団体以上の協力関係>

青少年サポートネットワークin SAGA

＝市民活動から公的機関まで＝

生活困窮者自立支援全国ネットワーク
若者協同実践全国フォーラム
全国子どもの貧困・教育支援団体協議会
全国若者支援ネットワーク機構
日本アウトリーチ協会他

佐賀県教育研究ネットワーク
事務局: 佐賀大学

思春期ネットワーク佐賀
事務局: 佐賀大学 医学部保健管理センター

若年無業就労支援者ネットワーク
事務局: 青少年自立援助センター

研究・情報交換ネットワーク
※一部休止中 等も含む

子どもの貧困の連鎖を断ち切ることを目的に発足した「さが・こども未来応援プロジェクト」、こども食堂を中心とした「さが・こどもの居場所ネットワーク」は実行委員会形式で発足



「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」

責任を持った支援を実施するためには積極的な連携を可能とする総合的な自立支援体制の構築が必須



S.S.F.が各協議会等においてハブ機能を果たすことで横断的かつ実働的な協議会・ケース会議を運営

～「ひきこもり」支援策の充実に向けてより多くの関係機関を協力を得るため双方の協議会等構成機関に呼びかけ必要に応じて拡大～

佐賀県子ども・若者支援地域協議会 《事務局》県こども未来課

《雇用》

佐賀労働局職業安定部職業安定課（ハローワーク主務課）
ジョブカフェSAGA（佐賀県若年者就職支援センター）

佐賀県立産業技術学院
佐賀県産業労働部産業人材課
さが若者サポートステーション
たけお若者サポートステーション

《保健、福祉、医療》

佐賀県中央児童相談所
佐賀県精神保健福祉センター
佐賀県健康福祉部福祉課
佐賀県健康福祉部障害福祉課
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課
佐賀県東部発達障害者支援センター 結
独立行政法人 国立病院機構肥前精神医療センター
臨床心理士相談センター（西九州大学）

《教育》

佐賀県法務私学課（私立学校主務課）
佐賀県教育庁学校教育課（県立学校主務課）
佐賀県県民環境部まなび課
（公民館、少年自然の家、県立生涯学習センター主務課）
【市町教育委員会】

《矯正、更生保護等》

佐賀少年鑑別所（さが法務少年支援センター）
少年サポートセンター
（佐賀県警察本部生活安全部人身安全・少年課）

《その他》

親の会「ほっとケーキ」
特定非営利活動法人 それいゆ

特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス

分野・施策等の壁を超え 集約化・合理化された 「ケース会議」

※新制度における「支援会議」に相当
※現場の負担軽減のための合理化
※電話会議・ICTの利活用による効率化



佐賀県ひきこもり対策連絡協議会 《事務局》NPOスチューデント・サポート・フェイス（県障害福祉課委託）

《関係団体》

佐賀県自閉症協会 親の会
（NPO法人それいゆ）
さが恵比寿メンタルくりにっく
佐賀県臨床心理士会
佐賀県社会福祉協議会

NPOスチューデント・サポート・フェイス

佐賀県生活困窮者自立支援連絡協議会 《事務局》県福祉課

《国》

佐賀労働局
佐賀保護観察所

《県》

地域交流部 国際課
県民環境部 暮らしの安全安心課
健康福祉部 福祉課
健康福祉部 障害福祉課
健康福祉部 長寿社会課
男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課
男女参画・こども局 こども未来課
男女参画・こども局 こども家庭課
教育庁 教育総務課
教育庁 学校教育課

《関係団体》

佐賀県弁護士会
日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）
佐賀県司法書士会
佐賀県母子寡婦福祉連合会
佐賀県社会福祉協議会
佐賀県社会福祉士会
佐賀県民生委員・児童委員協議会
佐賀県労働者福祉協議会
佐賀県DV総合対策センター
佐賀県国際交流協会

特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
（「ひきこもり地域支援センター」受託団体として参加定）

S.S.F.の徹底した公益重視の方針！精神科医による月例のケース検討会議、スーパーヴィジョンも他団体に無償で開放！立場を越えてみんなで支援の質を向上させることを重視！

※佐賀市に関してはS.S.F.は要保護児童対策地域協議会にも構成機関として参画！

《行政機関》

健康福祉部障害福祉課
健康福祉部福祉課
健康福祉部長寿社会課
男女参画・こども局 こども未来課
教育庁 学校教育課
佐賀労働局
佐賀県精神保健福祉センター
佐賀中部保健福祉事務所

《生活困窮者自立支援制度受託・運営》

佐賀県社会福祉士会
唐津市社会福祉協議会
多久市社会福祉協議会
伊万里市社会福祉協議会
武雄市社会福祉協議会
鹿島市社会福祉協議会
小城市社会福祉協議会
嬉野市社会福祉協議会
鳥栖市社会福祉課
グリーンコープ生活協同組合さが

各協議会にS.S.F.が参画することで「ハブ機能」が生まれ合同研修会や会議等の開催が可能に！



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

困難を抱えた子ども・若者を支えるために 求められる家族及び関係者の心構え

～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために初期に必要な3つの視点～





① 節度ある「受容」

誠意を持って「受け止める」

一番大切な親だからこそ話せないこともある

→ 不適応要因の「追及」ではなくあくまでも「配慮」
ペースチェンジ、必要に応じた方針転換

極端な行動を避ける

気持ちの整理、心の回復のための時間の確保

→ 心の居場所を確保しつつ関わる
急激な変化がもたらす「負」の影響を知る

苦手意識やトラウマを強めることだけは避ける！

適切な時期に適切な方法で動き出す意識

→ 「美談」や「根性論」に騙されない
「受容万能論」の限界を知る

何故、社会で引きこもりの高齢化問題が深刻化しているかを考える！



②「積極的」な「待ち」の姿勢

環境の中で解決できる問題と向き合う

→ 必要のない「ストレス要因」は減らす
「安全」「安心」の確保

回復力を高めるには余計な
ストレスは最小限に！

いじめ被害等を経験して
いる場合は特に留意！

保護者や家族だけで抱え込まない

→ 「木」の上に「立」って「見」る「親」の役割
バランスを保つための手段を持つ

親のネガティブな反応で
2次的なダメージを受ける
こともあるので留意！

保護者がストレスを
抱え込み過ぎない！

本人が動き出す時のための「事前準備」

→ 相談支援機関の情報収集と活用のための準備
社会的自立に至るまでの多様な進路情報の獲得

第3者の意見や口
コミ情報を含めて
検討！

通信制や専
門・専修学
校を含め進
路は多様！

義務教育段階であっても大学、就職等
長期的な視点を持って組み直す！



子どもが不登校やひきこもり状態に至った場合の保護者及び関係者の初期対応の在り方

～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために必要な3つの視点～

③「つながる」・「つなげる」力

相手に常識を振りかざし「すべて」の役割や「完璧」な対応を求め始めると関係性を崩し、不信を生み、孤立するリスク大！

関係者との信頼関係を構築する

- 一方的な批判、生産性のない対立構図には陥らない
- 互いに限界を認め合いつつ補い合う方策を探す

信頼できる専門家（支援策を含む）と「つながる」

- 第3者としての視点、伴走者の必要性
- 具体的な対応方針と展望の共有

親子の絆、一番大切に身近な存在だからこそ逆に見えないものもある！

必要に応じて他者に「つなげる」

専門家の責任ある言動を引き出し共有することも時には必要！

- 「個人的なつながり」の意識（「関係性」の重視）
- コーディネーターとしての役割の重要性

目先の安心ではなく将来につながる安心を！

つなぐ際は、本人の抵抗感、拒絶感への配慮が重要！



いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

①「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～(厚労省)」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/index.html>

②「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～体がだるい、眠れない、イライラする・・・、こころの健康が気になるときに。」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

③「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス 総合サイト こころの健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>

④「こころの健康相談統一ダイヤル」(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html

⑤「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省)

<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

⑥「子どもの人権110番」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

⑦「インターネット人権相談受付窓口」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

⑧「よりそいホットライン」(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

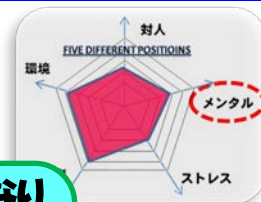
<http://279338.jp/yorisoi/>

⑨「全国のいのちの電話」(一般社団法人日本いのちの電話連盟)

<https://www.inochinodenwa.org/lifeline.php>

⑩「チャイルドライン」(NPO法人チャイルドライン支援センター)

<http://www.childline.or.jp/>



たくさんの人達が君の力にない
たいと思ってるよ! すべては
「知ることから」自分に合った
相談窓口や支援者を見つけて
アクセスしてみよう!



⑪ SNS相談を行う団体(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

効果的な訪問導入を図るための 事前準備における「3段階のプロセス」

～「事前準備」における丁寧なアプローチはアウトリーチの成否の鍵を握る～





①事前情報の収集と分析

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「3段階のプロセス」～

個々人の価値観レベルの情報に至るまで徹底的に理解する姿勢が重要！

【情報の収集と分析】

- ◎一般的な相談情報(主訴、困り感、現状等)
- ◎ひきこもり状態に至るまでの経緯、きっかけ、原因
- ◎生活実態(起床・就寝時間、習慣、行動等)
- ◎障害及び精神疾患に係る情報(限界設定・急迫性の把握)
- ◎支援状況(エコマップ、支援を受けた経験やその後の反応・経過)
- ◎回避事項(やってはいけないこと、避けるべき言動等)
- ◎好き嫌い、得意不得意、興味関心(こだわり等は具体的に)
- ◎家族構成(ジェノグラム、本人と家族との関係性、対立構図)
- ◎事前の働きかけや訪問支援に対する同意の有無

**この過程で保護者、家族との信頼関係を構築しつつ、
本人の状態や家庭環境を的確に把握しよう！**

**思いに寄り添う中でネガティブな状況であってもポジ
ティブな側面(ストレンクス、変化の種等)を探すことを忘れずにね！**

**類似ケースでの成功事例等を示しつつ保護者にも
「希望的見通し」を感じてもらえるように配慮しよう！**

留意点

情報を聴き取る過程で
尋問、詰問に感じられな
いように配慮する！

複数回に分けて面談
することで「見立て」の
精度を上げる！

支援対象となる子ども・
若者の心情や考え方、
価値観を理解する！

導入段階は支援者側の
都合ではなく当事者の
生活実態に合わせる！

対立構図など関係性の
分析を通じて同じ轍は
踏まないようにする！

本人同意の取り方は
できるだけ具体的なやり
とりを聴き取っておく！





②支援者としての自己分析及び環境確認

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「3段階のプロセス」～

本人と接触できる限られたチャンスを生かすためには「自己分析」も重要！

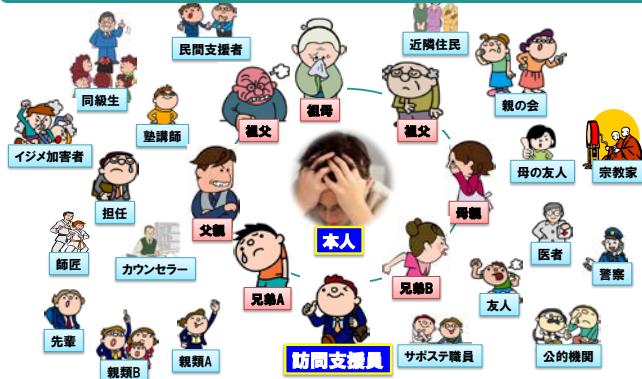
【自己分析】

- ◎子ども・若者や周りの人が見る「自分」を知る
- ◎自分の体験や経験、得意・不得意分野の整理
- ◎事前情報に即した制度情報や話題、ツール等の確認
- ◎支援者個人としての関わりの範囲・限界の設定

【環境確認】

- ◎訪問形態（目的、人数、支援方法等）
- ◎訪問時間、訪問頻度、関与期間等の計画
- ◎家族等関係者と支援者側の信頼・協力関係
- ◎組織内や他機関によるバックアップ体制
- ◎誘導・連携予定の関係機関の受入状況等

本人を中心に「誰がどのように関わるのか？」の枠組を構築



支援計画の実効性を担保するためには、支援者自身や所属する支援機関側の分析も忘れずに！

同じ言葉かけでも発する支援者の人物像でも伝わり方が変わるよ！



留意点

支援者に対して相談者が受ける印象も想定した上で関わりを行う！

世代、経験、趣味、憧れ等の活用で効果的に関係性を構築する！

携帯番号やメアド、LINE等を教えるか否かも所属組織で事前に検討！

コーディネーターは支援過程で起こり得るリスクを想定し予め対策を！

限られた人間関係の中での支援は依存を生み易い点に留意！

支援者が所属する組織等によって支援できる内容や範囲が変わる！



③支援対象となる子ども・若者への「生きる」情報の提供

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「3段階のプロセス」～

間接的な働きかけの中で拒絶感、抵抗感を低減しつつ関係性を構築する！

【「生きる」情報の提供】

- ◎「支援者」としての「個人的」なつながりの意識
- ◎「興味・関心」「好きなこと」「こだわり」等にリンクした情報
- ◎「必要性」「困り感」等に着眼した有益な情報とタイミング
- ◎支援経験に着眼した「関連性」や「違い」等の使い分け
- ◎非侵襲的、自己決定の尊重等安心感のある枠組の提示
- ◎訪問の際の面談イメージ(目的・内容・人数・同席者の有無等)
- ◎まずは「一度だけだったら・・・」と思ってもらうことから

留意点

支援機関の案内や役職等の紹介だけでは抵抗感を強めるリスクも！

支援経験や職業経験、世代等によっても働きかけ方は異なる！

個々人の状態に応じて導入の際の枠組設定は丁寧に变えよう！

必要に応じて手紙やE-mail、SNS、Web上からの働きかけも！

本人から提案がない限り初回面談は本人の部屋を避けるのが無難！

事前の丁寧な働きかけがその後の関わり、支援の効果性を高める！

情報は数回に分けて伝え、反応を見ながら内容を調整するなど慎重に進めよう！

伝えるタイミングや内容次第では「頑なさ」を生んで導入を難しくするので注意しよう！

訪問することを優先して対応できる範囲を逸脱した導入を図らないようにね！

情報伝達者と本人との関係性を事前に見極め対立構図に巻き込まれないように注意しよう！





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

意欲や動機を失った当事者の 「最初の一歩」 を支えるために必要な合理的「配慮」

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～





意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を支えるために必要な合理的「配慮」①

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

膠着状態にあるケースに「働きかける」際に留意すべきこと

①当事者の責任にせずに背景要因を多角的に分析することが前提

支援対象者本人は動き出せる「状態」になっているのか？

「本人の状態（Five Different Positions等）の検証」「失敗、挫折による心理的影響」「過度のストレスの抱え込み」...

「行動に移さない本人が悪い！」と責任回避する前に支援者側のアセスメントが適切だったのかを見直してみよう！

「動き出す」ことは少なからず「負担」を伴う！限界を超えた提案内容であれば配慮に基づいた対策が必要！

状態が整わない状況での働きかけは苦手意識を強めたり、失敗によってその後の改善行動がとれなくなるリスクがあるので留意！

行動に移せない背景に「環境」から受ける制約が働いてはいないか？

「いじめ、虐待やDV、貧困」「家族間の力動関係」「社会不信や思想、家族文化」「行動制限や心理的拘束」...

夢や希望、意欲、意思を捨てなければ精神的に保つことができない状態に追い込まれている場合も！

「学習性無力感」長期にわたってストレスの回避困難な環境にさらされ続けるとその状況から逃れようとする努力すら行えなくなることも！

家族内で醸成された思想・文化によって周囲の考えが理解できない場合も！

過去に強引な働きかけが行われていないか？

『相談』『支援』『指導』『支援者』に対する不信」「抵抗感・拒絶感・警戒感・苦手意識等の強化」「反射的拒絶」...

過去に本人の意思を無視したような働きかけが行われている場合はその具体的な内容とその時の反応を調べて同じ轍は踏まない！

家族を含め「繰り返し」働きかけを受けている場合、「反射的に」強い拒否感が湧き上がるなど反応が固定化していることも！

「こうやればうまく行くんた」といった希望的な見通しを共有し動機づけすることが重要！

「先の見通し」も含め提案内容は本当に本人の意に沿っているのか？

「理想と現実の乖離」「希望の見通し」「連続性・発展性・実現可能性」「プライドや生き方、憧れに対する配慮」...

周囲の者にとって低いハードルでも本人にとっては乗り越えられそうにない、とてつもなく高い壁に感じられている場合も！

スモールステップを準備すれば良いとは限らない！提案の仕方次第ではプライドを傷つけ意欲を奪ってしまう場合も！

働きかける前にアセスメントが的確なのかまずは振り返ろう！



② 意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を支えるために必要な合理的「配慮」②

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

② 相対的要素を加味した「関係性」に着眼した提案・動機づけが効果的

「関係性」の構築の在り方が働きかけの意味・内容に影響を与える

「ニーズ」や「意欲」は他者や社会との関係性の中において見出せるもの！

「坊主憎けりや袈裟まで憎い!」「対立構図に陥らない」「年齢・経験・立場・所属組織等が持つイメージ」...

働きかける相手に自分がどのような存在として認識されているのかを意識する！

対立構図に陥ってしまうとその後の働きかけが困難になるので注意！

支援者に対するイメージだけでなく所属する組織等に対するイメージも意識すると効果的！

「報恩」「権利-義務」関係による直接的な働きかけ

理想は支援を通じて支援者側からお願いごとができるような関係性をつくること！

「良好な関係性に基づく『お願い』型が理想」「給付と指導」「法的義務関係」「役割分担：両面からのアプローチ」

学校や福祉事務所、児童相談所等は義務関係が生じていることからこれを活用したアプローチも最終手段の一つ

積極的な働きかけには失敗した際のフォロー役を確保する！

違う角度から統一した方針で働きかけることで効果を高めることもできる！

「集団」が持つ特性、影響力を活用した間接的働きかけ

所属する集団や環境が好転することが望ましいが難しい場合、新たな価値集団、文化との出会いも一つの方法！

「家族、仲間等集団が持つ特性」「関係性に着眼した間接的影響の活用」「別の特性を持つ価値集団への移行」...

逸脱行動がある場合、代替案の提示や昇華によって行動や集団の性質を変え自発的な改善行動を促す！

対立構図を利用した働きかけは高等技術！リスクが高いので留意！

興味・関心からのアプローチは働きかけが失敗した際も話題の転換が生み易い！

自己決定や自発的行動を促す効果を持つ「生き方モデル」の提示

「カリスマ、著名人への憧れ」「信頼の対象となる人物の言動の模倣」「アニメ、漫画、映画等登場人物」...

憧れや信頼の対象となる人物の言動、生き方であればネガティブイメージがないため動機づけにも効果が！

支援者自身の言葉として働きかけるのではなく憧れの対象となっている人物の言葉を引用することで効果を高めることもできる！



行動を促す働きかけの際も関係性に着眼したアプローチが有効！

義務関係よりも信頼関係に基づく働きかけが本質的改善につながり易い！



意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を支えるために必要な合理的「配慮」③

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

③動き出すために必要な「余力」を生むための負担軽減を図る

余計なストレス要因を排除することで「余力」を生む

「役割分担による刺激の制限」「手続代行等負担軽減」「環境におけるストレス要因の排除」「エンパワーメント」...

特に関与する支援者が複数いる場合は当事者の観点に立ち負担の度合いを察する！役割分担によって刺激を減らすことが心の余裕を生む場合も！

多子世帯や多重困難家庭などは通常連絡だけでも負担が乗数的に増加・集中している可能性があるので留意！

煩雑な手続きなどは必要に応じて支援者が代行するなどして負担軽減を図る！関係性づくりにも役立つ！

家族支援による環境調整を通じて本人の心理的負担を軽減する

「家族が抱える問題の解決⇒家族の気持ちに余裕⇒家族関係の改善⇒本人の心理的負担の軽減⇒余力確保」

本人が抱える問題の解決が自立の近道とは限らない！日常的に関わる家族の心に余裕が生まれることで与えられるポジティブな影響は大きい！

心に余裕がない場合、日常会話でも無意識のうちに感情的、否定的になりがち！隠れたストレス要因になっている場合も！

「付加価値」をつけることでメリットを意識させ「相対的に負担感を軽減」する

「本人の適応支援＋家族支援による困りごとの解決」「職業訓練＋給付・貸付」「適応訓練＋仲間たちとの活動」...

「自分のために」では動けない子ども・若者も「誰かのために」であれば動き出せる場合もある！

経済困窮に陥っている場合、生活の不安が解消されることで負担感が軽減され動機につながる場合も！

状態改善に応じた「段階的移行」で負担感を意識させない

目的の行動に移すために必要な段階を無理の来ない範囲でいくつかに分け適応力を段階的に上げる！

「理解度に合わせた段階的な情報伝達」「背景要因の改善に応じた負荷の質的量的調節」「シェイピング」...

見たことも聞いたこともないことを一度に大量に情報として受け取ると負担感が強くなるのは当然！

同時並行的に背景要因の解決を行い状態の改善に応じて得られた余力を使って動き出しを作る！



日々を生きることだけで精一杯な状態の当事者も少なくないことに留意！

自己決定、自発的行動を促すための合理的配慮！ポジティブアプローチ！

意欲や動機を失った当事者の「最初の一步」を支えるために必要な合理的「配慮」
～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

④働きかけるタイミング、方法によっても結果が大きく変わるので工夫を重ねる

「強い関心」や「話題性」を活用して意欲を高める

興味関心があること、好きなことであればストレスは感じにくい！
「〇〇あるからついでに！」もフレッシャーを軽減する手段にも！

「ポケモンGO」「ヴァーチャルリアリティ」「フリマ」「イベント」「祭り」「クーポン」「ポイント」「新発売」「無料」「限定」・・・

普段全くポケモンやゲームに関心がなかった人、スマホゲームをやったことがない人まで巻き込んだ一大ブーム！メディアが生み出す社会現象の力！

付加価値をつけることに加え「限定」のように「今しかないタイミング」を活用する方法も！一時的行動であれば促し易い！

日々の変化、ライフサイクル、ライフステージの移行等に伴う心理的变化に合わせた導入

「テスト」「進級」「進学」「就職」「恋愛・失恋」「結婚」「葬祭」「子育て」「退職」「給付・年金等手続」・・・

日々の変化はもちろんのこと、ライフサイクルの変化によっても強固な思い込みやこだわりなどが揺らぐなど気持ちに変化が生じる場合があるので見過ごさない！

思春期から青年期へ世代が変わると苦手意識やこだわりが自然と改善されることもある！諦めず長期的視点も！

潜在的ニーズの掘り起こしによる働きかけも必要に応じて検討する

食べる、眠る等最低限の欲求が残っていれば潜在的ニーズが掘り起こすことはできる！

「日常の興味関心からの発展・応用」「制度活用のメリットの明確化」「生涯賃金格差等統計の活用等知識補充」・・・

外に出ることさえ高いハードルに思っている段階ならば、状態改善のアプローチと並行してその負担感を払拭するだけのメリットが提示できるように準備を！

知識の補充は状態を見極めた上で！将来に対して悲観的になったり自暴自棄に陥るリスクが排除できる場合にのみ実施！

ポジティブアプローチが出来るだけの準備が必要

権利・義務関係がないアプローチの場合は強引なアプローチによって2度と当事者にアクセスできなくなることも！同じ轍は踏まない！

「説教、指導、強制はリスク」「ストレングスを生かした方針」「固定観念の解消」「希望的見通しの共有」・・・

本人の理解が十分でない場合、「嫌なことをさせようとする人」「面倒くさい奴」などの認識につながる事も！

長期化・深刻化した事例は、ストレングスの発見、リフレーミングを用いた不合理な考えや固定観念の解消が必要！

不安感、焦燥感、危機感を煽るよりも「希望」が見い出せるように合理的配慮を重ねてみよう！





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

自立に至るまでの「伴走型」支援を実現するために必要なエビデンスベーストアプローチ

**「アウトリーチはその後の支援過程と一体のもの」
支援者には社会参加・自立までの
プロセス全般を見通したアプローチが求められている**

～アウトリーチを用いた各種研究調査による根拠ある支援へ：エビデンスベーストアプローチ～



エビデンスベースト・アプローチ:「受容万能論」等美談や根性論からの脱却 ～「施設型」支援におけるアンケート調査等では見えない実態は「アウトリーチ」によって明らかに！～

NPO本体事業や受託事業を通じた調査研究



県子ども・若者総合相談センターにおける分析調査

H22年度～H28年度	項目	あり	割合
配慮すべき疾患 および障害	1 精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	2 発達障害(疑い含む)	975	43.7%
行動面 の問題	3 暴力	404	18.1%
	4 非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	6 医療機関受診	785	35.2%
支援機関を利用するに あたっての困難	7 多重の問題	1,890	84.7%
	8 対人関係の問題	1,879	84.2%
家庭環境	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	11 被支援困難者 (経済的事由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数		2,231名	



ニートの状態ある若者の実態調査

総計780名に対する実態調査		全体		アウトリーチ		その他	
項目	年度	あり	割合	あり	割合	あり	割合
不適応経験	平成20年度	208	58.3%	121	73.3%	87	45.3%
	平成21年度	237	70.2%	171	97.2%	126	51.0%
きっかけ	平成20年度	125	35.0%	73	44.2%	52	27.1%
	平成21年度	129	30.5%	93	52.8%	36	14.6%
3対人関係のトラブル(親戚、友人、恋人、兄弟、姉妹、職場等との関係性等)	平成20年度	268	75.1%	133	80.6%	135	70.3%
	平成21年度	272	64.3%	155	88.1%	117	47.4%
4社会生活上の挫折(受験失敗、仕事上のミス等)	平成20年度	183	51.3%	95	57.6%	88	45.7%
	平成21年度	213	50.4%	112	63.6%	101	40.9%
5精神疾患、症状(含む)	平成20年度	139	38.3%	55	33.3%	84	43.8%
	平成21年度	164	38.8%	88	50.0%	76	30.8%
配慮すべき 疾患	平成20年度	18	5.0%	4	2.4%	14	7.3%
	平成21年度	21	5.0%	11	6.3%	10	4.0%
7発達障害(含む)	平成20年度	137	38.4%	76	46.1%	61	31.8%
	平成21年度	129	30.5%	72	40.9%	57	23.1%
8自傷行為、自殺未遂等	平成20年度	44	12.3%	33	20.0%	11	5.7%
	平成21年度	67	15.8%	48	27.3%	19	7.7%
9家庭内暴力	平成20年度	75	21.0%	58	35.2%	17	8.9%
	平成21年度	106	25.1%	71	40.3%	35	14.2%
10こだわり、異常行動	平成20年度	94	26.3%	72	43.6%	22	11.5%
	平成21年度	112	26.5%	74	42.0%	38	15.4%
11生活リズムの乱れ、昼夜逆転	平成20年度	211	59.1%	123	74.5%	88	45.8%
	平成21年度	172	40.7%	112	63.6%	60	24.3%
12依存行動(携帯、インターネット、ゲーム依存等)	平成20年度	105	29.4%	75	45.5%	30	15.6%
	平成21年度	116	27.4%	84	47.7%	32	13.0%
13訪問型支援(保護者や家族や近所関係者との関係性等)	平成20年度	64	17.9%	56	33.9%	8	4.2%
	平成21年度	97	22.9%	81	46.0%	16	6.5%
14施設型支援(行政の施設窓口、スクールカウンセラー等)	平成20年度	141	39.5%	79	47.9%	62	32.3%
	平成21年度	258	61.2%	135	76.7%	124	50.2%
15医療機関	平成20年度	150	42.0%	60	36.4%	90	46.3%
	平成21年度	152	35.9%	69	39.2%	83	33.6%
16複数の支援機関の利用	平成20年度	228	64.1%	119	72.1%	110	57.3%
	平成21年度	205	48.5%	111	63.1%	94	38.1%
17心的要因(支援に対する不信がある)	平成20年度	173	48.5%	108	65.5%	65	33.3%
	平成21年度	167	39.5%	108	61.4%	59	23.9%
18保護者要因(支援に対する理解が得られない)	平成20年度	87	24.4%	46	27.9%	41	21.4%
	平成21年度	81	19.1%	51	29.0%	30	12.1%
19本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない)	平成20年度	137	38.4%	90	54.5%	47	24.5%
	平成21年度	153	36.2%	105	59.7%	48	19.4%
20虐待の有無	平成20年度	26	7.3%	16	9.7%	10	5.2%
	平成21年度	20	4.7%	11	6.3%	9	3.6%
21保護者、家族の問題(精神的疾患、DV、ギャンブル依存等)	平成20年度	64	17.9%	34	20.6%	30	15.6%
	平成21年度	114	27.0%	73	41.5%	41	16.6%
22保護者と本人との関係性の悪化	平成20年度	110	30.8%	76	46.1%	34	17.7%
	平成21年度	161	38.1%	104	59.1%	57	23.1%
23被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)	平成20年度	73	20.4%	45	27.3%	28	14.6%
	平成21年度	97	22.9%	61	34.7%	36	14.6%
交付カード数	平成20年度	3571		1651		1321	
	平成21年度	4231		1761		2471	

国や県等各種委員会、研究会、実践交流会等を通じた研究



アウトリーチの特性を活かした調査研究で「根拠」に基づいた責任ある支援を！

SIF 12万件超の相談実績から見てきたアセスメント指標「Five Different Positions」

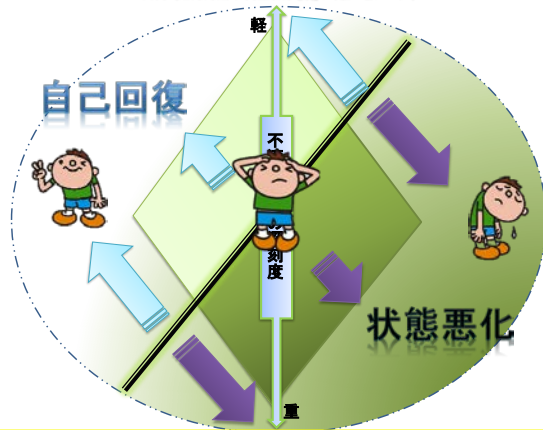
～「来ること」を前提とした施設型支援では見えづらい支援対象者が抱える背景要因を含めた総合的なアセスメント～

対人、メンタル、ストレス、思考、環境の状態改善が自立に向けた基盤、土台

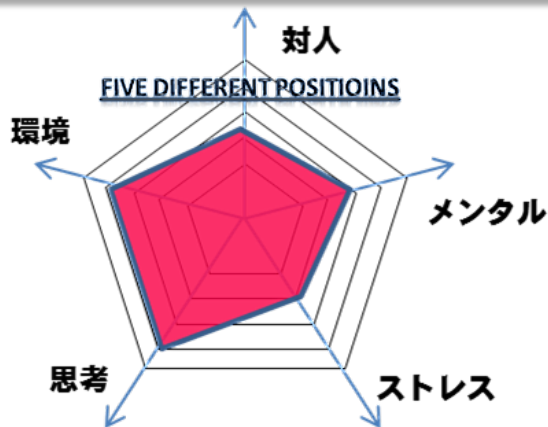
《単なる学習支援、職業訓練等スキルの支援では継続的な就学や就職につながらない場合も！》

根拠のない美談や根性論からの脱却

～Five Different Positionsを用いたアセスメント～



「受容」中心の関わりのみで自己回復できるケースと状態が悪化し深刻化・長期化するケースはどういった条件によって左右されているのか？



Level 1～2が一項目でもある場合、長期化・深刻化する危険性が高い

○対人関係○

- Level1 対人恐怖等を抱え、他者への警戒心、拒絶感が強く接触が全くできない状態にある。
- Level2 他者への警戒心、拒絶感が強い状態であるが、特定の人間であれば接触が可能である。
- Level3 個別での対人接触は可能であるが、強い苦手意識があり、コミュニケーションが不全である。
- Level4 小集団での対人接触が可能で、一定の枠組の下でのコミュニケーションは可能である。
- Level5 集団での対人接触が可能で、日常的なコミュニケーションをとることができる。

○メンタル○

- Level1 精神疾患を有する状態で、重度の幻覚・妄想や自殺企図があり、自傷他害のリスクが高い。
- Level2 精神疾患を有する状態で、投薬等によって症状が抑えられているが自傷他害のリスクがある。
- Level3 精神疾患もしくは境界領域で、ある程度の自制が可能で条件次第で限定的に社会参加ができる。
- Level4 精神的に不安定であるものの、助言等で自制が可能な状態で一般的な社会参加が可能である。
- Level5 精神的に安定しており、社会生活を営む上での支障がない。

○ストレス○

- Level1 ストレス耐性が脆弱で、些細なストレスでも心身に影響が生じるため、社会生活が送れない。
- Level2 ストレス耐性が弱く、しばしば心身への影響が認められ、社会生活を営む上での困難がある。
- Level3 ストレス耐性は中程度で、一定のストレスが溜まることで時折、社会生活に支障が出ている。
- Level4 ストレス耐性が比較的強く、助言等があれば自制が可能で、一般的な社会生活が送れる。
- Level5 ストレス耐性が強く、自制が可能で社会生活を営む上で支障がない。

○思考○

- Level1 全てにおいて悲観的・否定的な考え方で、客観的な意見を受け入れられず自制もできない。
- Level2 悲観的・否定的な思考で、自制はできないが時として客観的な意見を受容することができる。
- Level3 悲観的・否定的思考傾向にあるが、助言等を受け入れ、ある程度の自制が可能な状態にある。
- Level4 一般的な思考傾向にあり、助言等によって物事を合理的に考え、自制が可能な状態にある。
- Level5 一般的な思考傾向にあり、自ら物事を柔軟に捉えたり、合理的に考えることができる。

○環境○

- Level1 虐待やDV、不法行為等の深刻な問題が存在し、行政による緊急介入が必要な状態にある。
- Level2 家庭内暴力や家族間の対立等の問題が存在し、家族機能が著しく低下した状態にある。
- Level3 家族間の不和等の家族問題が存在し、家族機能が低下した状態にある。
- Level4 家族問題が存在するものの、家族機能がある程度保たれている。
- Level5 一般的な家庭環境で、家族機能が健全に保たれた状態にある。

個人的資質や感覚、経験則に基づく支援ではなくエビデンスに基づいた根拠ある支援の展開が重要

複数分野の専門家によるチーム対応を実現するには「共通言語」として簡易的アセスメント指標が必須



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

Five Different Positionsに基づくプログラムメニューの実例

アウトリーチと重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチが若年無業者の 社会参加・職業的自立を効果的に促進

～アセスメント指標「Five Different Positions」に基づく多面的アプローチの各種プログラム～



孤立する子ども・若者へのアウトリーチには従来型の「家庭訪問」とは異なる専門性が必要

～対人接触を断つ子ども・若者の状態像と「家庭」というプライベート空間で展開される自立支援の特殊性を理解する～

相談室対応とは異なるアウトリーチ現場の特殊性

① 困難事例が多い

「最後の手段」としての利用
複数の相談支援の失敗を経験
孤立状態の長期化による問題の深刻化、複合化
トラウマなどによるメンタルヘルスの問題...

② 相談意欲が低い

対人関係の苦手意識
警戒心、恐怖心、無力感、絶望感
学校不信、社会不信、人間不信
認知の歪み...

③ 関係性が複雑

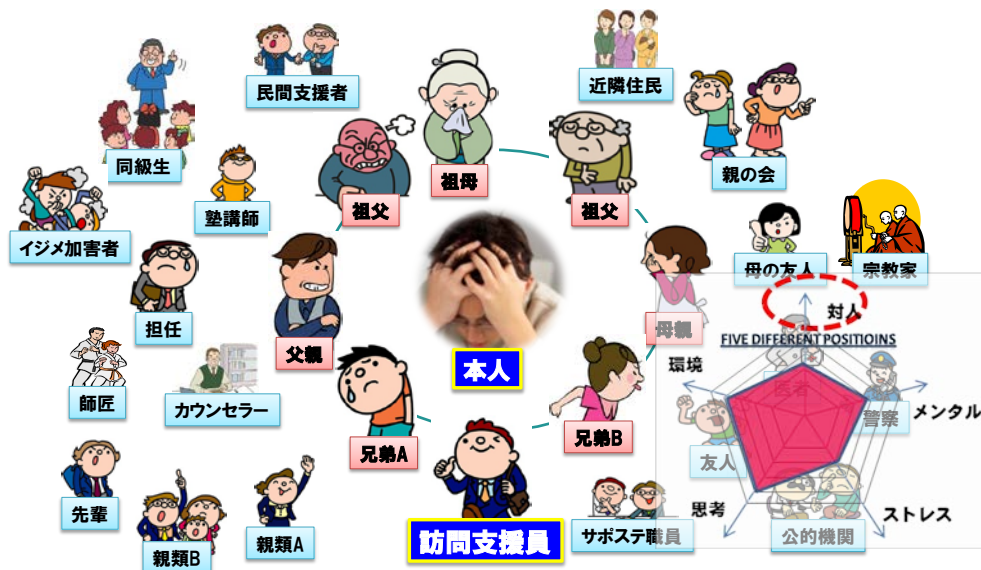
本人との関係性の構築の難しさ
親や兄弟、友人など複数の人間との接触
家族間の関係などへの配慮
限られた人間関係の中での依存...

④ 危険性が高い

追い詰められた心理状態
家庭内問題に関わるリスク
自殺企図や暴力など自傷他害のリスク
家族や第三者との接触による危険性...

思春期の子ども・若者対応で配慮すべき特性

- ・ 第2次性徴で、心身ともに著しい変化を遂げる
- ・ 自意識や感受性が強く環境からの影響を受け易い
- ・ 自己確立の過程で、心身ともに不安定な状態に陥り易い
- ・ 成人への過渡期にあり、考えと行動に矛盾を抱えやすい
- ・ 反抗期のため親や教師、大人に反抗的になりがち
- ・ ルールなどに束縛を感じ、自由を求める傾向
- ・ 友達や恋人など第3者との関係が大きな影響力を持つ



従来型の家庭訪問の問題点

単一機関や単一分野の知見に偏った支援ノウハウ

個人の資質や経験、美談や根性論に基づいた訪問活動

義務関係や権力、強制力を背景にした
配慮なき訪問支援は支援者側の認識
にも偏りを生むリスクが高いため注意！

決定的失敗や2次被害を生む「危険性」



対人関係の改善には価値観が理解できる世代と真意を把握できる専門家の関与が必要 ～適応訓練を行うのはコミュニケーションパターンが合わせ易い「お兄さん」「お姉さん」的支援員～

**専門の相談員が常駐し支援する
「コネクションズ・スペース」**

心の居場所＋社会適応訓練の場としての機能

世代の近い相談員(20代、30代)の配置

対人関係・コミュニケーションのトレーニング

「歪められた認知の修正」「必要経験の補充」

個々人の状態に応じた中間的なトレーニングメニューの提供



ネガティブな言動の背景にある真意を察しながら寄り添う姿勢が必要

「会いたくない」「話したくない」「行きたくない」

「話が合わないから」「分かってもらえないから」「認めてもらえないから」「仲良くなれないから」「嫌われるだけだから」...

➡ (条件が整えば)「会いたい」「話したい」「行きたい」

背景によっては意味が180度が変わることも！

「殺す」「死ぬ」

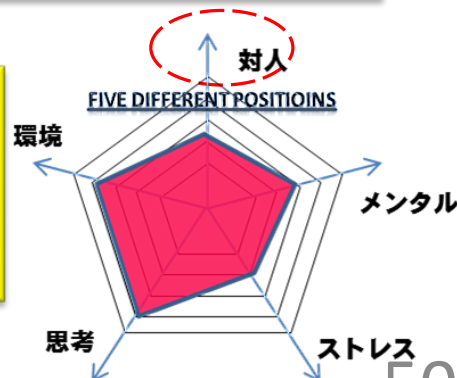
「そこまで思うくらいに『辛い』思い」...

➡ その『辛さ』を解消する手伝いならできる！

言葉の拾い方で関わりの展開が変わってくる！

**『真意』は表面的な言動だけでは
安易に判断できない**

**「お兄さん」「お姉さん」
世代の専門職による
「ナナメの関係性」を
活用した相談支援**





アウトリーチによる生活場面の共有は相談室では見えない実態の把握につながる

～生活場面の共有によって得られる精度の高いアセスメント情報を介した専門家との連携～

支援・治療には生活場面で得られる影響要因や日々変化する症状等についての情報は有用性が高い



当事者が伝えられない思いや状態を訪問支援員が客観性を持って医師等の専門家に代弁する





ストレス耐性に着眼した中間的なトレーニングメニューの実例

～社会的孤立からの脱却、個別対応から小集団活動、集団活動、社会参加への段階的移行～

① オーダーメイドの個別プログラム

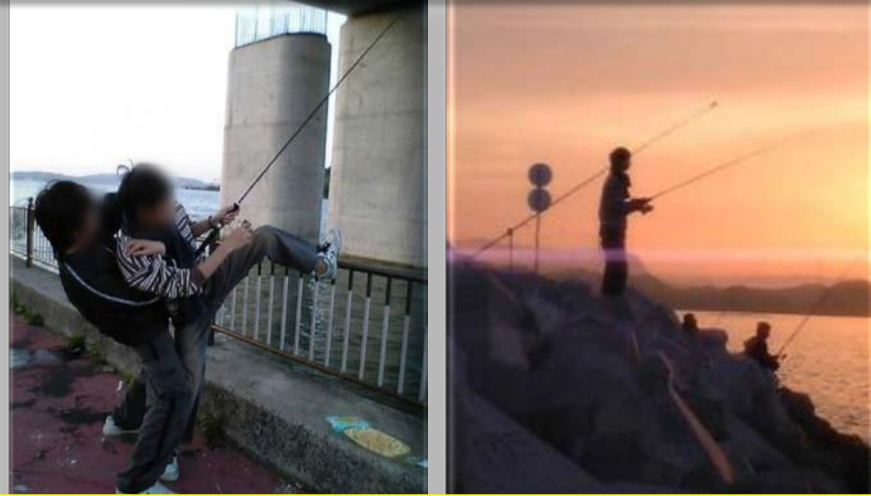
本人が「楽しい」と思える興味関心に沿った内容(最小限)



興味関心、趣味、性格、相性等を総合的に判断しマッチング
安全と安心が確保された小集団の形成

② 集団活動への段階的移行による適応性の向上

支援コーディネーターによる実践的なSST「楽しみながら」の原則



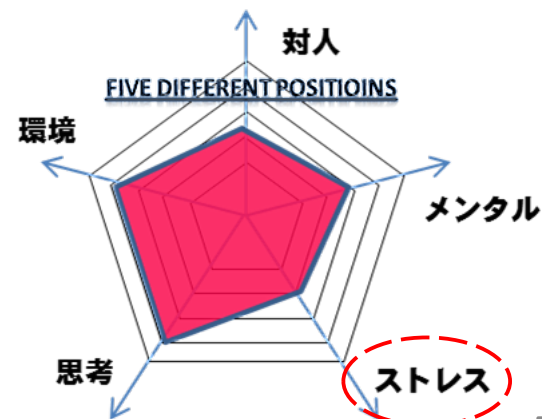
「移行」「分散」「離脱化」による「つながり」の強化
依存を生まない展開による人間関係の適正化

③ 「興味関心」から「実用的プログラムへの転換」

復学・社会参加等の効果的促進



社会貢献活動等を通じた就労体験事業
自己有用感の向上等より効果的な自立支援





「認知行動療法」と「職親制度」を活用したジョブトレ
 ～認知的な偏りを修正するための「必要経験」にターゲットを絞りプログラム化する！～

配慮のない体験は苦手意識やトラウマを強めるリスクが高い
「最初から答えを与えても効果は薄い！」経験を伴いながら段階的に変化を！」

農業・畜産業・漁業



製造業



販売・配達



映像・造園・その他



宿泊・観光業



S.S.F.と共に若者達を支える
 佐賀県の実業主「職親」



飲食業



医療



卸売・小売業



伝統工芸



社会貢献



建築・建設業



サービス業



介護・福祉



職業に対する偏見や不合理な職業観の修正⇒「すべての仕事に価値がある」
 労働人口の約49%がAI等に代替される時代⇒「仕事に価値を見出す力が重要」

生活困窮者自立支援法に係るモデル事業の段階から実施する就労準備支援事業

～若年無業者の就労支援で高い実績を収めている「選択型」「オーダーメイド型」の支援メニューの活用～

【佐賀市】「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業の実施

- 佐賀市は、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の推進等のモデル事業を一括してNPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイスに委託。
- NPOスチューデント・サポート・フェイスは、これまで地域若者サポートステーション事業を実施してきた経験を活かし、対象者の状態や興味・関心に沿った「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業を実施。
- 支援の質的・量的調整を柔軟に行うことができるプログラムとすることで、多様な状態の対象者を受け入れを可能とするとともに、効果的な支援を実施。

土・日・祝日を除き、ほぼ毎日複数のメニューを用意し、その中から個々の利用者のニーズに合ったものを選択・実施。

※説明はH26年度のもの

佐賀市生活自立支援センター 10月スケジュール 予定

月	火	水	木	金	土	日
★ボランティア ●体験活動 ●セミナー ●その他		●内職 13時半～15時半 ●スポーツ 14時～15時 ●若者UP 16時～18時	●職業体験【午前】 10時～ ●職業体験【午後】 13時～ ●学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ★商店街清掃 16時～	休館	休館
●若者UP 13時～15時 ●学習会 16時～18時	●パソコンセミナー 14時～16時 ●若者UP 14時～16時 ★緑化活動	●内職 13時半～15時半 ●若者UP 16時～18時	●職業体験【午前】 10時～ ●職業体験【午後】 13時～ ●学習会 16時～18時	●陶芸体験予定 ★商店街清掃 16時～	休館	休館
休館	★求人更新 13時～ ●パソコンセミナー 14時～16時 ●若者UP 14時～16時	●内職 13時半～15時半 ●若者UP 16時～18時	●職業体験【午前】 10時～ ●職業体験【午後】 13時～ ●学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ●料理 11時～14時 ●インナー ★商店街清掃 16時～	休館	休館
●若者UP 13時～15時 ●学習会 16時～18時	●パソコンセミナー 14時～16時 ●若者UP 14時～16時 ★緑化活動	●内職 13時半～15時半 ●若者UP 16時～18時	●職業体験【午前】 10時～ ●職業体験【午後】 13時～ ●学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ★商店街清掃 16時～	休館	休館
●若者UP 13時～15時 ●学習会 16時～18時	★求人更新 13時～ ●パソコンセミナー 14時～16時 ●若者UP 14時～16時	★カラー 11時～ ★車検準備予定 13時～15時 ●内職 13時半～15時半 ●若者UP 16時～18時	●職業体験【午前】 10時～ ●職業体験【午後】 13時～ ●学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ★商店街清掃 16時～		

〈学習会〉
高認(高校卒業程度認定試験)の勉強ができます！
その他にも、小・中・高校の勉強の復習や資格取得の勉強も大丈夫です！

季節によって
緑化活動も
あります！

★今月の料理セミナー★
10月17日(金)11時～14時
場所：佐賀市青少年センター(調理室)
メニュー：リクエスト募集中
※メニューは変更する場合があります。

〈ニーズ〉
※連携機関
★コミュニケーション
★パソコンスキル向上
★ビジネスマナー

若者UPセミナー開催！
○Word/Excel/PowerPoint等
毎週月・火・水曜
曜日によって時間が異なります。
詳しくはチラシをご覧ください！！

「佐賀市生活自立支援センター」は、
特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
が「佐賀市」から委託し、運営しています。
〒840-0828佐賀市白旗2-7-10(旧JAビル1階)
TEL: 0952-60-6209 FAX: 0952-62-6243
開館時間: 11時～18時(月曜日～金曜日)
休館日: 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等

【支援内容】

- (1) 初期段階の支援(生活自立支援訓練)
 - ・ 通所による生活習慣などの改善、臨床心理士との面談、定期面談による目標設定と振り返り等によって、健康・生活管理に関する意識の醸成を図る。
- (2) 第2段階の支援(社会自立支援訓練)
 - ・ 就労の前段階として、コミュニケーション実習、自己分析実習、ボランティア活動への参加等を通じて、社会参加能力の取得を目指す。
- (3) 最終段階の支援(就労自立支援訓練)
 - ・ 面接訓練、ビジネスマナー訓練、パソコン研修、キャリアコンサルタントによる相談支援、職場体験、ハローワーク等の利用に関する助言等を行うことで、就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指す。

【支援期間】

初期・第2段階から開始→1年以内、最終段階から開始→6か月以内

【利用料・費用】

無料。ただし、食事代・交通費等の実費を徴収する場合あり。

【災害時の補償】

来所中またはスタッフと移動中・作業中の事故や怪我等(通院1万円～、入院2万円～、死亡50万円)

【工賃】

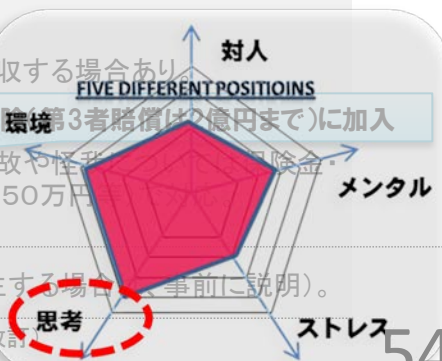
基本的に支払いなし(内職などで工賃が発生する場合事前に説明)。

※出典：厚労省モデル事業推進検討会資料1(一部改訂)

支援員は認知行動療法の応用的活用を意識

対人
FIVE DIFFERENT POSITIONS

NPO活動総合保険(第三者賠償は1億円まで)に加入





生活困窮者自立支援法に係るモデル事業の段階から実施する就労準備支援事業

～当事者の自尊心、自己肯定感を効果的に高めるための社会貢献活動を中心としたプログラムの組み立て～

車椅子清掃ボランティア

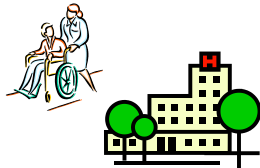
病院に出向き患者さんが使われている車椅子を清掃するボランティアです。

【日時】第2木曜日 14:00～（1.2時間程度）
【場所】佐賀リハビリテーション病院（集合場所：サポステ）
【方法】
・車椅子清掃マニュアルを参考にサポステスタッフ、ボランティアに参加する人と協力して行います。
・A・Bの2班に分れて活動を行います。
・清掃を行う場所は主に「1階ロビー部分、2、3階病棟」になります。

【目的】
・ボランティア参加者と共に協力し、学び合いながら活動する
・様々な人々と出会い、ふれあい、つながりをもち社会の一員としての実感を持つ。
・目の前の課題に対し、何が必要なのか、改善のためにどうすればよいのかを考える
・ボランティア活動を通して、多様な価値観を認識する。

約束事項

- ・病院という場にふさわしい身なりをしましょう
・様々な人がいる場所なので、きちんと挨拶しましょう。
- ・一人ひとりと、責任をもって活動しましょう。
- ・きついときは無理をせずに、他の人と協力しながら活動しましょう。



各自準備するもの

- ・タオル（汗拭き等）
- ・飲み物
- ・活動しやすい服装（ただし病院であることを考慮する）



花づくりボランティア

さがユースフルボランティア

種から花を育てて、その後も水やりや除草など花のお世話をして地域の美化と活性化に協力する活動です。

- 活動の目的
- ・地域の美化、活性化
 - ・花を育てることの難しさ、楽しさを知る
 - ・活動の継続性や向上性
 - ・公共性や地域に向けた場所での活動
 - ・活動を通して、メンバーとの交流を回る など



【活動の内容】

- ・種まき
→ 表面のウッドチップをどけて、土の中（浅く）に植えます
※春・夏・秋・冬で、季節に適した花の種を植えて育てます
- ・水やり
→ すぐ近くの小川から水を汲んで、水をやります
- ・除草
→ 雑草は花の成長の邪魔をするので、定期的に草取りをします

【必要なもの】

- ・タオル、飲み物
- ・花の種や筆、シャベルなどの道具はスタッフが用意します
- ※暑くなってくるので、タオル・帽子・飲み物は各自持参して下さい
- ※また、屋外での活動なので、動きやすい服装が良いでしょう

【活動の流れ】

- （集合 → 説明 → 活動 → 振り返り）
- ・その日の活動内容の詳細を説明する
- ・筆、シャベルなど道具を配り、活動の時間と場所を説明して移動
- ・花づくり活動
- ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第3火曜日（10:30～12:00）

【活動場所】

- ・サポステの近くの公園

『花づくり』を通して、色々な変化が期待できます！



求人（タウンワーク）更新ボランティア

さがユースフルボランティア

タウンワークなどの求人情報誌を、色々な人が見やすいように『切り貼り』『書き込み』『掲示』を行うボランティアです。

○活動の目的

- ・他の人たちも見る、ということを考えて作成する
- ・求人情報に興味を持ち、色々な仕事を知る
- ・求人情報を通して、自分が興味のある仕事、職種に気づくことが出来る など



【活動の内容】

- ・用意された求人情報を決められた大きさに切る
- ・切り取った求人情報を決められた場所に貼る
- ・仕事内容や勤務地などの大事なポイントを見やすいように書き込む
- ※ただ何となく活動するのではなく、興味のある仕事のことなどについて話し合いながら活動しましょう



【活動の流れ】

- （集合 → 説明 → 活動 → 振り返り）
- ・はさみ、のり、ペンなどの道具を配り
- ・活動内容の詳細とテーマ、活動時間の説明を行う
- ・求人情報更新活動
- ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・週1回
- ・毎週火曜日（13:00～14:30）

【活動場所】

- ・サポステ内（コネクションズ・スペース）



活動中は自由に話し合いながらやりましょう

例えば、このような感じ…



新しい求人情報だ！応募してみようかな？

私はコンビニかスーパーのアルバイトから始めてみようかな？

私はコンビニかスーパーのアルバイトから始めてみようかな？

他の人達にとって役に立ちます



ごみ拾いボランティア

さがユースフルボランティア

道路や公園、河川などにはたくさんのごみがポイ捨てされています。空き缶やペットボトル、タバコの吸い殻などのごみを拾って、綺麗な街をきれいにしようという活動です。

○活動の目的

- ・その場をきれいに保ち、自分たちや周辺住民、来訪者が気持ちよく過ごせる状態にする
- ・リサイクル可能な資源を回収する
- ・参加者自身やごみ拾いを見た人たちのマナー啓発
- ・ごみのない環境を保つことでごみを捨てにくい状況創出する
- ・動植物や河川などの自然をゴミの汚染から守る
- ・活動を通して交流を回る など



【活動の内容】

- ・空き缶やタバコの吸い殻など、ポイ捨てされているごみを拾って回収
- ・回収したごみを、リサイクルが可能なものと、そうでないものとで分別する

【用意するもの】

- ・特に活動に必要な道具はありません
- ・軍手や火ばさみ、ごみ袋はスタッフが用意します

- ※暑くなってくるので、タオル・帽子・飲み物は各自持参して下さい
- ※また、屋外での活動なので、動きやすい服装が良いでしょう

【活動の流れ】

- （集合 → 説明 → 活動 → 振り返り）
- ・軍手、ごみ袋、火ばさみを配り、ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみ拾いの方法の説明を行う
- ・ごみ拾い活動
- ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】

- ・月1回
- ・第1火曜日

【活動場所】

- ・サポステ周辺

『ごみ拾い』には色々な効果があります！

例えばこのようなことが…



それじゃあ、まだまだごみ拾いも頑張らないと…

あつてごみ拾いも頑張らないと…

あつてごみ拾いも頑張らないと…

あつてごみ拾いも頑張らないと…

あつてごみ拾いも頑張らないと…

あつてごみ拾いも頑張らないと…

思考

ストレス

ストレス

ストレス

ストレス



「認知行動療法」と「職親制度」を活用した長期の就労体験(チャレンジ体験)

～専門スタッフの随行支援によるケア付きの就労体験にも引きこもり等の支援で培ったノウハウが機能～

就労体験。

その「経験」が 「自信」につながる

- ・働きたいけど、1歩が踏み出せない。
- ・何から始めればいいのか分からない。
- ・いきなり働く自信がない。
- ・どんな職種を選べばいいのか分からない。
- ・就職活動がうまくいかない。
- ・仕事が長続きしない。
- ・職場での人間関係がうまくいかない。



コーディネーターと
一緒に「働く経験」を
してみませんか？

対 象

- ・おおむね15～39歳の若者
- ※ご参加の際は、こちらが用意する申込書をご提出していただく必要があります
- ※必要であれば、2回まで体験を受けることができます

体 験 内 容

- ・協力事業主の元で簡単な事務作業や軽作業等ができます
- ・1人1人のペースに合わせて、少しずつステップアップさせていきます
- ※体験開始から一定期間は支援スタッフが同行しサポート致します
- ※体験場所や体験内容の詳細は企業先と協議して決めていきます

実 施 期 間

- ・短期コース
(2～3日、1週間程度)
- ・長期コース
(3週間程度)
- ※期間や時間の詳細は、企業先と協議し打ち合わせをします

諸 費 用

- ・施設利用費や参加費等は無料ですが、交通費や食事代等は、原則として自己負担となります
- ※体験中に発生した対人など不慮の事故等での怪我等に関しては、体験参加者の方で用意してあります

興味がある方や、聞きたいことがある方は、
「さが若者サポートステーション」まで。
お気軽にご連絡ください♪

〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目2
tel : 0952-28-4323 fax : 0952-28-4324

担当 さが若者サポートステーション

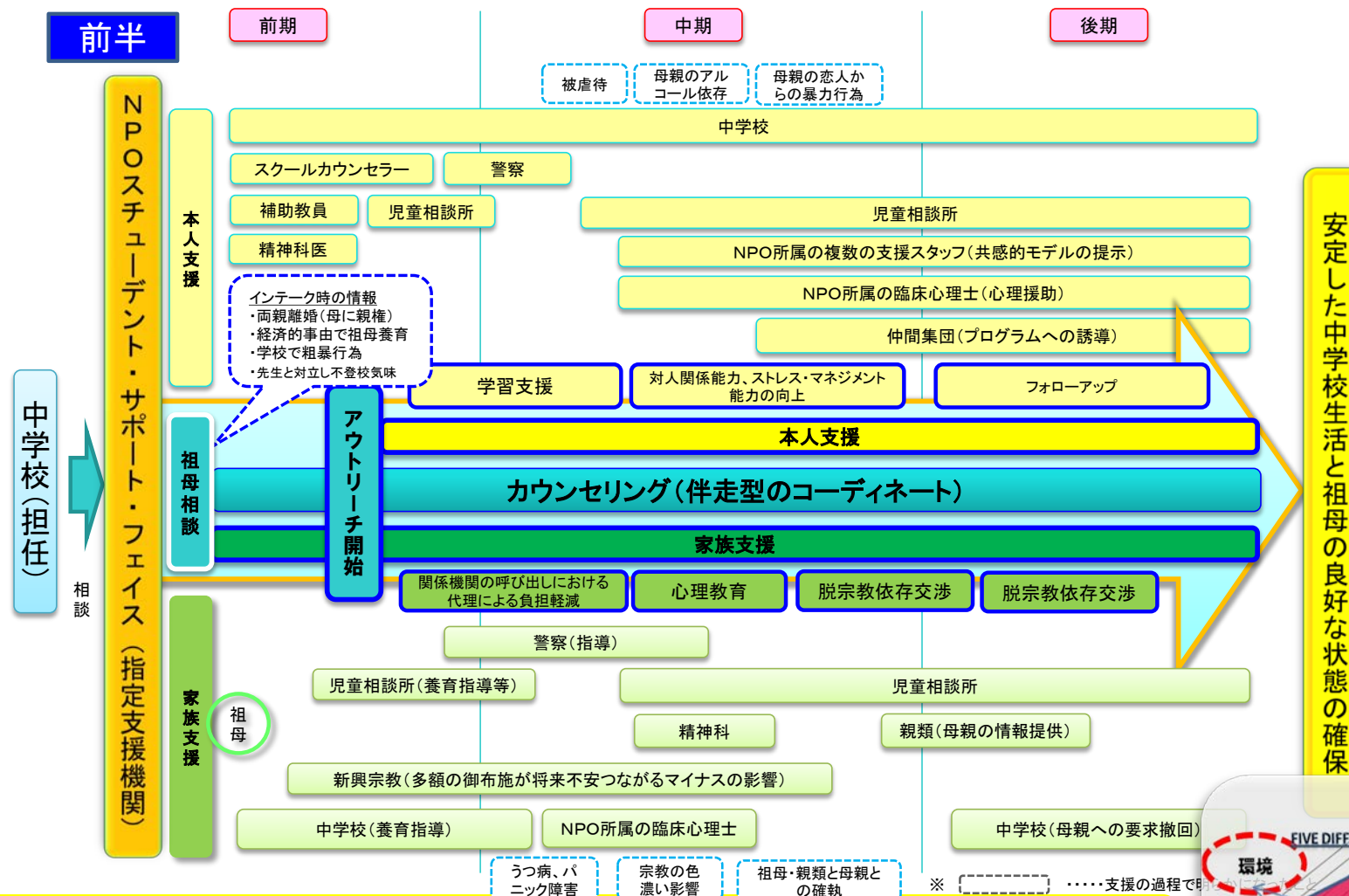


事例：母子家庭の男子（14歳）

相談時の家族構成:

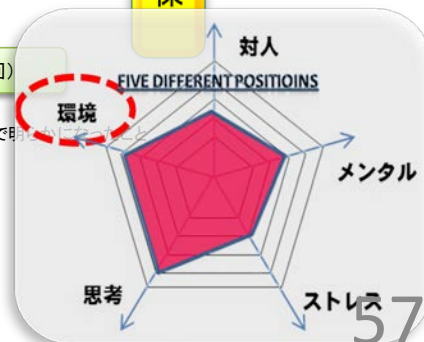
祖母(70代)、本人⇒後で母親と同居

小学校の頃から学内外で暴力行為等を繰り返す。中学校では医療機関を含めチーム対応しているが悪化傾向。祖母による養育では限界。原因は本人性格や障害も(担任)。



相談室で得られる情報と生活場面で得られる情報には差異がある

逸脱行動の背景に生育環境の問題を抱えるケースもあることに留意



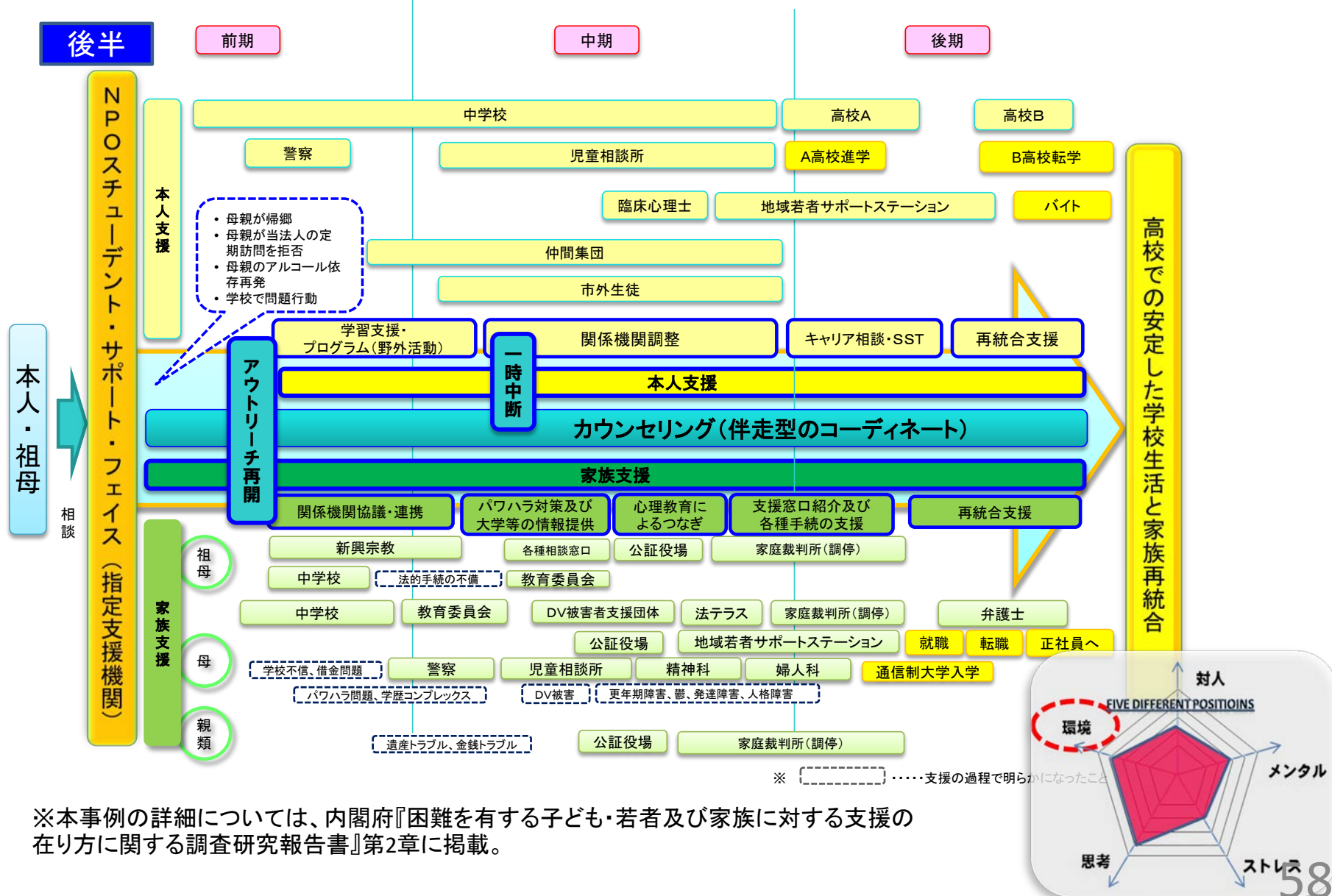
SIF アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する①-2

事例：母子家庭の男子(14歳)

相談時の家族構成：

祖母(70代)、本人⇒後で母親と同居

小学校の頃から学内外で暴力行為等を繰り返す。中学校では医療機関を含めチーム対応しているが悪化傾向。祖母による養育では限界。原因は本人性格や障害も(担任)。

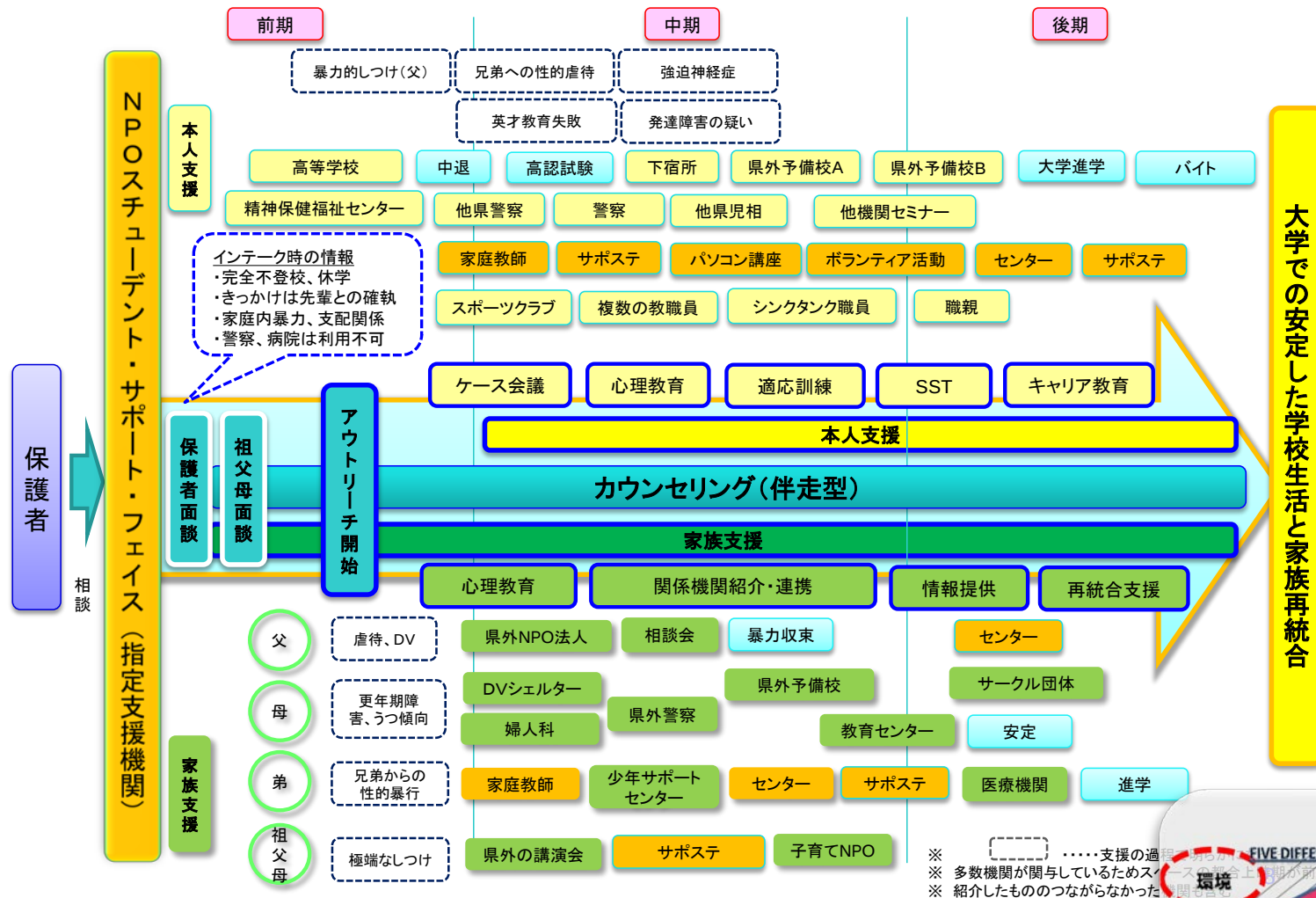


※本事例の詳細については、内閣府『困難を有する子ども・若者及び家族に対する支援の在り方に関する調査研究報告書』第2章に掲載。

アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する②

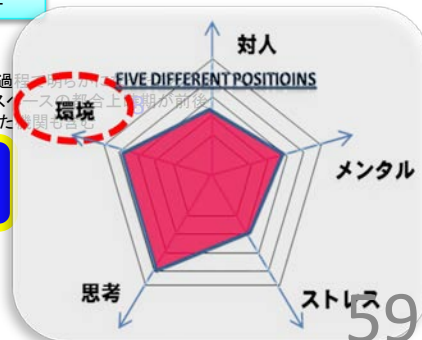
事例：ひきこもり、重度の家庭内暴力
相談時の家族構成：
祖父母、両親、本人（19歳）、弟

高校休学し約2年間ひきこもり状態。教職員やカウンセラー関与するが、家庭内暴力が深刻化。事件や家族崩壊する前に暴力を止めて欲しい（両親）。



複数の問題に対して同時並行的にアプローチできる総合的な支援機能が必要

適切な「見立て」に応じて支援全体の質を調整できる「伴走型の支援」が有効



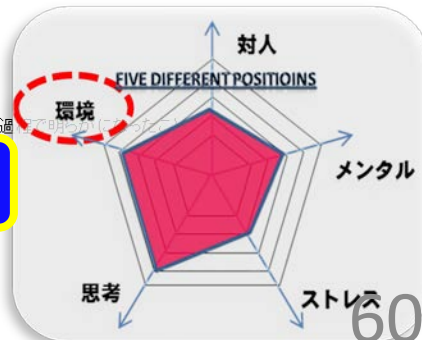
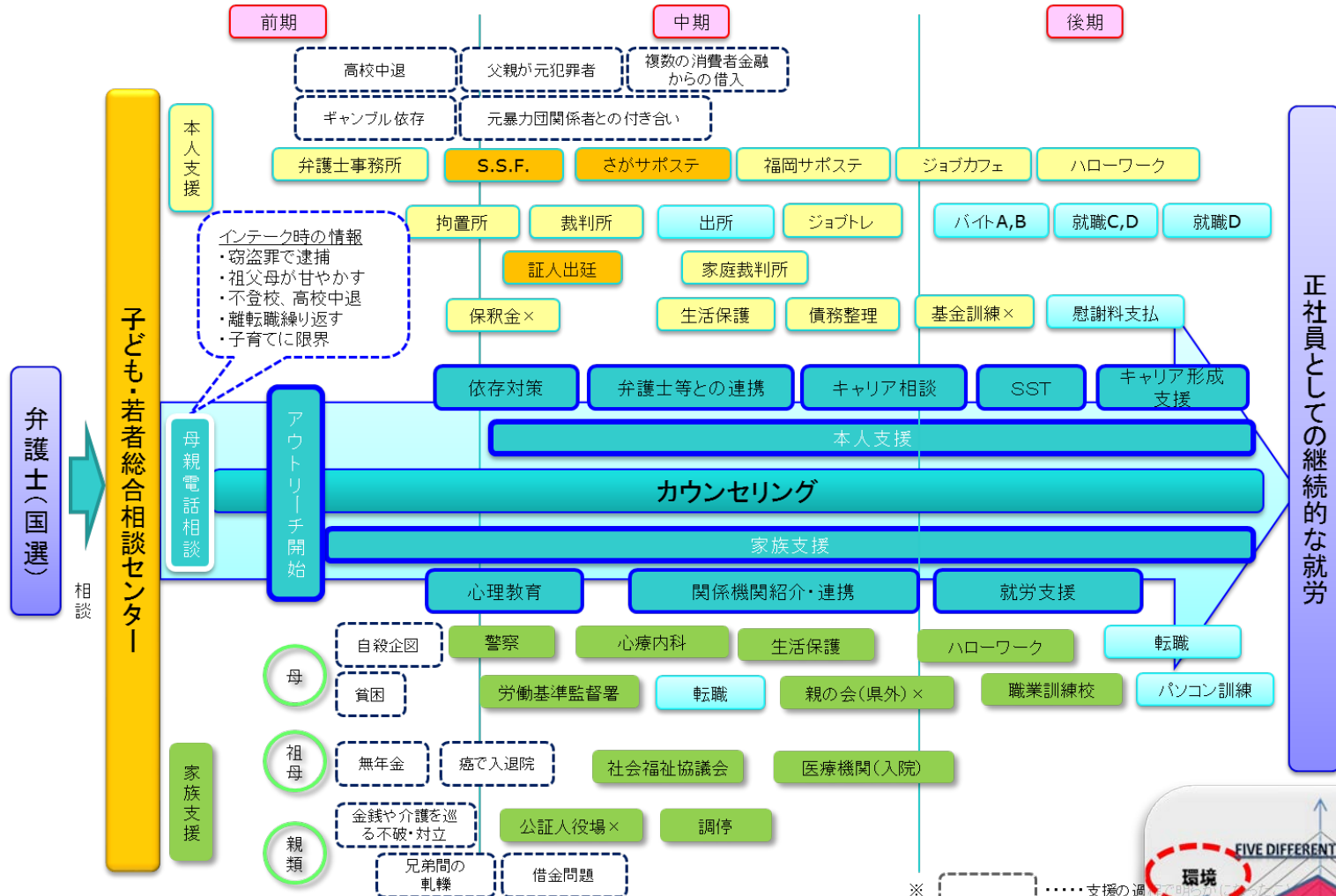
アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する③

事例①：男性(22歳)

家族構成：

母(50代)、祖母(80代)、本人

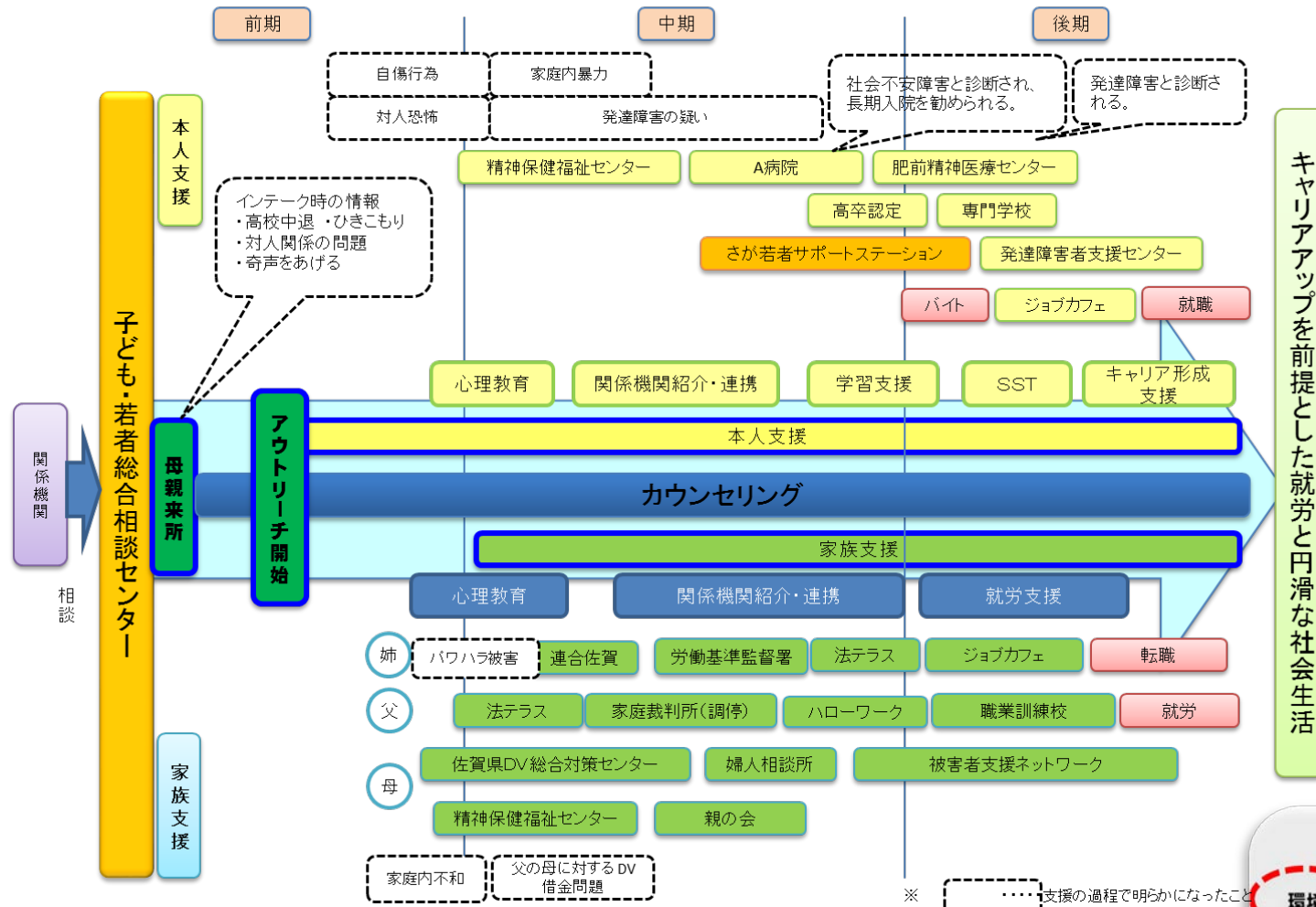
本人が窃盗で逮捕され拘置所に。ひとり親家庭で母親が精神的に不安定。祖母も入院。本人の立ち直りが難しい状況。(弁護士より相談)



アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する④

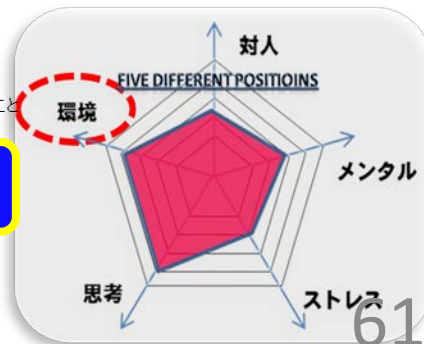
事例① 男性(24歳)
家族構成: 父、母、姉(26歳)、本人

高校を中退し、ひきこもっている。複数の支援機関への相談歴があるが改善の兆候が見られないケース(関係機関より紹介)



複数の困難が混在する場合の家族問題の解決には特に専門機関間での綿密な連携が必須

困難の度合いによってはキャリアアップを含め複数年にわたる長期ビジョンが重要





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

— 全国トップレベルの実績と共に先進モデルとして認知されてきたS.S.F.の支援実践 —

**社会的に孤立する若者へのアプローチと
ネットワーク活用型支援を実践した佐賀県における
全国トップレベルの実績は若年無業問題の
社会的な改善をもたらしている！**

～社会的な変化(結果)から実証されたS.S.F.によるアウトリーチ活動の有用性～





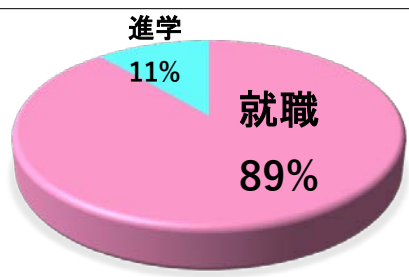
若年無業者数減少率N0.2に象徴されるアウトリーチ型の佐賀サポステの有効性

～専門性の高いアウトリーチノウハウによって可能となった「社会的ひきこもり」等社会的に孤立する若者の支援への誘導と伴走型の自立支援～

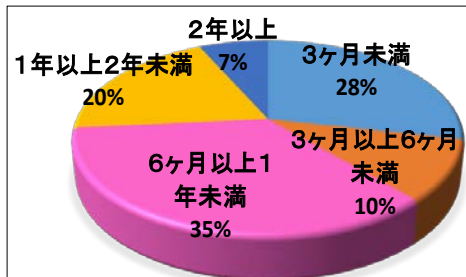
佐賀県におけるサポステの進路決定者数の推移

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
進路決定者	27	130	256	256	314	396	334	460	414	306	159	3052

【H28年度の進路決定内訳】



【H28年度進路決定までの期間】



H26年度以降は仮登録制度等入口段階でのアウトリーチ対象者の除外等関連制度との徹底的な棲み分けが求められた他、実績カウント方法の変更等で、佐賀県のサポステが最も不利な影響を受けている。名目上の実績が押し下げられているが、実際は、数字上は表現されていない相談件数や就職等進路決定実績が大幅に増加。

全国のサポステとの比較

アウトリーチの有効性は明らか！

アウトリーチ対象者が全体の4～6割！

22年度 (10月～4月) **進路決定者数全国1位** (6か月後)
23年度 (4月～10月) **進路決定者数全国2位** (当該月)
24年度 (4月～1月) **進路決定者数全国2位** (当該月)
25年度 (4月～3月) **進路決定者数全国2位** (当該月)
26年度 (4月～3月) **進路決定者数全国3位** (当該月)
27年度 (4月～3月) **進路決定者数全国2位** (当該月)
28年度 (4月～9月) **進路決定者数全国64位 (!?)** (当該月)

※26年度から実施された事業スキームの大幅な変更はアウトリーチを用い重層的な状態にある若者を支援し実績をあげてきた佐賀県の実績に深刻な影響を及ぼした。S.S.F.本体事業による無償での支援や佐賀県及び佐賀市による補完事業の創出によりバックアップされているため、就職者数等の多くはサポステではなく他施策でのカウントとなっている。

【佐賀県における若年無業者数(総務省就業構造基本調査)】

H19年4,900名(2.5%)⇒H24年3,400名(2.0%)⇒H29年3,100名(2.0%) ※1,800名の減少

全国的に高止まりが続く中、佐賀県では「若年無業者」が減少！(改善率はH24年**全国2位**⇒H29年**全国4位**)

アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチが有効に機能している





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

S.S.F.は行革以降の6事業年度のみで 全国2,393ヵ所からの講師派遣及び 視察受入要請に応える公益重視の活動を展開

～佐賀県及び佐賀市発の取組は全国において先進モデルの一つに位置づけられている！～





全国トップレベルの実績を有するS.S.F.のアウトリーチノウハウを基軸とした革新的取組

～先進モデルとして全国から注目を浴びる「佐賀県」「佐賀市」がリードする自治体とS.S.F.との協働による自立支援～

徹底した公益重視の開かれた運営・行革以降の直近6カ年で全国2,393か所からの視察受入及び講師派遣要請に応じている！

【視察受入】

横浜市議会常任委員会
内閣府政策統括官付参事官
厚生労働省総務課
岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
大阪府社会福祉部福祉事務所
新潟県議会
福岡県遠賀郡岡垣町教育委員会
特定非営利活動法人コースター
埼玉県川越市議会議員
兵庫県西脇市議会議員
公益財団法人大分県総合雇用推進協会
特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
和歌山県
株式会社第三文明社
熊本市ひきこもり支援センター「りんく」
NPO法人抱擁
仙台市南部発達相談支援センター
滋賀県立精神保健福祉センター
社会福祉法人グリーンコープ
神奈川県議会議員
札幌市議会議員
大分県農林水産課
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
鹿児島県いちき串木野市福祉事務所
福岡県田川市
滋賀県労働センター事業団
鹿児島県日置市
沖縄県労働者福祉基金協会
長崎県社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会
佐賀県議会
熊本県合志市
福岡県社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会
宮崎県宮崎市自立相談支援センター
島根県益田市教育委員会
東京都葛飾区議会
山口県下関市社会福祉協議会
沖縄県名護市役所
神戸光有会子メニエホーム夢野
首都東京大学
慶応大学
大分大学
福岡県久留米市
社会福祉法人島根県社会福祉協議会
埼玉県社会福祉協議会
栃木県若年者支援機構
厚生労働省キャリア形成支援課
熊本県社会福祉法人菊愛会
東京都杉並区議会議員

北海道石狩市議会議員
北海道佐世保市保健福祉部生活福祉課
ビザサポートネットじや
釧路市生活相談センター
福岡県糸島市役所
NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク
名古屋市中区子ども若者総合相談センター
公明党新聞
熊本県玉名市
島根県高岡町教育委員会
東京都町田市議会
岡垣町青少年健全育成市民会議
鹿児島県いちき串木野市
福岡県議会議員
東京都調布市
露島・大隅若者サポートステーション
千葉県議会
NPO法人みらいず
特定非営利活動法人ライフサポートはる
読売新聞、朝日新聞、佐賀新聞
福岡県社会推進部青少年課
長崎県福祉保健部こども政策課こども未来課
熊本県南島原市教育委員会
熊本県菊陽郡岡町
NPO法人カカリ場
みずほ情報総研株式会社
市民ネットワーク北海道
三重県鈴鹿市議会
奈良県
佐賀市議会
NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
山口県平生町社会福祉協議会
グループホーム&デイサービスもみの木
日本ファンドレイジング協会
福井大学大学院
特定非営利活動法人ワグリンク
山形市議会、長崎市生活福祉課
OECD
北海道北広島市議会
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
愛知県名古屋市中区・暮らし自立サポートセンター
沖縄県うるま市
鳴門教育大学
明治学院大学社会学部社会福祉学科
社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
若手県政担当局長保健福祉環境部保護課
京都府自立就労サポートセンター
※他多数につき割愛

【講師派遣】

【東京都】日本臨床心理士会定期研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【大阪府豊中市】雇用労働課主催若者の就労相談支援研修
【福岡県小倉市】日本精神衛生学会シンポジウム
【東京都霞ヶ関】厚生労働省自立相談支援員主任相談員研修
【神奈川県横浜】就労準備支援事業担当者養成研修会
【大阪府堺市】堺市子ども若者総合相談センター職員研修
【福岡県】第33回中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会
【沖縄県沖縄市】沖縄県生活困窮者自立支援制度人材養成研修
【東京都】都道府県・政令指定都市ひきこもり対策推進事業
【福岡県福岡市】思春期訪問相談員養成講座
【熊本県】ひきこもり訪問サポート認定研修
【京都府京都市】伴走型支援士1級認定講座
【愛知県豊田】奈良市若者支援ネットワーク主催研修&シンポジウム
【東京都】衆議院議員会館青年委員会政策勉強会
【滋賀県】滋賀県県民会議、県精神保健福祉センター主催研修
【宮崎県日向市】日向市社会福祉協議会地域でつくる子ども若者支援
【奈良県吉野郡】奈良市若者支援ネットワーク主催研修&シンポジウム
【和歌山県田辺市】ひきこもり支援啓発講演会
【東京都】東京大学主催GCL TechTalk BBS
【岡山県】おきやま自立支援フォーラム
【福岡県】全国ひきこもりKHIの会福岡大会
【北海道札幌市】KHIひきこもり支援ひきこもり学習会
【奈良県天理市】ユースアドバイザー養成研修
【東京都】日本産業精神保健学会
【高知県】訪問支援基礎講座
【佐賀市】九州ブロック児童相談所長会、児童福祉司研究協議会
【山口県防府市】ひきこもりを考えるフォーラム
【宮城県仙台市】伴走型支援士認定研修
【東京都】平成26年度内閣府アウトリーチ研修
【徳島県】徳島県ひきこもりサポーター養成研修
【兵庫県】生活困窮者自立支援全国研究交流会
【島根県益田市】困難を有する子ども若者支援事業定例研修会
【愛知県一宮市】子ども若者支援ネットワーク推進タウンミーティング
【大阪府茨木市】ユースアドバイザー養成講習会
【福岡県】全国若者支援ネットワーク機構主催フォーラム
【長野県】平成24年度人材養成講習会
【広島県三原市】STO自設若者の社会参加が地域を元気にする研修会
【栃木県】県子ども若者ひきこもり総合相談センター研修
【秋田県】県精神保健福祉協会研修会

【北海道石狩市】ユースアドバイザー養成講習会・定例会議
【福岡県】内閣府主催支援ネットワーク強化研修
【宮城県】内閣府若者自立相談支援事業担当者研修
【広島県】第14回および若者就労支援
【神奈川県】若者自立相談支援事業就労支援員後期研修
【山口県】第4回ユースアドバイザー養成講習会
【東京都品川区】就労準備支援事業担当者養成研修
【徳島県徳島市】KHI徳島県若者の会主催講演会
【佐賀県】九州教育学会
【大阪府】若者の生活とリテラシー研究会
【沖縄県那覇市】沖縄大学士道教養講座オープニングトーク
【大阪府高槻市】高槻市主催「大学生がやってくる」J.S.F.の訪問支援
【福岡県志免町】志免町教育委員会主催青少年健全育成講演会
【東京都】全国若者相談研究会シンポジウム
【山口県萩市】子ども若者支援地域ネットワーク形成のための研修
【東京都】平成26年度社会福祉推進事業フォーラム
【佐賀市】佐賀市教育委員会主催「7時の集い」
【島根県】島根県連絡協議会
【東京都】日本臨床心理士会役員会研修
【長崎県五島市】五島サポートステーション30周年記念講演
【佐賀市】佐賀県次世代育成支援対策地域協議会
【東京都】内閣府アウトリーチ研修後期
【大阪府箕面市】あっとスクールアウトリーチ研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【東京都】全国若者相談研究会シンポジウム・分科会
【東京都】NPO法人カカリバ職員研修
【茨木市】子ども若者育成支援地域ネットワーク形成のための研修
【北九州市】NPO法人抱擁主催厚生労働省社会福祉推進事業
【熊本県】子ども若者の「生きる力」を育む研究会
【東京都】生活困窮者自立支援制度従事者養成研修
【島根県大田市】ユースアドバイザー養成講習会・定例会議
【沖縄県那覇市】沖縄大学地域研究所リカレント講座
【福岡県春日市】福岡県社会福祉士会地域社会・多文化委員会
【東京都】NPO法人エン・ワーム主催研修
【宮崎県宮崎市】私立学校人権啓発地区研修会
【東京都】開成中学校スクールソーシャルワーカー連合研修会
【奈良県吉野郡】奈良市若者支援ネットワーク主催研修&シンポジウム
【愛媛県】若者自立・支援フォーラム
【東京都】慶應義塾大学経済学部「生活保障の再構築」他多数

【公的委員】

【公的委員等】※平成27年11月1日現在
○「子ども若者育成支援推進計画」評価委員会（内閣府）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労準備支援事業従事者養成研修企画委員会（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労支援員企画部会長（厚生労働省）
○佐賀県産業能力開発審議会委員（佐賀県農林水産商工部雇用労働課）
○佐賀県子ども若者支援地域協議会委員（佐賀県こども未来課）
○佐賀県青少年育成県民会議の在り方検討委員会委員（県民会議）
○佐賀県社会教育委員（佐賀県教育委員会）
○佐賀市社会教育委員（佐賀市教育委員会）
○佐賀市福祉・就労支援運営協議会委員（佐賀市労働局）
○佐賀市地域福祉計画策定推進委員会委員（佐賀市）
○佐賀市地域福祉計画策定推進協議会委員（佐賀市社会福祉協議会）
○「生活困窮者自立支援法」における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業委員会（厚生労働省社会福祉推進事業）
○困難状態にある子ども若者に対する学習支援および総合的伴走型支援に関する調査・研究事業委員会（厚生労働省）
○一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 研修委員
○特定非営利活動法人 全国若者支援ネットワーク機構 理事長
○特定非営利活動法人 日本若者アウトリーチ協会 理事長（以下、終了分）
○H26年度自立相談支援事業従事者養成研修事業企画委員会（厚生労働省）
○H26年度就労準備支援担当者養成研修に関する検討会（厚生労働省）
○社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員（厚生労働省）
○「地方公共団体における困難を有する子ども若者の支援に関する調査研究」に係る企画分析会議（内閣府）
○「地域若者サポートステーション」事業の今後のあり方に関する検討会（厚生労働省）
○雇用戦略対話ワーキンググループ（内閣府）
○困難を有する子ども若者及び家族への支援に関する調査研究における企画分析会議（内閣府）
○「子ども若者の生活困窮支援のあり方に関する研究」委員会（厚生労働省）
○平成24年度特別支援教育総合推進事業運営協議会委員（県立太良高等学校）
○高校中退者等アウトリーチ・ワーキンググループ委員（厚生労働省）
○「生徒指導・進路指導総合推進事業」運営協議会委員・評価検討委員会委員（佐賀県教育センター）
○全国若者支援ネットワーク協議会サポートステーション部会長（生産性本部）
○これからの佐賀県教育をともに考える会委員（佐賀県教育委員会）
○若者自立支援プログラム作成等委員会助言者（高知県教育委員会）
○魅力ある学校づくり推進事業に係るアドバイザー会議委員（佐賀県教育委員会）
○若年者向けキャリア・コンサルティング協議会及び作業部会委員（厚生労働省）
○佐賀県教育研究ネットワーク副会長（佐賀大学実践教育研究センター）
○佐賀県次世代育成支援対策地域協議会委員（佐賀県旧こども課）
○市民活動プラザ運営委員会委員（佐賀市民活動課）
○佐賀県教育委員会の点検・評価に関する有識者会議委員（佐賀県教育委員会）等

※下記実績は、行革以降のH25～30年度6年間のみ

直近6年で全国1,226か所から3,169名の視察・研修の受け入れ

講師派遣を中心に全国1,167か所80,976名を対象に研修・講演を実施

厚生労働省、内閣府等政府系の審議会や各種委員会へ複数の委員輩出



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県の実施に大きな影響を与えたH25年度の行革と喫緊に解決すべき課題

子ども・若者支援分野の改革に向け一石を投じた H25年度行政改革推進会議「秋のレビュー」とその後に 発生した副作用を払拭するには現場からの発信と 地方自治体における対策が不可欠

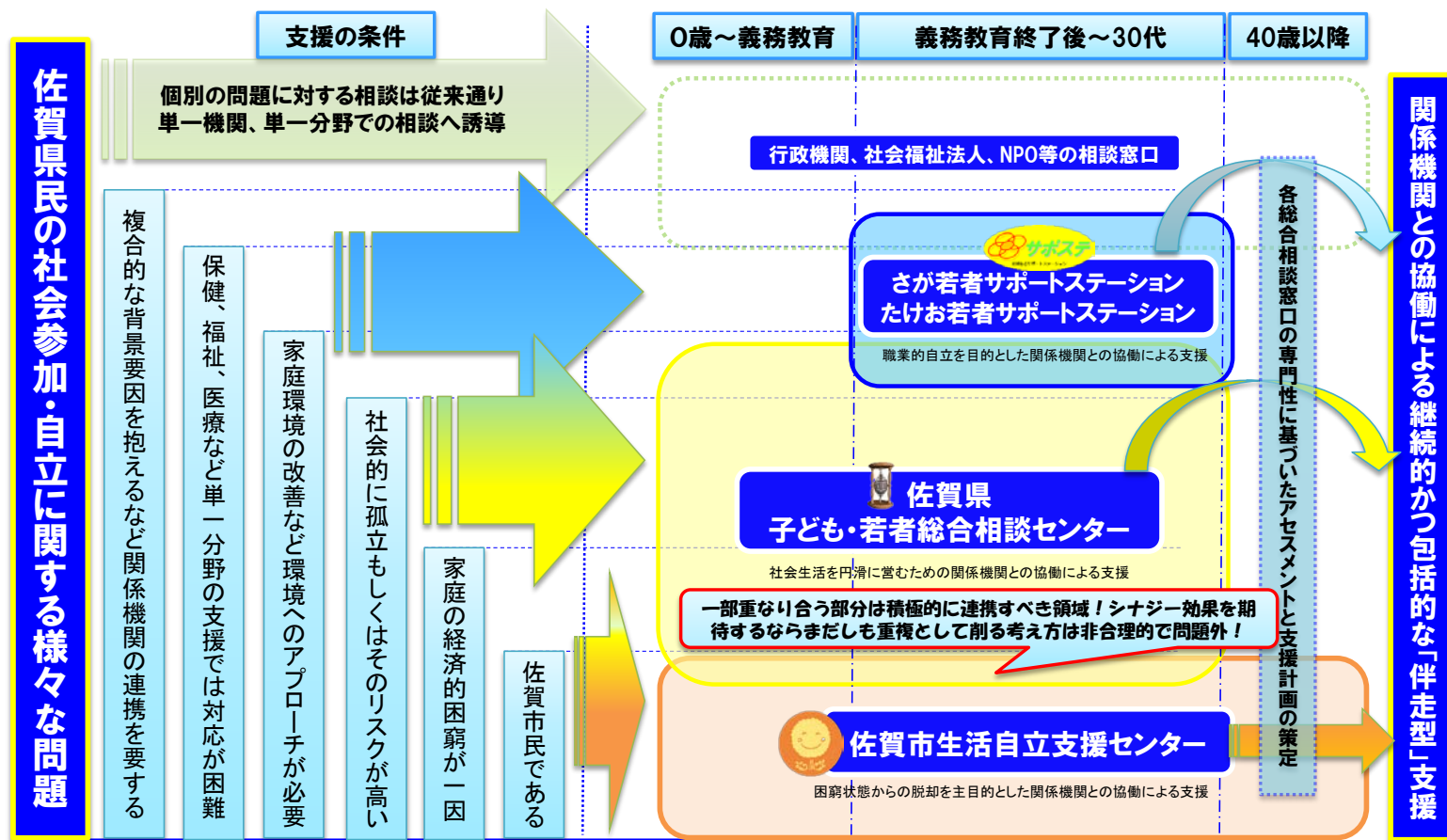
～行革の本来目的の達成のためには財源論だけでなく当事者の「声」を加味した議論と現場からの具体案が必須！～





支援対象者の状態（所属する環境等を含む）によって適切に役割分担を行い、かつ、支援段階に応じて積極的な連携を図ることで各相談窓口の効果を最大限高めることができる

平成25年度行政改革推進会議秋のレビューが出る前までの支援の条件と各相談窓口との関係



※地域若者サポートステーション事業によって整えられる支援機能とネットワークが関連事業を推進する上においても必須

※支援対象となる若者にとっても職業的自立を支援するサポステの位置づけは相談に対する抵抗感を低める上で重要

地域若者サポートステーション事業、生活困窮者自立支援制度、ひきこもり地域支援センター等重複排除の運用ルールによって本県では結果的に対応できないケースが増加するリスクが生じている！
受付段階の形式主義的手続によって制度の狭間に陥る「ひきこもり」等の当事者

行政改革推進会議「秋のレビュー」

若者就職支援に関する事業

（地域若者サポートステーション関連事業）

とりまとめ

「若者就職支援に関する事業（地域若者サポートステーション関連事業）」

地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言いがたい。今後、各サポステの実績の把握・評価やサポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。

本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とはいえず、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。

「秋のレビュー」を受けてサポステ事業の予算は大幅に削減された上に若者支援5原則に反する**制約**が課せられている

① 予算の急激かつ大幅な減額

サポステ1か所当たり9,187,000円～16,967,000円（前年度の事業費の約23%～55%）が減額された。運営団体によっては職員を解雇せざるを得ず支援員が半分以下になった所や支援事業自体から撤退する動きも出てきている。

② 相談の入り口段階からの区分け（「縦割り」への逆行）

重複の排除という観点から、ひきこもりは「ひきこもり地域支援センター」、経済的問題は「生活困窮者自立支援法に係る窓口」とされ、**入り口段階で厳格に区分け**するように要求されている。当該窓口がない地域も多く支援が受けられない若者が出ている。

③ 中退リスクが高い生徒であっても在校生は支援の対象外

「学校連携推進事業は学校の本来機能を侵害する」という評価者の指摘でたとえ学校側がSOSを出した完全不登校生徒等であっても**在学は支援してはならない**とされニートの状態に至る前、社会的孤立に至る前の未然防止の支援が困難な状態に。

④ 自宅等へのアウトリーチの実質上の禁止

利用者の就労意識を表現するレベルデータが評価に用いられたため、その状態像に対する誤解が生じ、対人面、メンタル面、環境面等の複合的な問題を抱える利用者に対しては困窮者支援等の枠組で対応するように求められ、**ニーズも高く効果も実証されているサポステでの自宅へのアウトリーチが実行できない状況に。**

予算を大幅に削られた上に工夫の余地を奪う制限がかけられた状態では本来の相談ニーズに応えられない



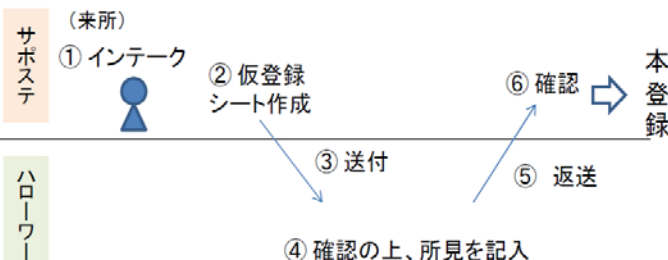
当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

「連携」と称して「すみ分け」を求めサポステに義務化された「仮登録制度」

サポステ仮登録時の連携（H27連携通知）

a. サポステに支援対象候補者が来所した場合（通常の場合）



☆留意点

- ・② インテークの情報をもとに、仮登録シートの必要事項（シート表面及び裏面【1】）を記入。
- ・④ 仮登録シートを受け取ったハローワークは、内容を確認し、シート裏面【1】のハローワーク記載欄に意見を記入。必要に応じ、サポステに問い合わせること。
- ・⑥ 返送された仮登録シートを確認し、裏面【3】に最終結果を記入。
※ハローワークから意見が付されていた場合は要協議。

ア) サポステで相談支援を受けるためにはハローワークへの申請が義務化

イ) 申請者(若者)自身が抱える困難を記述し状態の見立てをレベル分け

ウ) 「経済困窮」や「ひきこもり」等他機関の利用者ではないことを証明

エ) 仮登録シートを見たハローワーク担当者の判断を経てサポステ本登録

【仮登録シート】

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」
 「別の窓口からサポステに行った方が良くと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」
 「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」
 「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」
 「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」
 「近くにひきこもり地域支援センターないのにどうしろというのか？」
 「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援を求めているのに親兄弟の収入まで言わなきゃいけないの？」
 「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に戻されるのか？」
 「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」
 「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

※参議院厚生労働委員会、人材開発統括官付参事官等の尽力でH30年度から廃止に！

**「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが・・・
 支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！**

合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！



当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】

支援対象者の自己決定権等を尊重するため、事業評価・適正化のために同意書名は重要な手続でもあるが、「誰にも知られたくない」という気持ちや当事者の心理的特性等にも徹底的な配慮が必要！

氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

【アウトリーチ対象者の実態】

修学時の不適応経験(97.2%)、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ(88.1%)、精神疾患疑い含む(50%)、発達障害疑い含む(40.9%)、家庭内暴力(40.3%)、依存行動(47.7%)、複数の支援機関の利用経験(63.1%)、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者(61.4%)…

※厚労省側から2号要件等で自治体に裁量が与えられていることに留意！

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業(居場所活動や就労体験等)等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」の提出が一部自治体によっては課されている！

多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等が煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けることができるのか？



複合的な困難を抱える世帯の場合、近年、煩雑化の傾向が顕著な申請方法では、各相談支援事業の利用申込の段階で数十枚の手続書類が必要になる場合も！

国、県、市、関係各課の協力を得て実現した「一括同意方式」による相談者にとっての利便性の向上】

本相談窓口をご利用頂くに当たってのお願い

本相談窓口は、ワンストップ型の相談サービスを提供するため、行政からの委託事業を、受託する形で運営されています。本事業面にごてご提供される各種相談支援事業の内容についてご理解頂き、契約・運営協定である「特定非営利活動法人NPOスチュワード・サポート・フェイス（以下、「S.S.F.」と略記。）」より、ご提案されて頂く支援方針の承認を承取頂く場合は、下記事項にて、お申込み下さい。

本申込書は、各相談支援事業で必要となる各種書類ご提出の先取りする個人情報等の取り扱いに関する同意書と兼用しています。別紙「個人情報に関する事項・取扱規程」を基にS.S.F.より説明させて頂くご相談に同意する運用方針についてご理解頂いた場合にご署名下さい。なお、支援方針の変更については相談員が承りますので、お申し付けください。

私は、本書裏面「事業内容一覧」に記載する事業内容についての説明を受け、S.S.Fより提案された支援プランについて同意します。その際、各事業において必要となる利用申込書及び同意書については、本書にて代替し一括で申し込みを行います。また、別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」について、説明を受けた上で、連携が必要となる関係機関（者）との情報共有に関して同意します。

※厚生労働省 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)及び社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長の英断によって実現！

**S.S.F.が受託運営あるいは
関与する14事業の委託者
及び事業説明が記載。**

**相談内容に関係のない
事業は自動的に除外も
しくは希望に応じて除
外できる仕組み**

各事業において必要となる利用申込書及び個人情報取り扱いに関する同意書が本書にて一括で手続きができる！当事者の負担軽減だけでなく、個人の意思がしっかりと表明できるよう配慮！

**現場から「縦割り」「形式主義」の突破を図った佐賀県における「一括同意方式」
実現の背景には、社会問題に真摯に向き合う行政・民間双方の強い思い！**



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

課題克服に向けての希望！佐賀県及び佐賀市における「協働型」「創造型」の取組

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」
誰もが希望を抱くことができる地域づくりのためには
社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立が必須
～足りないもの、必要なものは「協働」で創り出す！S.S.F.が介在するPDCAサイクル～



全国トップレベルの極めて高い相談実績から探る「協働」で乗り越えるべき課題

～S.S.F.の取組は15年以上にわたる相談活動で培った関係機関や関係者との信頼関係が基盤となっている～

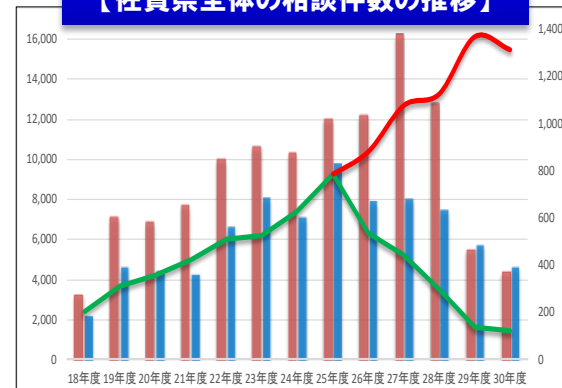
① 県子ども・若者総合相談センター 【相談件数の推移】



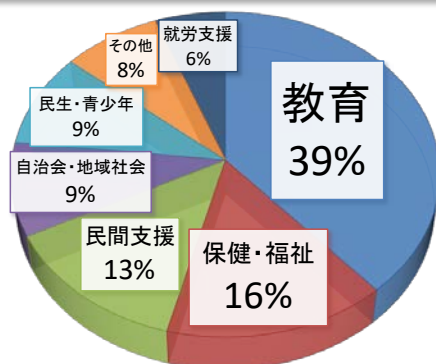
② 指定支援機関(S.S.F.本体事業) 【相談件数の推移】



③ 地域若者サポートステーション事業 【佐賀県全体の相談件数の推移】



①-1 【依頼・紹介元の内訳 (H30年度)】



※行政・専門機関からの依頼及び紹介案件が61%
 ※教員やSC、SSW等学校関係者からの依頼が最多
 ※虐待等保健・福祉機関からの依頼案件が急増

①-2 【実態調査 (H22～28年度)】

H22年度～H28年度	項目	あり	割合
配慮すべき疾患 および障害	1 精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	2 発達障害(疑い含む)	975	43.7%
行動面の問題	3 暴力	404	18.1%
	4 非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	6 医療機関受診	785	35.2%
支援機関を利用するに あたった困難	7 多重の問題	1,890	84.7%
	8 対人関係の問題	1,879	84.2%
家庭環境	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	11 被支援困難者 (経済的自由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数		2,231名	

※多重に困難を抱える重篤ケースが85.2%を占める
 ※日常的・継続的・包括的な支援を要する事例が主
 ※虐待、DV、貧困、違法犯罪行為等の相談数増加

傾向と現状

○行政機関から寄せられる主な支援対象者は、引きこもり状態にある子ども・若者や虐待、貧困等複合的な背景要因を抱えアウトリーチを要するケース。

○S.S.F.に対する信頼の高まりから関係機関では対応が難しい重篤ケースやクレーム案件や訴訟等に発展したケースの相談依頼が増加している。

○国施策の事業スキームの変更等によって支援が受けられなくなった子ども・若者の受け皿として①が柔軟に機能。指定支援機関との一体的な運営によって最大限のシナジー効果を発揮。

多重に問題を抱える重篤ケースは特に専門機関間で「丸投げ」や「たらい回し」が起こり易い

県民のみならず専門機関からも極めて高い相談ニーズを集約し拡大するS.S.F.の役割：
 支援機関側の負担や実績に応じた予算の傾斜配分などインセンティブの検討も必要

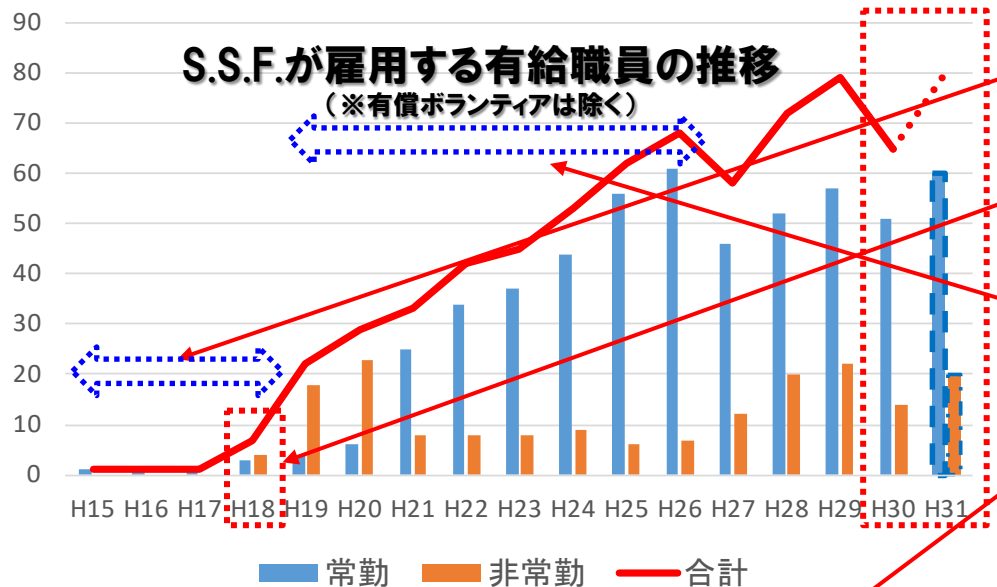


S.S.F.の始まりはわずか二人の大学生ボランティアから始まっている

～佐賀県が掲げる県民「協働」の取組はS.S.F.のアウトリーチ活動の組織基盤の強化及び社会問題の解決に向けた発展的取組を促進～

S.S.F.が雇用する有給職員の推移

(※有償ボランティアは除く)



H18年8月まで常勤1名、その他ボランティア約100名体制でアウトリーチ関連実績を積む

地域若者サポートステーション事業(サポステ)の受託を機に常勤・非常勤職員の雇用開始

サポステで強化された支援基盤を活用することで様々な協働事業が創設される

行革によってサポステ予算の削減及びアウトリーチ関連事業の大幅な見直しが行われる

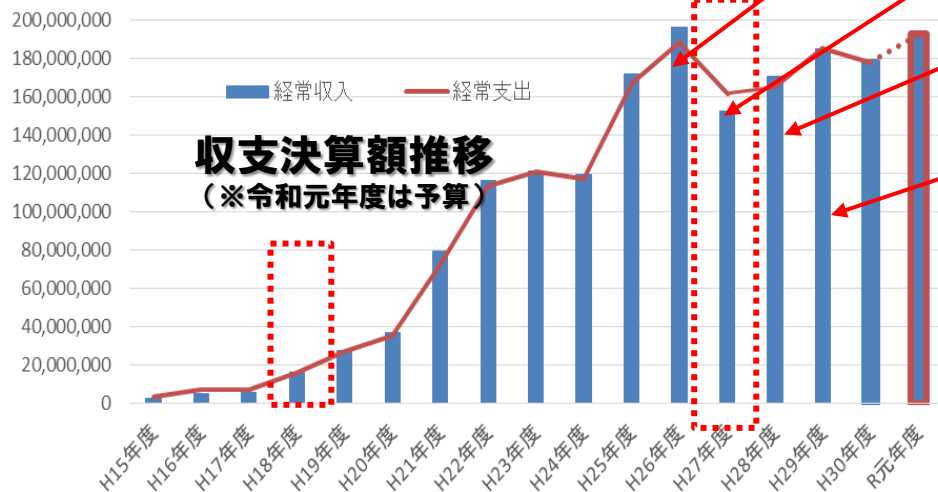
サポステ予算大幅減と生活困窮者自立支援制度に係る武雄市のプロポーザルでの敗退

県教委委託により全公立学校約300校を網羅する包括的なアウトリーチ事業を開始

県こども未来課によって「寄り添い支援事業」等サポステを補完する事業が創設される

収支決算額推移

(※令和元年度は予算)



正味財産増加額推移



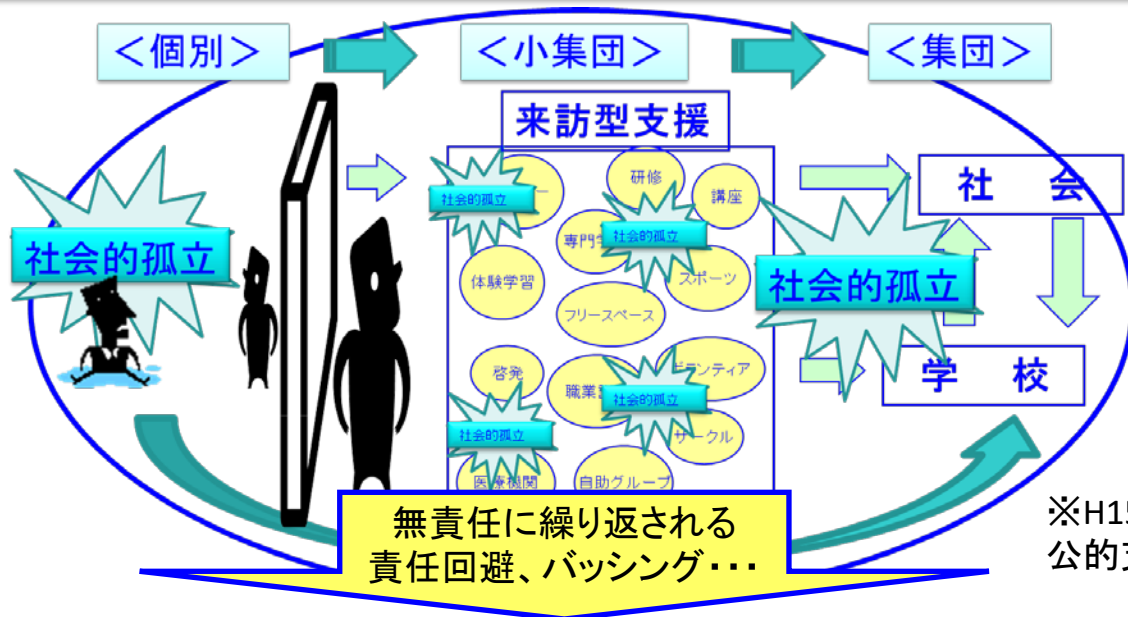
H27年は「NHK7 ロフエッショナル 仕事の流儀」で活動が放映されたため全国各地から相談が殺到し1千万近くの過去最大の赤字を計上!

H30年度は過去最高6万2千件を超える相談が寄せられており圧倒的な人手不足に! 74

**継続的かつ総合的支援を可能とする支援体制が構築されなければ
子ども・若者の社会的孤立・排除は防げない**

批判の対象になっている公的相談窓口はそもそもの予算・人員共に小規模なものが多い

縦割では各支援段階に「狭間」を生じさせるため自立まで責任を持って見届けられない



従来は根拠法がない状態で展開されてきた当該支援分野は単年度予算で複数年のPDCAサイクルを回すことが難しい状況にあった
行政は限られた権限と制約、民間は脆弱な財政基盤の中での活動となるため社会問題の解決に向けた取組が進みにくい

**今求められるのは「協働型」「創造型」の取組！
代替策、改善行動を伴わない無責任な批判からの脱却！**



佐賀県では佐賀市(学校教育課)との協働が起点となり行政との連携協力体制が発展

～家庭教師方式のアウトリーチで培った支援現場での信頼関係が新たな協働事業につながっている！～



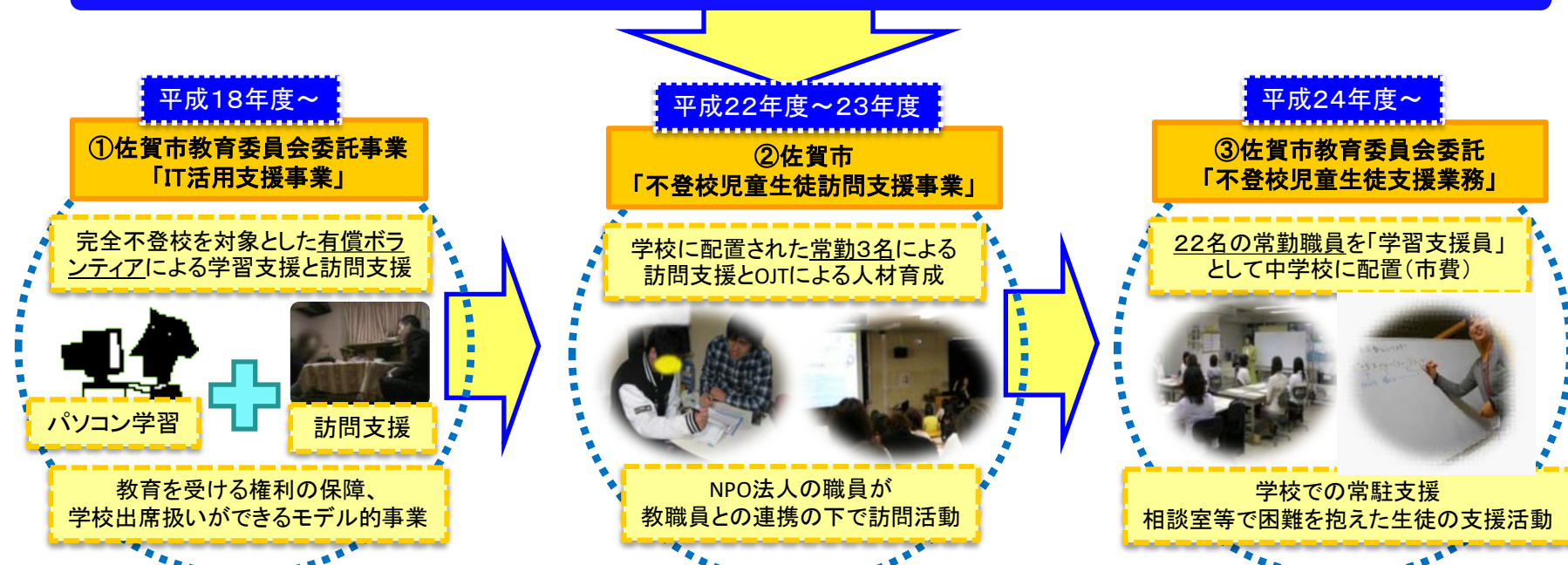
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
相談件数 (延べ件数)	820	1,744	2,659	3,991	4,223	4,427	4,237	4,436	4,718	7,267	8,427	8,633	10,010	13,913	18,643	21,625	119,773
面談人数 (月延べ件数)	185	322	629	2,059	3,260	3,266	2,715	3,119	3,328	4,244	5,411	5,659	6,844	9,590	15,488	12,390	78,509
派遣件数 (月延べ件数)	243	398	536	653	534	827	829	1,294	1,659	1,942	2,334	2,384	3,114	4,257	5,704	6,445	33,153

※委託事業における共有案件含む。

派遣先の9割以上から学校復帰、脱引きこもり、進学、就職等改善の報告

改善率9割の家庭教師方式のアウトリーチ

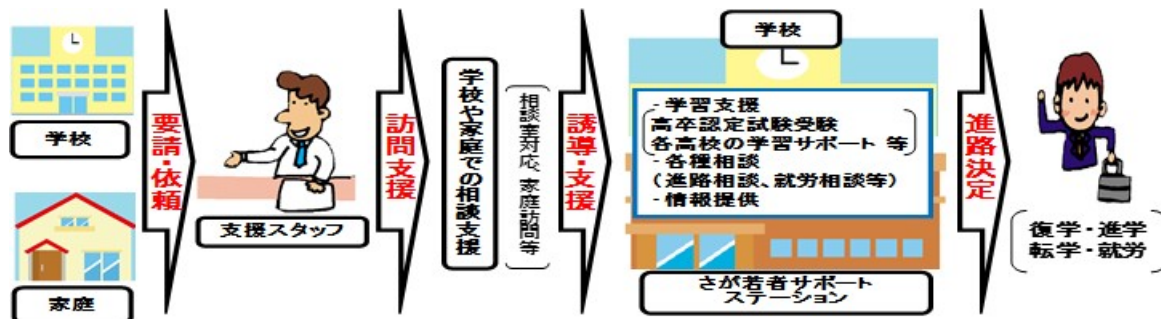
不登校、ひきこもり支援において学校現場で求められる「家庭教師方式」の自立支援ノウハウ



学校現場で培った信頼が新たな協働事業の創設につながるなど発展的に機能

平成22年度～23年度「高校中退者等アウトリーチ事業(厚労省)」

組織的連携に関する覚書の取り交わし等15校(定時制、通信制、私立含む)との連携がスタート

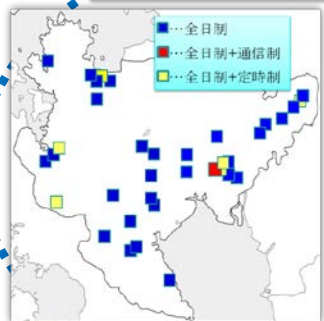


当該事業を通じて高校不登校、中退者等に対する効果的な支援の在り方について教職員と共有

発展

平成23年度～24年度「高校における不登校等の自立支援事業(佐賀県教育庁学校教育課)」

①全公立高等学校への学校訪問



唐津工業高等学校	嬉野高等学校	佐賀工業高等学校
唐津商業高等学校	塩田工業高等学校	佐賀商業高等学校
唐津翔青高等学校	鹿島高等学校	佐賀西高等学校
唐津西高等学校	鹿島実業高等学校	佐賀東高等学校
唐津南高等学校	太良高等学校	致遠館高等学校
唐津南高等学校	白石高等学校	高志館高等学校
敵木高等学校	佐賀農業高等学校	神埼高等学校
伊万里高等学校	杵島商業高等学校	神埼清見高等学校
伊万里商業高等学校	牛津高等学校	三養基高等学校
伊万里農林高等学校	小城高等学校	鳥栖高等学校
有田工業高等学校	多久高等学校	鳥栖工業高等学校
武雄高等学校	佐賀北高等学校	鳥栖商業高等学校

計43校

内訳: 全日制36校、定時制6校、通信制1校
※私立高校は含まない(サポステ独自で連携)

②中退リスクが高い生徒への家庭教師派遣



平成25年度3月末日現在…全公立高等学校(43校)にコーディネーターを派遣
家庭訪問件数524件、718.5時間以上の学習支援を実施

高校とサポステ等相談機関との連携促進

関与継続型のアウトリーチノウハウの活用

教育行政との協働による学校教育からの切れ目のない継続的かつ包括的な支援

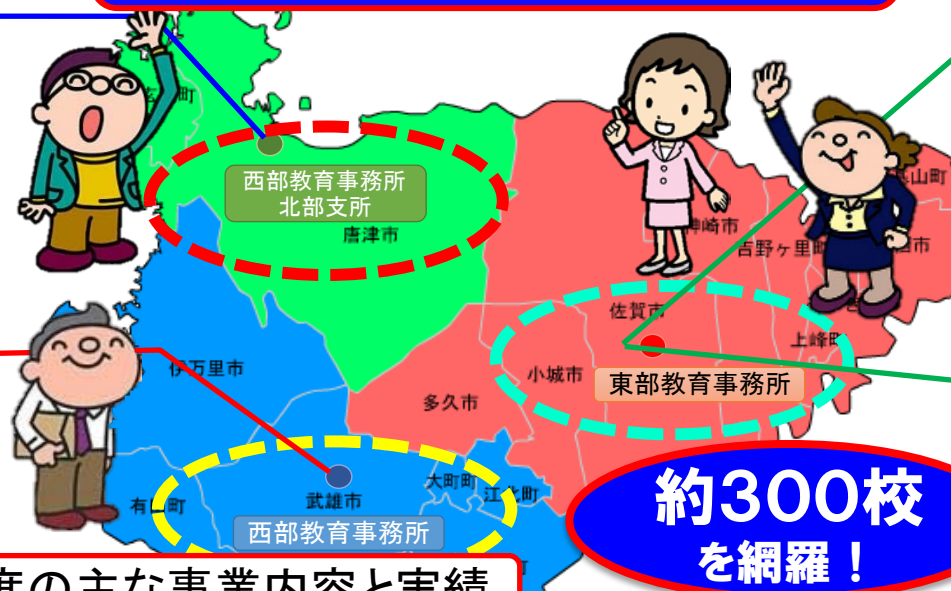
平成28～30年度「訪問支援による学校復帰サポート事業(佐賀県教育委員会)」

～県内すべての公立学校に対する学校訪問と学校復帰が困難な児童生徒を対象とした訪問支援の展開！～

特別支援学校及び児童相談所での勤務、生活困窮者自立支援で実績
「教員免許取得者」

精神科医療及びひきこもり支援での豊富な経験と実績。臨床心理士会医療保険部会理事を務めた「臨床心理士」

全公立学校(小・中・高)を対象とした「全国初」の包括的訪問支援事業



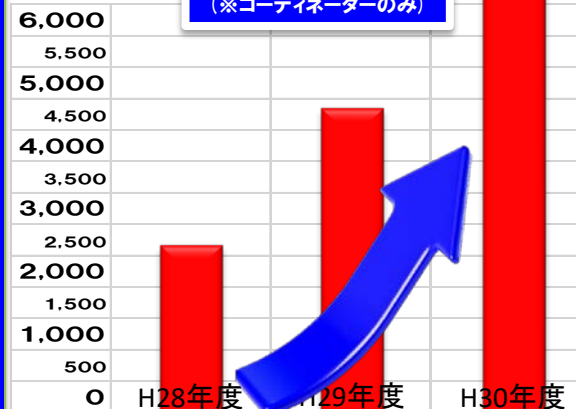
学校における不登校支援業務及び精神科における病院臨床経験を持つ「臨床心理士」

ICT学習支援事業及び不登校児童生徒支援業務で責任者を務めた「キャリアコンサルタント」

H28～30年度の主な事業内容と実績

- ①全ての公立学校に対する学校訪問の実施
⇒ 約3か月間で約300校すべてに学校訪問及び事業説明を実施
- ②不登校児童生徒の状況把握・分析、支援計画の策定等
⇒ 相談・対応件数はコーディネーターのみで12,587件
- ③訪問支援員による自宅等へのアウトリーチの実施
⇒ 仕様書の規定回数の約1.8倍、4,688回の訪問支援実施
⇒ 多軸評価アセスメント指標に基づく改善率82.7% → H29年度
⇒ 登校開始など本事業における学校復帰に向けた改善率90.7%

相談・対応件数
(※コーディネーターのみ)



関連事業は軒並み教職員等からの依頼・紹介案件が過去最高を更新！高い波及効果！78



※ユメタネとは、ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGA、さが若者サポートステーションを総称する愛称
自立へ向けたお手伝いが 就職に向けた支援が必要な方

必要な方



**さが若者
サポートステーション**

「施設型」支援では対応が難しかった層に対しても
アウトリーチによる掘り起こしと支援への誘導が可能

NPO活動で培った専門性に基づくネットワーク活用型
支援で一般的な就職活動ではうまくいかない層に対応

若者支援のノウハウを生かしたセミナー、認知行動療法
と職親制度を活用した就労体験等が有効に機能



ジョブカフェ



ヤングハローワーク SAGA
(佐賀県労働局 HP へリンク)



<http://www.yumetane.info/>より引用

**佐賀県は「ハローワーク特区」に指定され地域若者サポートステーション事業を生かした
役割分担によって各事業のポテンシャルを最大限に引き出せるような仕組を構築**

より積極的な連携を実現するため、佐賀県雇用労働課、佐賀労働局職業安定部、NPOスチューデント・サポート・フェイスの3者間で「ユメタネの一体的運営等に係る個人情報保護に関する協定書」を締結



S.S.F.主催「子どもと共に生きる」シンポジウムから実現した「基金」の設立

～S.S.F.代表理事が発起人の一人となり始動した「さが・こども未来応援プロジェクト」による子どもの居場所づくり～

子どもの居場所キックオフミーティング



＼ どんな境遇の子どもたちも見捨てない ＼

子どもの居場所開設への一歩を 踏み出してみませんか？

第1部

キックオフミーティング
＜基調講演・助成事業の説明＞

第2部

子どもの居場所に必要か大綱をオネス
＜支援事業の説明・事例＞



さが・こども未来応援 プロジェクト

SAGA CODOMO MIRAI SUPPORT PROJECT

要 予 約

子どもにとっての地域の居場所。それは、自分のいる場所を指すこともあれば、得意分野を指すこともある。自分に関わり、自分を見て、自分に声をかけて、自分の話を聞いてくれる場所。

参加費
無料

第1部 キックオフミーティング 13:00-14:15



基調講演 13:00-13:45



どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！
～すべての子ども・若者が「安心」「希望」を抱ける地域づくり～

特別講演者
スチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口 仁史

PROFILE

生年月日：1975年生まれ 出身地：佐賀県佐賀市
NPO法人「スチューデント・サポート・フェイス」代表理事
佐賀県子ども・若者支援センター所長
さが未来サポートステーション幹事コーディネーター

社会政策研究センター所長（佐賀県）
福岡県福祉フォーミンググループ（代表理事）
「子ども・若者支援センター」所長（佐賀県）
佐賀県福祉政策推進委員会委員（佐賀県）
佐賀県子ども・若者支援センター所長（佐賀県）
佐賀県子ども・若者支援センター所長（佐賀県）
佐賀県子ども・若者支援センター所長（佐賀県）

佐賀県開設補助
事業説明

13:45-14:00

さが・こども未来応援基金
～さがっこプロジェクト～

14:00-14:15

【さが・こども未来応援プロジェクト】

佐賀未来創造基金
さが市民活動サポートセンター
Succa Senca
地球市民の会
NPOスチューデント・サポート・フェイス

【ふるさと納税】

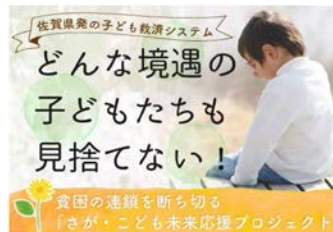
佐賀県独自のシステムによる応援！
全国から浄財が寄せられました！
ご協力頂いた皆様に心から感謝申し上げます！

子どもの居場所拡大事業及び

佐賀こども会

実施状況

FILE



達成金額 14,813,764円

目標金額：10,000,000円

達成率 148.1%

支援人数 450人

終了まで 受付終了

佐賀県NPO支援

佐賀県NPO支援

お気に入り

プロジェクトは終了しました

お礼の品を選んでこのプロジェクトへ寄附する

～2018年3月31日（132日間）

今後さらに深刻化する当該分野の人手不足⇒「担い手」確保の必要性

地域の既存の取組や新たなチャレンジを物心両面でサポートする仕組みづくり

地域の「志」を皆で大切にしつつ「つながり」の中で育む佐賀県の「子どもの居場所」



サポステを運営するS.S.F.がプラットフォームとなることで

職業的、社会的自立に至るまでの分野横断的かつ継続的な「伴走型」支援が可能となっている！

国が実施する「地域若者サポートステーション事業」が基盤となり地方自治体の取組を喚起



委託事業を通じて各主体が責任を持って支援に参画する佐賀県の総合的な自立支援体制
～分野横断的なノウハウを有するS.S.F.が各事業を受託することで支援現場において縦割りを突破！～

「協働」による継続的かつ包括的な自立支援の展開

適切な役割分担と積極的な連携によるシナジー効果

「子ども・若者育成支援推進法」及び「生活困窮者自立支援法」、委託契約に基づく守秘義務の枠組

さが若者サポートステーション(県東部)

たけお若者サポートステーション(県西部)

佐賀県子ども・若者総合相談センター、佐賀県ひきこもり地域支援センター(県全域)

佐賀市生活自立支援センター、佐賀市青少年センター子ども・若者支援室(佐賀市)

佐賀県における総合相談窓口機能の集約による利便性の向上と体制強化

NPOスチューデント・サポート・フェイス(指定支援機関)

※図下部はH28年7月現在

支援情報

支援情報

支援情報

支援情報

支援情報

教育委員会関連委託

サポステ相談等支援事業におけるステップアップ事業・チャレンジ体験(厚労省・労働局)

雇用労働関連委託

訪問支援による学校復帰サポート事業(佐賀県教育庁学校教育課)

ハローワーク特区事業(厚労省・佐賀県特区協定)

不登校児童生徒支援業務(佐賀市学校教育課)

臨床心理士カウンセリング事業(県子ども未来課)

青少年部局関連委託

佐賀市生活困窮者自立支援事業における学習支援事業(佐賀市)

福祉部局関連委託

就労準備支援事業(佐賀市)

※...県全域を支援対象

寄り添いホットライン事業(社会的包摂サポートセンター)※地域センターへの協力

段階

義務教育段階

高校教育段階

就労段階

業務内容の事例

ICTを活用した学習支援事業

対象:完全不登校児童生徒

パソコン学習

訪問支援

学校出席扱いの先駆的事業

不登校児童生徒支援業務「学習支援員配置事業」

22名の常勤職員を学校に配置

SSF研修制度と支援体制の活用

訪問支援による学校復帰サポート事業

小・中・高校全ての公立学校(約300校)を訪問

S.S.F.の家庭教師方式の訪問支援の実践

就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法に係る取組

職観制度と認知行動療法の活用

ハローワーク特区事業

夢の種を一緒に探し、育ててくれる

県・労働局・SSFとの協定締結

一つ一つは小さな支援事業でも「自立」をキーワードに組み合わせると大きな力になる

専門的なアウトリーチ手法が縦割りを超え、組織間に効果的な連携協力関係を構築

S.S.F.が介在することで関連分野の知見や施策が結集され有機的な連携が実現

伴走型のコーディネートによって自立まで見守れる継続的かつ効果的な支援を展開

協働による「結果」の共有が発展的取組を行うためのPDCAサイクルを構築

※スペースの都合上、一部の事業は支援対象範囲が調整されています。

「協働型」「創造型」の取組が推進され若年無業者の減少等社会的な結果につながっている！

完璧な制度がない以上複数分野の支援事業が補完し高め合える仕組みこそ検討すべき！



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**アウトリーチによってもたらされる税収増を鑑みれば
当該自立支援分野への積極的投資によって
行政の財政健全化にも高い改善効果が期待できる！**

～全国トップレベルの就職者数がもたらした佐賀県及び佐賀市における高い財政的効果～



佐賀県の地域若者サポートステーションにおいて
直近3カ年で**就職した若年無業者972名**

※H25～27年度 進路決定者数1,180名から進学等を除いた数字

平成22年度調査	調査対象:423名	項目	全体	アウトリーチ	その他
			あり 割合	あり 割合	あり 割合
不適応経験		1 修学時の不適応経験	297 70.2%	171 97.2%	126 51.0%
		2 いじめ(同級生、先輩、同僚、上司等からのいじめ)	129 30.5%	93 52.8%	36 14.6%
きっかけ		3 対人関係のトラブル(異性、友人、教師、上司、同僚等)	272 64.3%	185 88.1%	117 47.4%
		4 社会生活上の挫折(受験失敗、住上のミス等)	211 50.4%	112 63.6%	101 40.9%
配慮すべき疾患		5 精神疾患、症状(疑いを含む)	159 38.8%	88 50.0%	71 30.8%
		6 知的障害(疑いを含む)	21 5.0%	11 6.3%	10 4.0%
		7 発達障害(疑いを含む)	129 30.5%	72 40.9%	57 23.1%
		8 自傷行為、自殺未遂等	67 15.8%	48 27.3%	19 7.7%
		9 家庭内暴力	106 25.1%	71 40.3%	35 14.2%
行動面の問題		10 こだわり、異常行動	112 26.5%	74 42.0%	38 15.4%
		11 生活リズムの乱れ、昼夜逆転	172 40.7%	112 63.6%	60 24.3%
		12 依存行動(携帯電話、インターネット、ゲーム依存等)	118 27.4%	64 47.7%	32 13.0%
支援経験		13 訪問型支援の利用経験	97 22.9%	81 46.0%	16 6.5%
		14 施設型支援の利用経験	258 61.2%	135 76.7%	124 50.2%
		15 医療機関	152 35.9%	69 39.2%	83 33.6%
		16 複数の支援機関の利用	205 48.5%	111 63.1%	94 38.1%
支援機関を利用するに当たっての困難		17 心的要因(支援に対する不信がある)	157 39.5%	108 61.4%	59 23.9%
		18 保護者要因(支援に対する理解が得られない)	81 19.1%	51 29.0%	30 12.1%
		19 本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない)	153 36.2%	105 59.7%	48 19.4%
家庭環境		20 虐待の有無	23 4.7%	11 6.3%	9 3.6%
		21 保護者、家族の問題(精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	114 27.0%	73 41.5%	41 16.6%
貧困		22 保護者と本人との関係性の悪化	161 38.1%	104 59.1%	57 23.1%
		23 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)	77 22.9%	61 34.7%	36 14.6%



働けないまま生活保護へ
(457名×生保約10万円/月×12か月)

－6億240万円
(税金で支えてもらう側から)

支援の結果就労・自立が実現
年収200万円の場合、所得税、住民税、社会保険負担金等を合計して納める税金を36万円と試算
(972名×納税36万円/年)

＋3億4,992万円
(税金を納め支える側へ)



実態調査から家庭環境等に困難を抱える者が
各年度約**50%、57%、47%**で将来の
生活保護のリスクが高かった者と仮定すると…

直近3カ年(H25～27年度)だけで
9億5,232万円の税収増に貢献！

平成18年からの累計就職者数1,978名で換算すると佐賀県のサポステだけで年間
18億2,808万円が増収に転換されたことに！医療費等を換算すると拡大する可能性大！

若年無業者の状態像も勘案して費用対効果を見ればサポステは最も投資効果の高い支援事業の一つ



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県が元来得意とする「人づくり」に合致する「戦略的人材育成」

**対人援助である以上支援の成否を決めるのは「人」
ボランティア段階からの戦略的な人材育成が必要**

～社会問題の解決の過程で有能な人材を育成する「戦略的人材育成」の必要性～





支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～大学による専門職の養成という観点のみでは従来の枠組の範疇から脱却できない！実践のフィールドを！～

問題意識：制度が整っていない当該分野は近い将来深刻な人材不足に陥る可能性が高い

問題意識：従来の専門職養成カリキュラムでは当該分野での実践が圧倒的に不足している

問題意識：専門職の立場になってからでは個別家庭に継続的に関与することは難しい事も

問題意識：限られた財源の中で専門家が導入レベルの問題まで全て対応するのは不合理

問題意識：ケースによっては「専門家」というよりも「お兄さん」「お姉さん」的存在が効果的

支援介入困難度等による役割分担と
複数の専門職によるチーム対応

某行政機関が単独で行っていた訪問
支援事業との費用対効果の比較では
S.S.F.方式が7～34倍との評価も！

熟練レベル

各事業の相談責任者レベル

標準レベル

「選抜研修制度」を経て採用された職員（常勤・非常勤）

導入レベル

地域ボランティア及び有償ボランティア（大学生、大学院生、地域人材等）

徹底した危機管理の下で関係性を重視した「ナナメの関係性」を活用することは受け入れ側
の子どもには勿論のこと支援者側の大学生等のボランティアにとってもOJTの場として機能
するためメリットが大きい！また当該分野の発展という観点においても貢献度が高い！



支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない

～社会問題の解決の過程で実践的な能力を有する人材を育成：戦略的人材育成の必要性～

問題意識：従来の養成カリキュラムでは「結果」を残せる専門家が育ちにくい

アウトリーチの現場は各専門分野の取組の不備や失敗等支援者が学ぶべき課題が集積！

実態調査では6割を超える若者が社会的に孤立するまでに複数の公的支援の失敗を経験！

子ども・若者の自立に係る社会問題の解決の過程で実践的な能力を持つ支援者を育成する！

不適応問題を抱える63.8%の子ども・若者が虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャング依存、貧困等の生育環境に何かしらの困難を抱えている！

導入レベル

標準レベル

熟練レベル

介入困難度と対象者の状態で分類する「対応レベル」
「導入レベル」は専門スタッフの下での
実地訓練、OJTが可能！

【縦軸】不適応状態の深刻さ

重度

自殺・犯罪

中度

精神疾患
逸脱行動

軽度

不安・混乱

【横軸】支援（介入）困難度

所属あり

学齢期・就学期
家族機能良好

不安定な所属

中退後、卒業後
家族機能低下

所属なし

社会的孤立
家族機能不良

 膨大な支援実践で蓄積された専門的ノウハウを映像教材や模擬訓練、実地訓練等を経て共有
～専門家による見立てのみならず「当事者の声」を組み入れる！：安全性と効果性に配慮したS.S.F.の選抜研修制度～

問題意識：すべての希望者が支援現場に向いているとは限らない！

複数の専門職や当事者の意見を取り入れながら訪問支援員としての資質を評価し選抜

役員

評価



選抜

**役員
当事者**

評価



選抜



最も重要なのは支援を受ける子ども・若者！人材育成の段階でも対応の不備から不利益を与えない対策も不可欠！

選抜



**合格者
2～3割**

講義形式

模擬訓練

適性判断

選抜

実地訓練

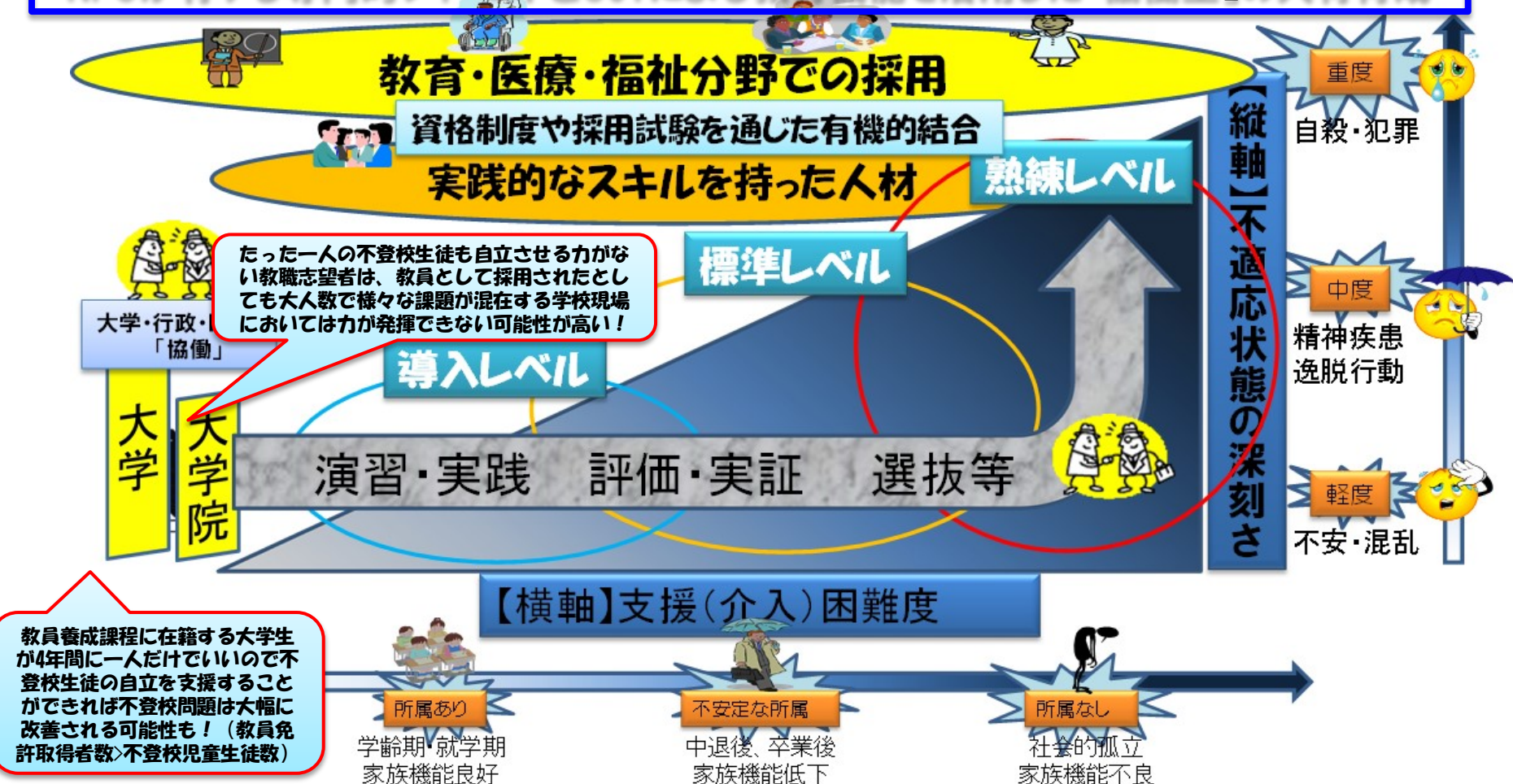
訪問支援

本研修はH22年度から「内閣府アウトリーチ研修」のプログラムとして採用され
S.S.F.は全国で最も応募者の多い実地訓練先の一つとなっている！

 **大学・行政・NPO等が協働することで機能する社会問題解決型の体系的な研修システムの構築**
～採用試験等における優遇策を講じるだけで費用をかけずとも有能な人材を輩出できる仕組みが構築できる！～

問題意識：大学における専門職の養成の過程を改革しなければ問題は解決しない！

NPOが有する専門的フィールドとOJTによる教育機能を活用した「協働型」の人材育成



「生活困窮者自立支援制度」や「地域若者サポートステーション事業」のように国と自治体、NPO等が協働する制度の中で運用することが理想！効果性の検証のためにも大学の関与は必須！



支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～採用試験等における優遇策を講じるだけで費用をかけずとも有能な人材を輩出できる仕組みが構築できる！～

S.S.F.が有する専門的フィールドとOJTによる教育機能を活用した「協働型」の人材育成

次の時代を担う指導者 養成研修 基礎講座

子ども・若者支援に 携わりたい皆さんへ。

不登校、ひきこもり、非行、ニート等自立に際して困難を抱える子ども・若者についての理解、アウトリーチ（訪問支援）から適応支援、就労支援に至るまで、自立支援の在り方について学ぶ基礎講座と実地研修を行う予定です。

内閣府アウトリーチ研修や厚生労働省生活困窮者自立支援制度従事者養成研修等の国研修でも採用されている専門的ノウハウを学ぶとても貴重な機会です。ぜひご参加ください。

基礎
講座



実地
研修

基礎講座(2日間)

時間：10:00～17:00
場所：佐賀市青少年センター会議室
(佐賀/バルーンミュージアム3階)

特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
代表理事 臨床心理士

講師：谷口 仁史 数山 和己

実地研修(1日間)

時間：随時調整
場所：スチューデント・サポート・フェイス事務局

※人数を調整し、分散させて行います

講師プロフィール

○特定非営利活動法人「NPOスチューデント・サポート・フェイス」代表理事
(子ども若者育成・子育て支援功労者表彰「内閣総理大臣表彰」受賞)
(公益財団法人社会貢献支援財団「平成26年社会貢献者表彰」受賞)
(地方自治法施行70周年記念「総務大臣表彰」受賞)
(「佐賀県こころの未来創造」功労者表彰「受賞」)

○さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター
○佐賀県子ども・若者総合相談センターセンター長
○佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」センター長
【歴任した公的委員等】

「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」構成員(内閣府)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会(厚労省・全社協)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業
就労準備支援事業従事者養成研修企画部会長(厚労省・全社協)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業
自立相談支援事業従事者養成研修就労支援員企画部会委員(厚労省・全社協)
社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員(厚労省) 他

平成27年4月31日放送
NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」
「寄り添うのは、備だれかの希望」出演

平成29年11月19日放送
NHK「地域力強化ドキュメントふるさとゲンゲン」出演
「寄り添うのは、備だれかの希望」出演



日程・詳細は、裏面へ →

次の時代を担う指導者 養成研修 基礎講座 要項及びお申込み

○ねらい

本研修会は、佐賀県内において将来、子ども・若者の支援に関わることを目指す大学生等に対して研修を行うことによって、困難を抱える子ども・若者への支援に関する理解を深め、将来の指導者の指導力向上を図ることを目的としています。

○修了要件

困難を抱える子ども・若者への支援に係る研修を3日間以上受講し、うち2日間は座学による講座、1日は実地支援の体験を受講することが要件となります。

○応募資格

- ・将来子ども・若者への支援に関わることを目指す佐賀県内の大学生等
- ・佐賀県内の子ども・若者への支援に携わる若手支援員(相談業務の経験が2年以上の者)

●定員：20名 ●受講料：無料

○開催日程

- ・第1回 基礎講座 10/13(土)、14(日) 実地研修 10月末～11月にかけて
- ・第2回 基礎講座 2019/1/19(土)、20(日) 実地研修 1月末～2月にかけて

※実地研修の日程に関しては、基礎研修が終了次第、調整致します。

○申込み方法

下記の参加申込み欄に必要事項をご記入の上、ファックスまたはメールにてお申込みください。

第1回講座 申込期限：2018年10月1日(月)まで

参加申込み書

ふりがな			
氏名	TEL	() -	
	MAIL		
住所	〒 -		
勤務先 (所属)			勤続年数 (学年)
資格等 特記事項			

○お問い合わせ 特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス事務局
TEL: 0954-22-3423 FAX: 0952-97-8235
Mail: ssf-kensyu@student-support.jp

主催/佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課

佐賀県こども未来課の委託事業として2年目を迎え大学における講義出席・単位認定導入の検討始まる！



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億層活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋)を通じたまとめ～

全国的な視野で検討する課題克服に向けた方向性(まとめ)

営利企業による政策誘導と 「クリームスキミング」の発生リスクが 高まった子ども・若者の自立支援分野

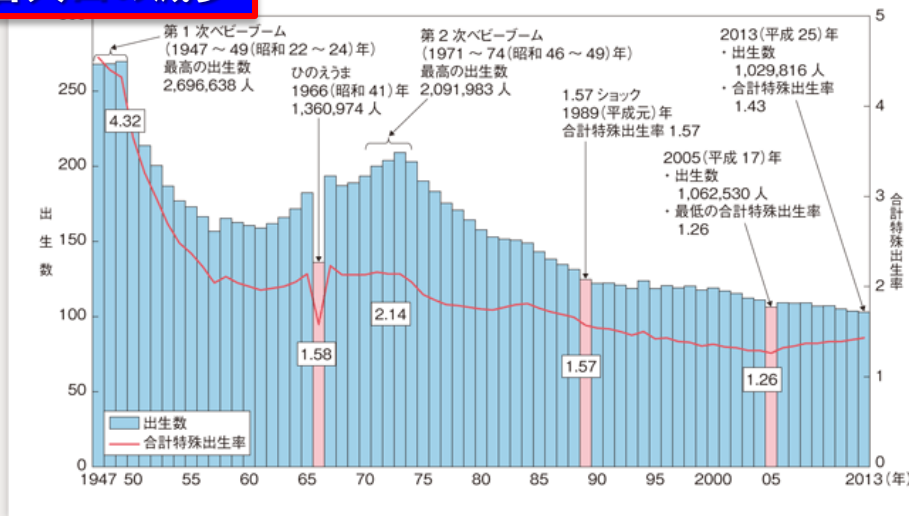
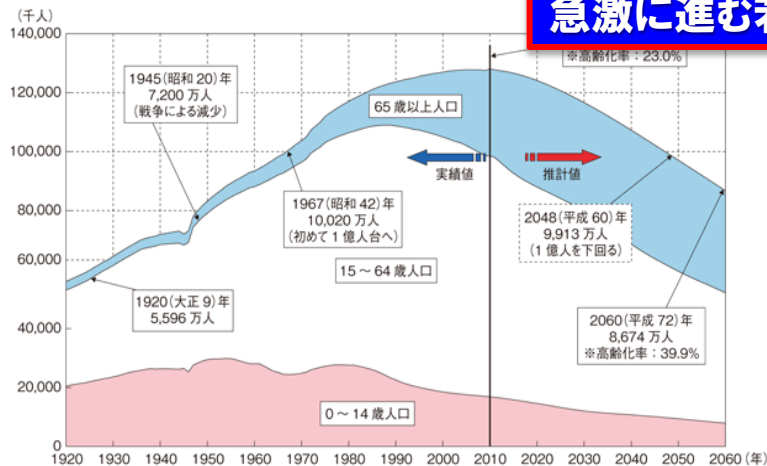
～単純指標による事業評価が助長する営利企業等によるクリームスキミング:社会問題の深刻化～





「クリームスキミング」によって「ビジネス化」され分断・崩壊の危機が迫る子ども・若者支援 ～「営利企業」や「企業系NPO」等によって政策誘導され「ビジネス化」が進む子ども・若者支援分野～

急激に進む若年者人口の減少



学習塾、家庭教師、専門学校、通信教育、人材派遣業…「株式会社」を始め「営利企業」に起こる変化

急激に進む若年者人口の減少

経済困窮家庭の増加

無料学習塾等行政施策の充実

顧客の大幅な減少による収益減

寡占化による収益率の低下

配当を狙う株主等の圧力の上昇

公共サービスの民営化の圧力

非営利、不採算分野への進出

クリームスキミングの発生

公共サービスにおいて、規制緩和によって参入する新規事業者が、収益性の高い部分にサービスを集中させ美味しい部分だけかすめ取ること。公共サービスにおいて収益性の低い部分のサービスを維持することが困難になる問題が生じる。（Hatena Keywordより）



「復学人数」、「成績向上率」、「就職者数」等分かり易い、単純化された事業評価に頼ると「クリームスキミング」が助長され、支援が不可欠な重篤ケースの排除を生み、社会問題を悪化させる結果に！



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億層活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋)を通じたまとめ～

全国的な視野で検討する課題克服に向けた方向性(まとめ)

I 子ども・若者の自立に係る 社会問題の解決を目指すためには 公的支援体制の抜本的な強化が必要

～子ども・若者の自立支援は最も投資効果が高く一億総活躍社会に向けて波及効果も大きい分野の一つ～





I 子ども・若者の自立に係る

社会問題の解決を目指すためには公的支援体制の抜本的な強化が必要

～子ども・若者の自立支援は最も投資効果が高く一億層活躍社会の実現に向けて波及効果も大きい分野の一つ～

【課題】

- ・「総合相談」と称していても委託要件等で「縦割りの」な対応にならざるを得ない窓口も
- ・施設は小規模で職員も少人数のため深刻な問題に対して十分に機能が発揮できていない
- ・引きこもり等施設に足を運べない当事者へのアウトリーチ機能が多くの窓口で不足している
- ・支援対象者全体に対しての「カバー率(実際に支援が行き届いている割合)」が低い
- ・個別支援事業の成果はあがっていても社会問題の改善や解決に至っていない



【課題克服に向けた方向性】

- ①子ども・若者育成支援推進法に則った取組を「義務化(※現在は努力義務)」することで全国の子ども・若者及びその家族が地域差なく見守られ支えられているという実感を得られるように国が主導する
- ②「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない!」、確固たる決意の下で重篤ケースも対応可能なアウトリーチ機能、適切な予算規模及び人員等を全国で確保し、子ども・若者支援分野の基盤を抜本的に強化する
- ③若年無業者数等に関しては、従来型の就職者等の目標値だけでなく、若年無業者の低減、社会的問題としての解決につなげる長期目標を掲げ、これに向けた発展的取組を推進できるレベルの「カバー率」の設定が必要



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億層活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋)を通じたまとめ～

Ⅱ 自立支援分野で働く支援員等の 雇用条件の改善と「プロ」を育てる 戦略的な人材育成システムの確立が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を創り出す！大学、教育委員会、NPO等が提携した「協働型」の人材養成～





Ⅱ 自立支援分野で働く支援員等の雇用条件の改善と「プロ」を育てる 戦略的な人材育成システムの確立が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を創り出す！大学、教育委員会、NPO等が提携した「協働型」の人材養成～

【課題】

- ・背景問題が深刻化かつ複雑化しており、多分野の知見と専門性が求められている
- ・大学における従来型の専門家養成のみでは実践的な能力を持った支援員が育ちにくい
- ・施設に足を運べない当事者へのアプローチノウハウは公的支援としての体系化が遅れている
- ・支援員の多くが単年度の契約社員、嘱託職員等非正規雇用でキャリアアップが難しい
- ・自治体レベルでは非常識な予算組みで官製ワーキングプアに近い状況も未だに存在する
- ・委託事業も単年度契約がほとんどで発展的、創造的な運営に取り組むことが難しい



【課題克服に向けた方向性】

- ①NPO活動やACT等各分野におけるアウトリーチの実践で培われたノウハウの集約・検証・発展的再構築が必要
- ②業界団体でのまとまりが困難であることからユースアドバイザー等国主導の研究、検証を経た研修として立ち上げ、最終的には資格認定まで発展させることも検討
- ③アウトリーチ分野は各支援分野の解決すべき課題の集積地(対象者の63.1%が複数支援機関の失敗を経験)であることからOJTのフィールドとして活用
- ③教員採用試験や資格認定等と絡め、養成を行う大学、採用を行う教育委員会、フィールドを提供するNPO等が協定を結んだ上で「協働型」の人材育成システムを構築
- ④社会問題解決の過程で有能な人材を育成する戦略的な人材育成システムの構築により支援分野に人材を確保できるだけでなく各分野の底上げにつなげられる
- ⑤委託事業に関して支援対象者の実態及び事業内容に即した複数年度契約の推進
- ⑥自治体が嘱託等で賄っている支援事業の民間委託促進による安定的雇用の確保



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億層活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋)を通じたまとめ～

Ⅲ 各分野の施策を連動させ シナジー効果を生むための 具体的な仕組みを整えることが重要

～費用対効果を上げるために今、必要なのは重複排除の論理ではなく相乗効果を目的とした連携領域への投資～





Ⅲ 各分野の施策を連動させ

シナジー効果を生むための具体的な仕組みを整えることが重要

～費用対効果を上げるために今、必要なのは重複排除の論理ではなく相乗効果を目的とした連携領域への投資～

【課題】

- ・形式主義的な「連携」「協働」は、会議体の乱立など現場の負担を増大させている
- ・経費負担を伴わない行政からのリファーが民間組織に財政的な負担を強いている
- ・「重複排除の論理」が多重困難ケースの「丸投げ」「たらいま回し」を生み逆効果の結果に
- ・各事業によって帳票類や管理システムが異なるため事務負担が増大している
- ・委託事業によって経費支出のルール等が異なるため相乗効果が生みにくい



【課題克服に向けた方向性】

- ①行政と民間の組織的基盤の差による障壁を取り除くため、委託要件の段階的な強化によってNPO等の組織強化、JVや合併を促し受け皿・基盤を強化する
- ②横断的な組織体制を有する受け皿(NPO法人等)に各施策を集約し、ワンストップ化を図ることで利便性を向上させると共に、統合的運営によるシナジー効果を生む
- ③事業設計の段階からすべての相談支援事業において他機関との「連携」「協働」、社会資源の活用の際の経費負担を盛り込むことで連携、協働を促進
- ④地域の実情や実績に応じた予算の傾斜配分などインセンティブメカニズムを全事業において確立する
- ⑤委託事業における帳票類の簡素化及びICT関連システムの全国的な導入による事務効率の向上



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億層活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋)を通じたまとめ～

IV 合理的検証が可能な 評価指標等を確立し本来の意味での PDCAサイクルを起動させる

～従来型の「分かり易い」評価指標は複雑かつ深刻な問題を対象とする事業においては「不合理」を生むリスクがある～





Ⅳ 合理的検証が可能な

評価指標等を確立し本来の意味でのPDCAサイクルを起動させる

～従来型の「分かり易い」評価指標は複雑かつ深刻な問題を対象とする事業においては「不合理」を生むリスクがある～

【課題】

- ・現行の評価指標の多くが縦割りの発想に基づくもので多角的に検証ができる多軸評価の指標となっていない
- ・複数年のプロセス評価が必要な事業も単年度事業のため分析・検証が不十分な場合も少なくない
- ・「就職者数」等単純な評価方法は、本来支援が必要だが結果が出にくい重篤ケース（深刻化かつ複雑な問題を抱えるケース）の排除につながるリスクがある
- ・実績評価が適切でない事業の場合、プロポーザルを経て地域の関係団体が対立構図に陥り地域連帯が進まない危機的状況も散見される
- ・国事業の底上げを目的とした対策は一律で課されるため高い実績を上げている団体の場合、その先進的取組の制限となったり、創意工夫の余地を奪ってしまうことも



【課題克服に向けた方向性】

- ①先行している欧米のプログラム評価の理論と方法に学びつつも、分野を超えた徹底的な議論、試行、検証を経て日本版の評価システムを確立させる！
- ②多重困難ケースの見立てなどについてはすみ分けのための指標を用いるのではなく共有化できる多軸評価システムを用い、協働型のPDCAサイクルを機能させる！
- ③PDCAサイクルを機能させることによって見えてきた課題克服や創造的取組のための予算を確保することで、最終的には社会問題を解決することで将来的な予算を削減する
- ④国事業の改革の際は一律に制限・条件を課すのではなく、実績によって複数段階のレベルを設ける方式に変更するだけで民間の創意工夫や発展的取組の余地が確保できる！

認定特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス (S.S.F.)

～「どんな境遇の子どもも見捨てない！」誰もが孤立せずに希望を抱ける温かな地域社会の創造に向けて～

SPONSOR

「『声なきSOS』を受け止める。」、私たちは、学校や地域社会から孤立し、「助けて」の一言すら発することができない子ども達に寄り添ってきました。

不登校、ひきこもり、非行、ニート等、自立に困難を抱える子ども達が抱える背景要因は一人ひとり異なります。いじめ被害、貧困、虐待、DV、精神疾患、発達障害…深刻かつ複雑な問題を抱え、孤立する子ども達は決して少なくありません。

「生きることにすら希望が見いだせない…」、
大人たちに背を向け、孤独の中で
極限の状態に追い込まれる子ども達…。

「どんな境遇の子どもも見捨てない！」

私たちはアウトリーチのプロフェッショナルとして、
カウンセリングから学習支援、家族支援、居場所づくり、就労支援等、社会参加・自立に至るまでの
「伴走型」の寄り添い支援を実践しています。

あなたからのご寄付で孤立する子ども達に「希望」を届けます。どうか私たちに「力」をお貸しください。

ご寄付・賛助会員の受付方法の詳細については、
ホームページにてご案内させて頂いております。S.S.F.
は、「認定NPO法人」であるため、寄付金及び会費に
ついては、税控除の対象となります。

下記振込以外にもホームページ上のクレジット決済
機能をご利用頂けます。ご高覧の上、ご支援賜ります
よう伏してお願ひ申し上げます。

《佐賀銀行》【寄附口座のご案内】

- ・支店名：武雄支店
- ・口座：普通口座
- ・口座番号：1703778
- ・口座名義：NPOスチューデント・サポート・フェイス

《ゆうちょ銀行》

- ・支店名：一七九(イチナナキュウ)店(179)
- ・口座：当座
- ・口座番号：0073343
- ・口座名義：NPOスチューデント・サポート・フェイス

「ふるさと納税」始まる！

※申込や詳細は下記のQRコードもしくはWebから検索

DONATION

①ふるさと納税
を申し込む

②確定申告
をする

③税金が
控除される

ふるさとチョイス スチューデントサポート

検索



佐賀県では、応援したいNPOを指定して寄附することができます(95%が寄付金に！)。

※ふるさと納税の要件等の詳細については佐賀県のHPIに記載されています。



※このバナーが目印！



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する 政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

※以下、大綱及び制度説明資料は、内閣府、厚労省HPより引用

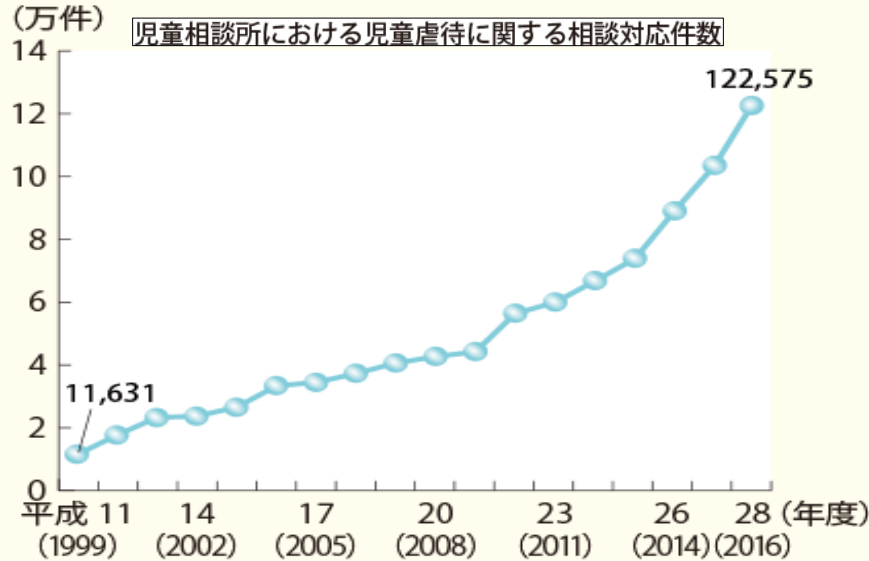




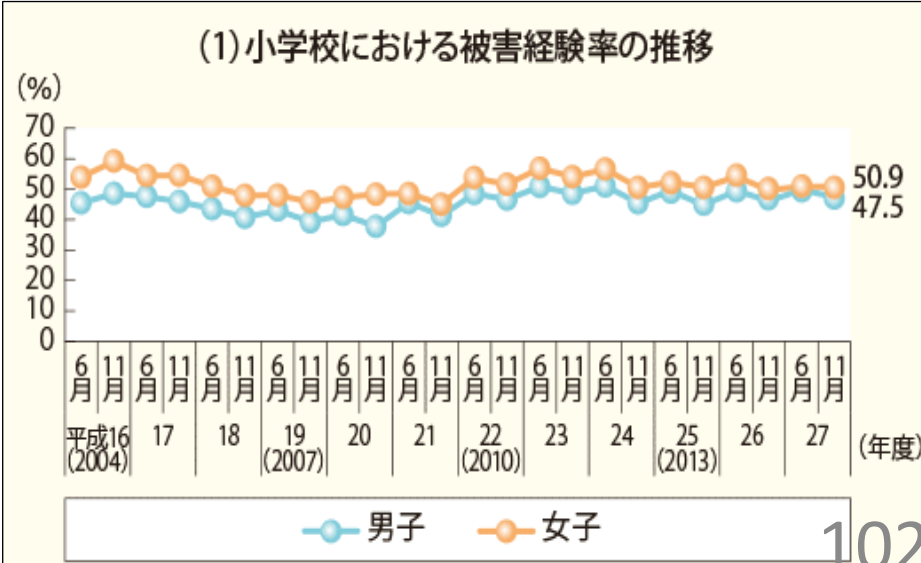
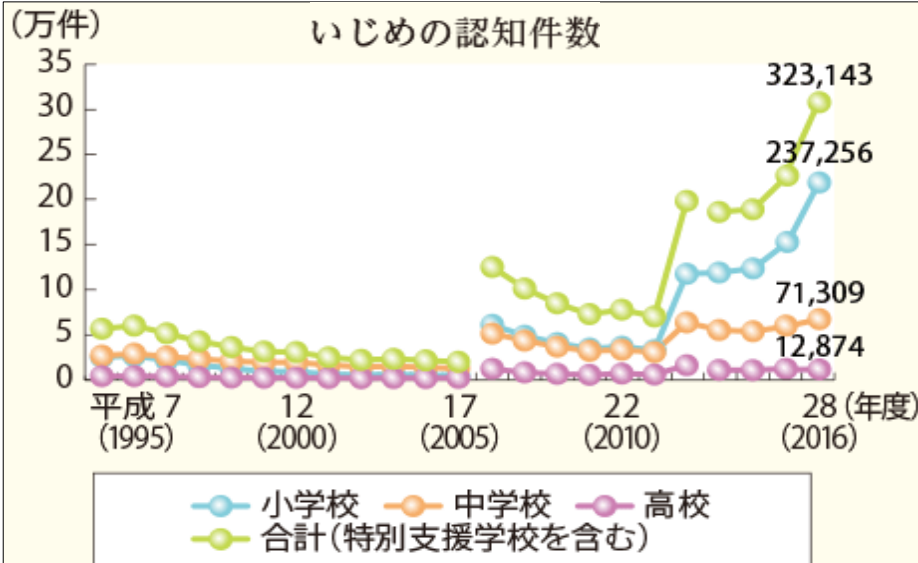
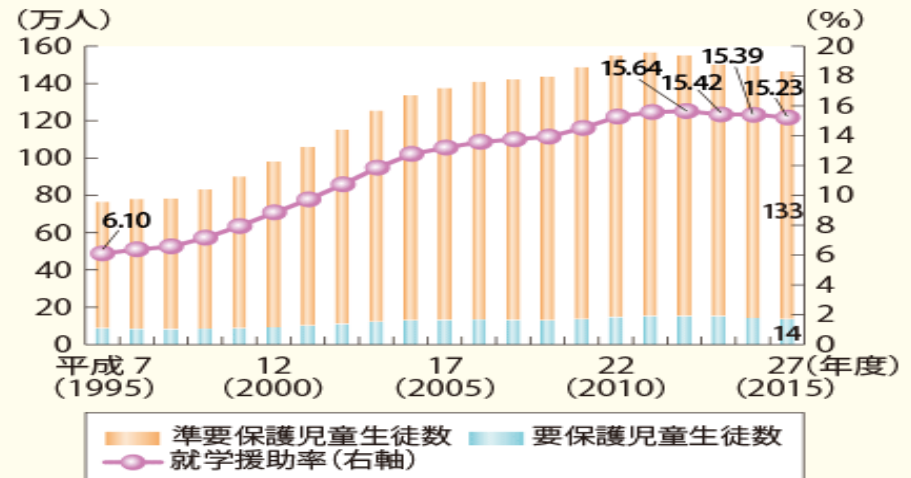
新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。



◆就学援助率は3年連続で減少しているが、その割合は7人に1人程度で高止まりしている。



新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

平成28年2月9日(火)
子ども・若者育成支援推進本部決定

子供・若者育成支援推進大綱（概要） ～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

- 全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

- 【家 庭】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【地 域 社 会】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【情報通信環境】・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【雇 用】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。



新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ① 日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ② 子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③ 被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ② 障害等のある子供・若者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④ 子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ① 児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策



新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

**新たな大綱が国で議論されたレベルで
自治体で実行されれば子ども・若者の自立支援分野は変わる！**



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

「就職氷河期世代等無業者一体型 支援モデルプログラム」に見る 地域若者サポートステーション事業の 「改革の兆し」

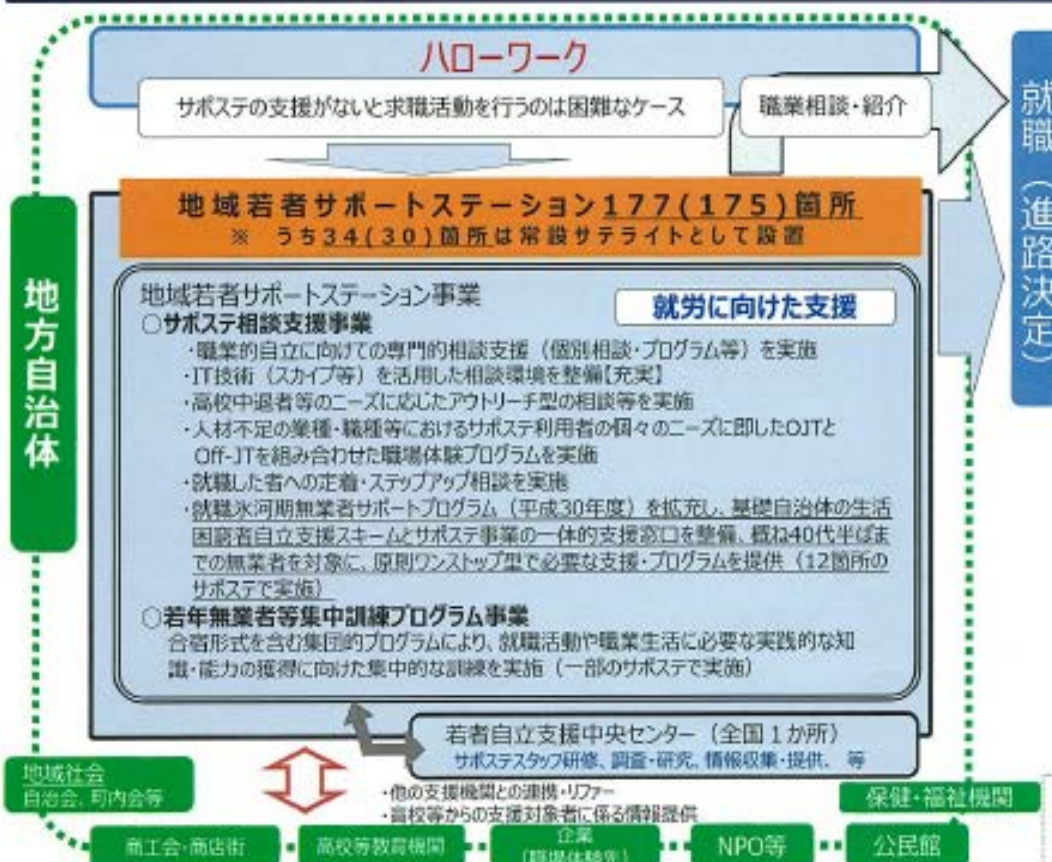
～現場の課題と真摯に向き合う厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室～

※以下のスライドは、平成31年4月12日配布、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
『平成31年度地域若者サポートステーション事業全体研修』資料より抜粋



- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者（ニート※1）の数は近年、50万人台半ばで高止まりしている。
- これらの若者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、職業的自立に向けての専門的相談支援、高校中退者等に対する切れ目ない支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、高校中退者等へのアウトリーチ型の就労支援の充実、「就職氷河期世代」にあたる無業者への支援のモデルの開発、定着・ステップアップ支援の強化に取り組む。

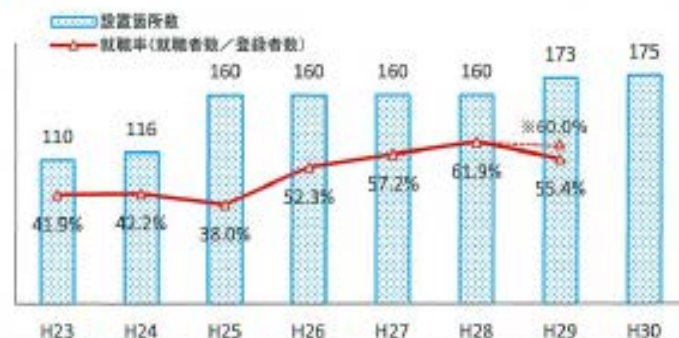
（※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～、若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施。15～39歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等）



【サポステの実績（平成29年度末現在）】

- 平成18年事業開始以来の進路決定者数（累計） **125,296人**
- うち、「新成長戦略」に基づく政府目標「進路決定者数10万人」（平成23～32年度）に対する進捗状況 **108,389人**
→目標達成

平成29年度地域若者サポートステーション事業の実績						
進路決定者数(人)	うち就職者数(人)	登録者数(人)	就職率(%)	前利用件数(件)	相談件数(件)	セミナー等 参加者数(人)
10,184	8,930	16,122	55.4 ※(80.0)	474,749	287,730	187,019



* 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定、さらに平成29年度より、雇用保険被保険者であることを書類により確認できる場合に限定
※ 平成28年度と概ね同定義で把握した場合

サポステ事業運営に係る主な課題認識と平成31年度以降当面の取組みの重点

■サポステ事業全体の弾力的評価の仕組みによる実効性ある目標管理

→H30年度より、サポステの支援により雇用保険被保険者となることに向け着実にステップを踏んでいると考え得る者（週所定労働時間20H未満又は公的職業訓練の受講）についても評価の対象に追加。この仕組みを活用し、ハローワーク等とも連携し「就職者等」を可能な限り正確に捕捉

■サポステ認知度向上のための中央・各地域での訴求力のある広報活動等の展開、「入り口」側の関係機関との連携・相互リファラー強化、サポステ登録要件に係る正確な取扱い等による、サポステの支援を求める幅広い若年無業者等の利用促進、登録実績の確保・向上

■「出口」の観点からのハローワーク等就職支援機関への円滑誘導、職場体験プログラムの有効活用による企業との接点拡大、定着ステップアッププログラムの効果的活用

■集中訓練プログラム事業の活用促進（改めて課題を点検すると?）

■支援スタッフの専門性の一層の向上、そのための研修、経験交流等の機会の充実

→サポステ事業全体の専門性の向上に資する研修の企画・実施（若者自立支援中央センター事業）、サポステ相互の経験交流（促進策のアイデアありましたらご提案を!）

■就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラムの実施等、生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携強化

→今年度から2か年事業（12箇所）として、生活困窮者自立支援スキームとサポステ事業の一体的支援窓口を整備。課題抽出の上、平成32年度に当面必要な支援の強化、平成33年度からの拡大、恒久化等事業方針の確定。これ以外のサポステでも、現行対象年齢を前提に、生活困窮者自立支援、生活保護等福祉施策との連携強化について検討、好事例発信を期待!

■現行スキームで「隙間」に落ちている若年無業者層がいないか、各地域の社会課題の目線で点検し、自治体等関係機関との連携の下で順次支援環境を整えることが期待!

地域若者サポートステーション
実施団体の長 殿
総括コーディネーター 殿

厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)

平成 31 年度地域若者サポートステーション事業と生活困窮者自立支援制度との関係について

日頃より、地域若者サポートステーション事業（以下「サポステ事業」という。）の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援が全国 903 の福祉事務所設置自治体において実施されているところです。

生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）とサポステ事業の関係については、従来は平成 27 年 6 月 4 日付能形発 0604 第 1 号「平成 27 年度地域若者サポートステーション事業と困窮者制度との関係について」（以下「平成 27 年通知」という。）に基づいて実施してきたところであるが、今般、両事業の連携を推進する観点から、平成 31 年度から下記のとりの対応としますのでご承知おください。

なお、これに併せ、平成 27 年通知については廃止する。

記

1. 支援対象者について

(1) 両事業の支援対象者は以下のとおり区分される。

① サポステ事業における支援対象者

15 歳から 39 歳までのニート等若年無業者のうち、就労に関する意欲は認められるものの何らかの課題を抱え、主にハローワーク等で一人で求職活動ができるまでには至らない者（就職氷河期等無業者一体型支援

モデルプログラムを受託している場合は、就職氷河期に端を発する無業者（一般的に 1993（平成 5 年）から 2004 年（平成 16 年）頃に学校を卒業し、現在無業の状態にある者であって、現在の年齢で見ると概ね 40 代半ばまでの者を含む。）。

② 困窮者制度における支援対象者

年齢に関わらず、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

(2) 困窮者制度における「自立相談支援事業」の支援対象者（下記（3）の場合を除く。）については、サポステ事業の支援を行うことを妨げるものではない。

(3) 困窮者制度における「就労準備支援事業」の支援対象者となる者は、原則として、サポステ事業による支援は行わない。

ただし、サポステ実施団体が就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラムを受託している場合及び当該支援対象者が、就労準備支援事業の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることができない場合を除く。

なお、当然のことながら、サポステ実施団体の独自事業や地方自治体の措置する事業として支援を行うことを妨げるものではない。

2. 困窮者制度実施事業者との連携について

(1) 困窮者制度実施事業者と積極的に連携し、上記「1. 支援対象者について」を踏まえ、お互いの支援対象を具体的に把握しておくなど、支援を希望する者をたらい回しにすることのないよう十分に配慮すること。

また、サポステに困窮者制度の支援対象者となり得る者が来所した場合には、速やかに困窮者制度実施事業者へリファーを行うこと。

(2) 上記 1. (3) のとおり、困窮者制度の枠組みにおいて就労準備支援事業の支援対象者となる者は、原則として、サポステによる支援は受けられないが、サポステ実施団体が就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラムを受託している場合及び当該支援対象者が就労準備支援事業の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることができない場合はこの限りとしなため、困窮者制度からサポステへのリファーを受ける際には留意すること。

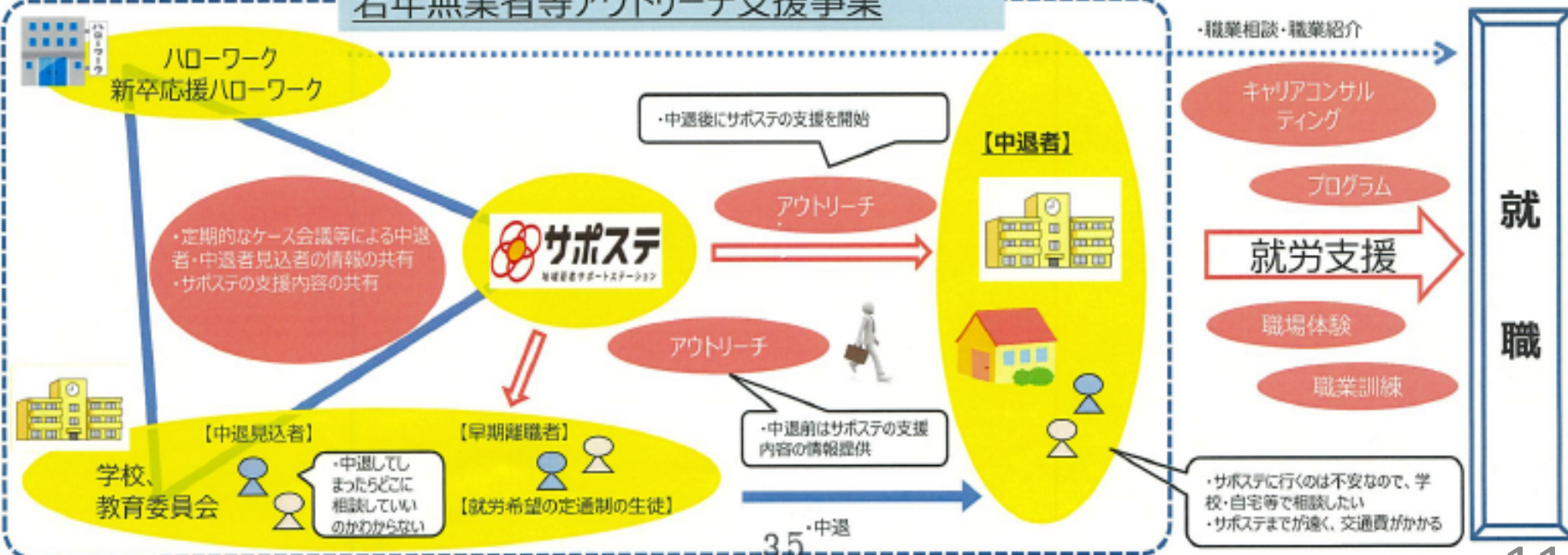
(3) 困窮者制度実施事業者とサポステ実施団体とは、日常的な連携関係の構築に努めるとともに、相互に事業紹介のためのパンフレットを備え置くなど来所者に対し正確な情報提供できるよう体制を整えること。

- 高校生徒数が減少している中、高校中退者の数は毎年5万人を越え、また若年無業者の数も50万人台半ばと高止まりしている状況にあり、こうした若者の切れ目ない支援を行うことは、若者の可能性を広げるだけでなく、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要な課題。
- こうした中、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）により、高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者の若者等へのアウトリーチ型等の就労支援を実施することとされたことを踏まえ、中退者等の希望に応じて、地域若者サポートステーション職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の就労支援を実施。加えて、就労を希望する定時制・通信制の生徒、高校が把握した高卒就職早期離職者、新卒応援ハローワークが把握した無業リスクの高い大学中退者及び未就職卒業者等に対しても、本スキームを活用した効果的なアプローチを行う。

◆ サポステと学校等との連携による中退者支援（学校教育からの「切れ目ない支援」）

- 高校等に対するサポステの支援内容の詳細な情報提供
- 高校・ハローワーク等の関係機関との定期的な会議を通じた、就労を希望する中退者等の支援対象者の把握、支援内容の検討
- 中退の可能性が明確化した者の希望に応じた、高校等に出向いてサポステの紹介・説明、中退後の登録・支援開始
- 中退者の希望に応じた、高校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談等の決め細かい支援を実施

若年無業者等アウトリーチ支援事業



- 地域の産業界の協力の下、就労の後押し及び若者が産業の将来の担い手となる第一歩を踏み出すための職場体験プログラムを実施
- 具体的には、人材不足の業種・職種、また、実際にハローワークに求人が出ている事業所及び同業種の事業所を中心に、サポステ利用者の個々のニーズに応じて、OJTとoff-JTを組み合わせた職場体験プログラム実施企業を開拓
- 体験期間終了後は、体験先企業や関連企業での雇用形態での就業への移行・定着を促進するための相談支援及び体験先企業への働きかけ等を実施

対象者：サポステの支援を受けている者

相談支援を受け、短期の職場見学等を経て、一定程度自信を回復し、同一事業所での本格的な職場体験を行えるレベルに至った者。

⇒ 1週間から3か月程度の職場体験プログラムを行うことで、実践的なスキル習得、職場環境への適合、ひいては就職体験先企業又は関連企業への就職及び職場定着が期待できる。

継続して働けるかチャレンジ

求人ニーズの高い仕事にチャレンジ（マッチング）

受入先の事業主の負担軽減

－ 職場体験プログラム －

- 人材不足分野等における職場体験プログラム（OJTとoff-JT（※）の組み合わせ）
※ 安全確認、顧客対応上最低限遵守すべき事項等のオリエンテーション
- 1週間～3か月程度
- 連続した職場体験を実施（これまでの職場見学等は1～数日程度）
- 職場体験期間中は就労ではないので無償
- 体験開始前、体験中、体験後の振り返りなどサポステ利用者と事業主をフォロー
- 体験を受入れた事業主のプログラム実施経費に相当するものとして、体験受入謝金（最大4万円/月）を支給



事業所に毎日
かよえるかな？

介護って？
建設業でもパソコン
って使うの？販売
でも事務仕事がある？

1～数日ならがんばれるが、同じ事業
所で同じ人とうまく
やっていける？

・体験期間終了後、体験先企業や関連企業等での雇用契約による就業に移行できるよう支援・企業への働きかけを実施。

・就職後も、定着・ステップアッププログラムによる継続した支援を実施。

サポステ

ハローワーク

・連携

・職業相談・
職業紹介

就職₃₆

事業概要

無業状態にある若者に対し、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場体験・職場実習（OJT訓練）・資格取得等の訓練を集中的に実施、自信回復、就職に必要な基礎的能力獲得、基礎的資格の取得等を図り、就労を強力に支援する。

対象者

15歳～39歳までの若年無業者等であって、生活面、メンタル面等のサポートが必要である一方、基礎的能力を付与した場合に、一定以上の職業能力の発揮が期待できると地域若者サポートステーションのキャリアコンサルタントに判断された者

若年無業者等集中訓練プログラム事業

- **合宿形式**を含むカリキュラムを組み合わせ実施。
- 1ヶ月～最大6ヶ月
- 生活面、メンタル面等のサポートと、一人一人の状態に合わせた集中訓練。
 - ①グループワーク、コミュニケーション訓練
 - ②職場体験、職場実習（OJT訓練を含む）
 - ③資格取得講座等の受講
 - ④就職活動の基礎知識講習
 - ⑤履歴書の添削・模擬面接 など

基礎的
能力獲得課題
克服

事業費
(受講生1人
当たり月10万円まで)

ハローワークとサポステの連携による就職支援

- プログラム修了後6か月以内の就職を目指し、月1回以上の就職活動（求人への応募）を必須化。
- ハローワークでの就職活動に際し、サポステ職員によるハローワークへの同行訪問を強化。

就 職

・就職後も、定着・ステップアッププログラムによる継続した支援を実施。

- 無業の若者の就労を支援する「地域若者サポートステーション」(通称：サポステ) の支援を受けて就職した者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就職機会にキャリアアップできるよう、ステップアップに向けた支援を実施。

就職を支援

就労後もフォローアップを通じて、
早期離職を防止

安定した雇用へ

地域若者サポート
ステーション

○相談支援

職業的自立に向けての専門的相談支援（個別相談、プログラム等）

○職場体験プログラム

人材不足分野の業種・職種等における個々のニーズに即したOJTとOff-JTを組み合わせた職場体験

○若年無業者等集中訓練プログラム事業

合宿形式を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力、就職活動に向けての基礎知識獲得の獲得に向けた集中的な支援

- 定着・ステップアッププログラム
就職した者への定着・ステップアップ相談

ステップアップ相談

キャリアコンサルティングを行い、安定した雇用を目指す

就職

職場定着フォロー

- ・相談
- ・事業所訪問
- ・利用者の交流

無業状態であった期間が長く職場になじむまで時間がかかる

キャリアアップ

- ・アルバイトから契約社員へ
- ・パートタイムからフルタイム勤務へ
- ・非正規雇用労働者から正規雇用労働者へ
- ・週20時間未満の就労から雇用保険被保険者となる週20時間以上へ
- ・社内でグループリーダーへ



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

改正を経て拡充が期待される 「生活困窮者自立法」に基づく相談支援

～全国902福祉事務所設置自治体1,313機関(H29年度)で展開される生活困窮者の包括的自立支援～

※以下、制度説明資料は、厚労省提供資料より出典



生活困窮者自立支援制度の概要

平成29年度予算額 400億円
(平成28年度予算額 400億円)

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業 (全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

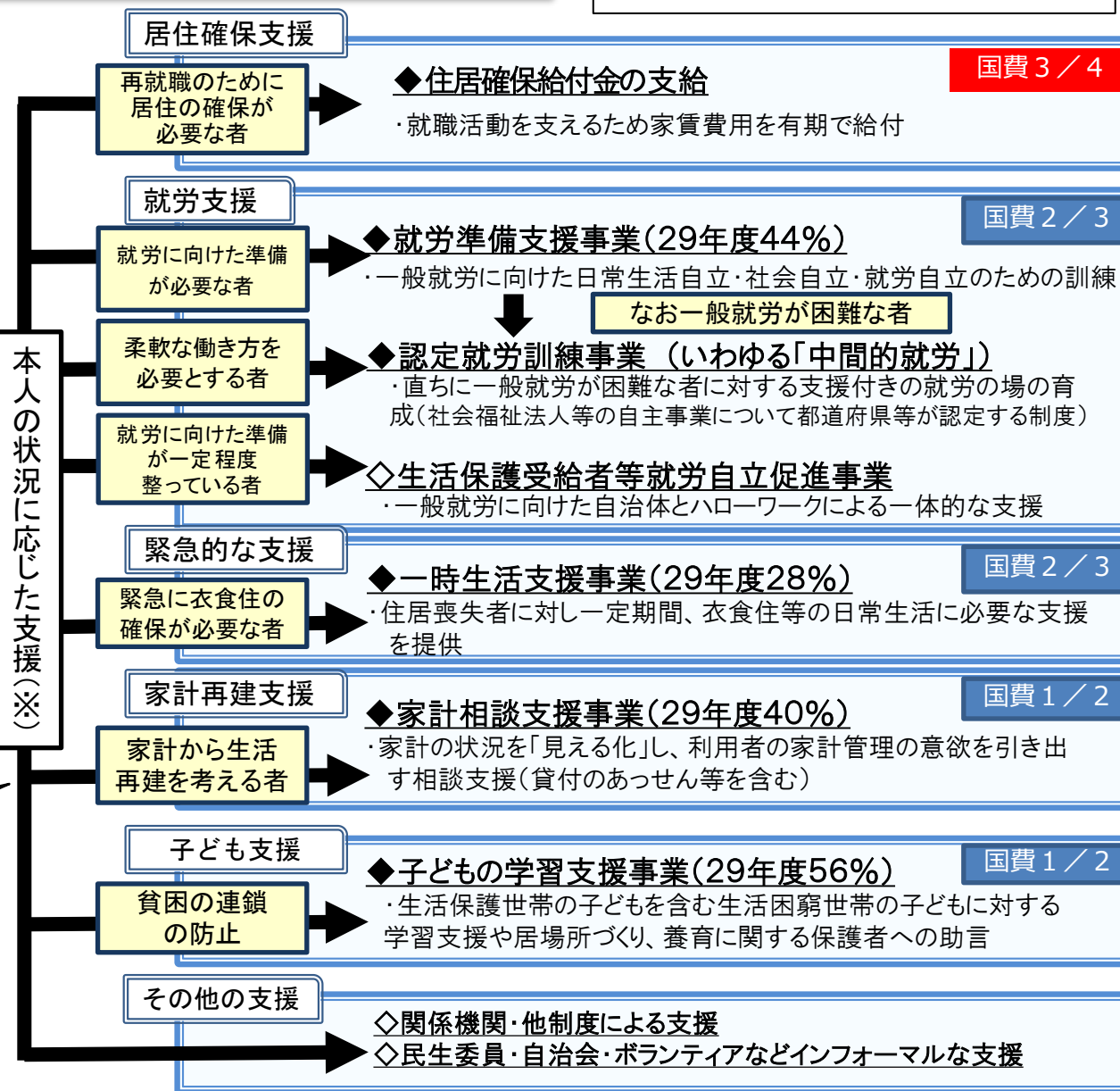
〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



国費 3 / 4

国費 2 / 3

国費 2 / 3

国費 1 / 2

国費 1 / 2

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につなげていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年改正]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の**地域社会からの孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

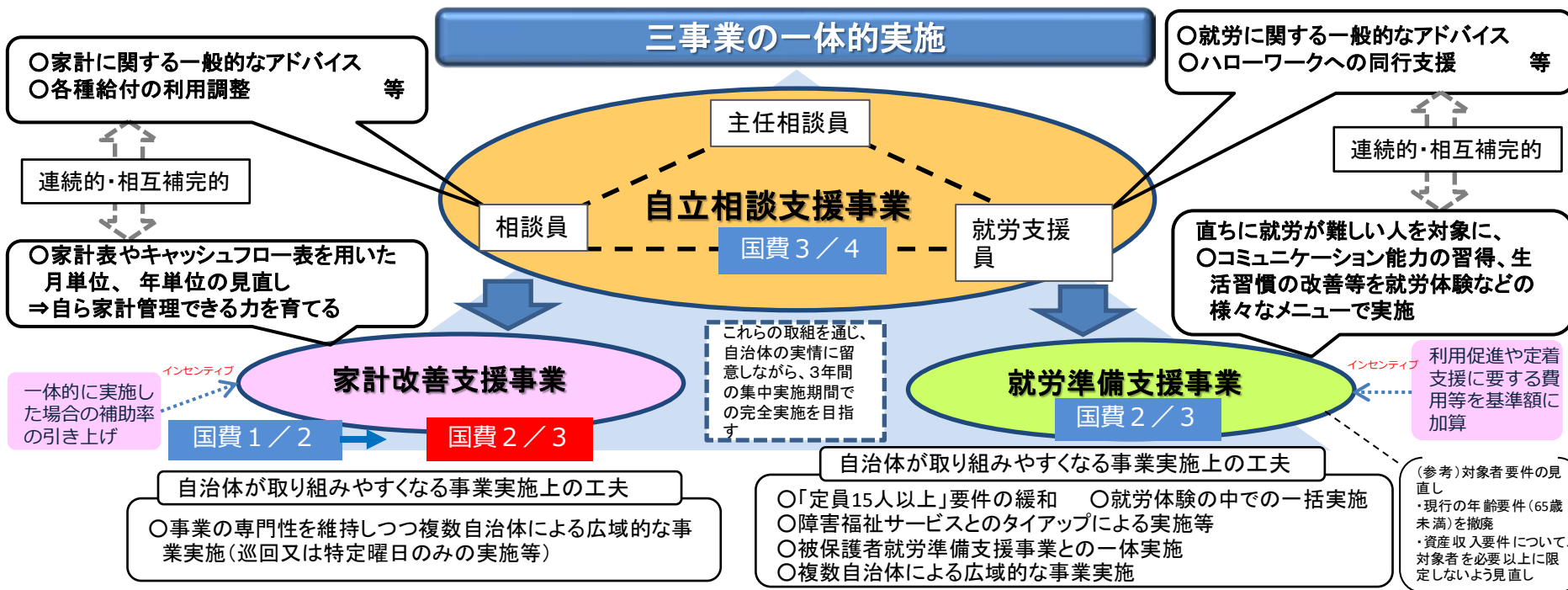
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

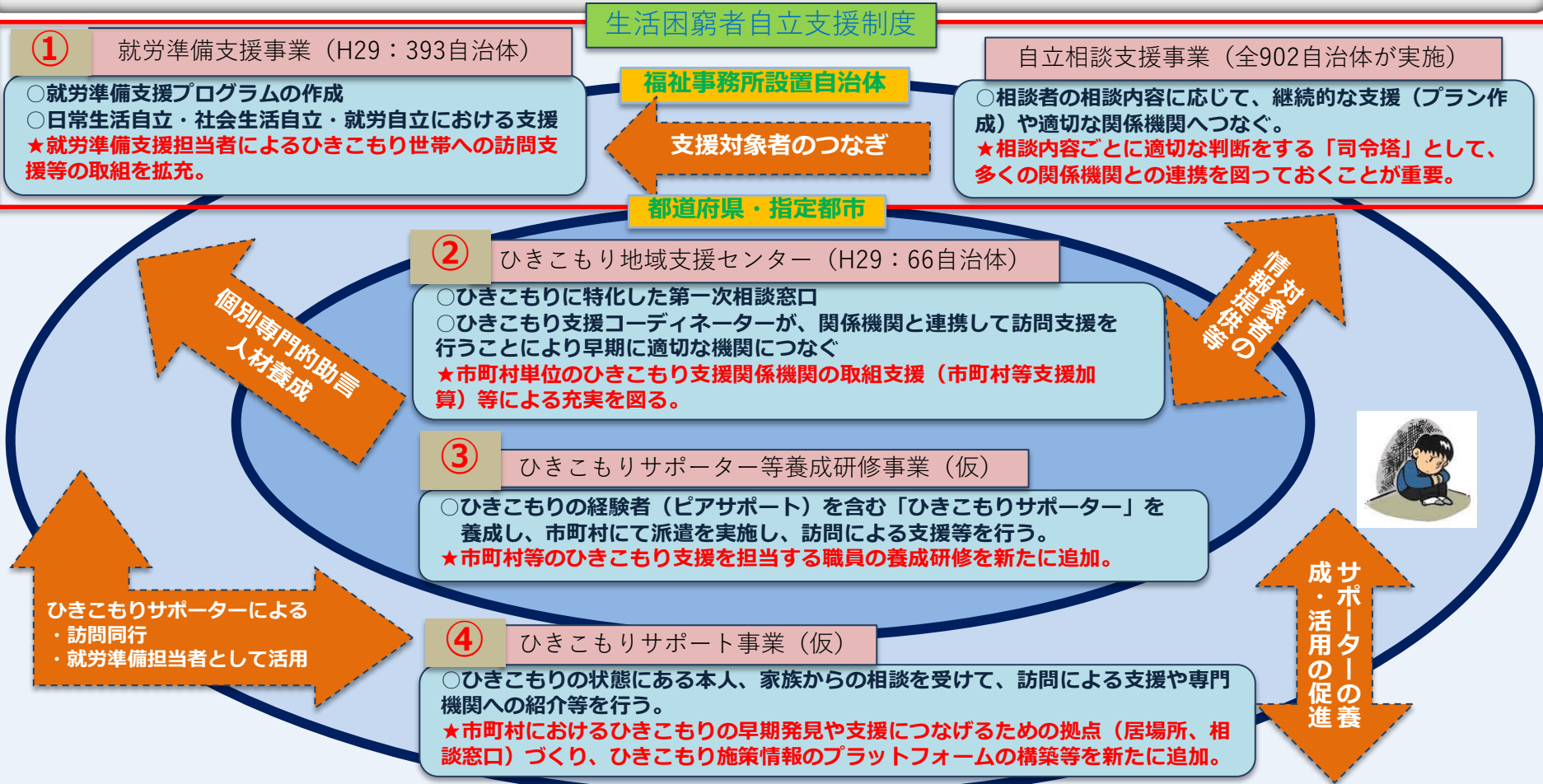


5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

[30年度予算] 就労準備支援・ひきこもり支援の充実

- ◇ 30年度予算において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業

平成30年度予算額 : **5.8億円（うち困窮分3.3億円）**

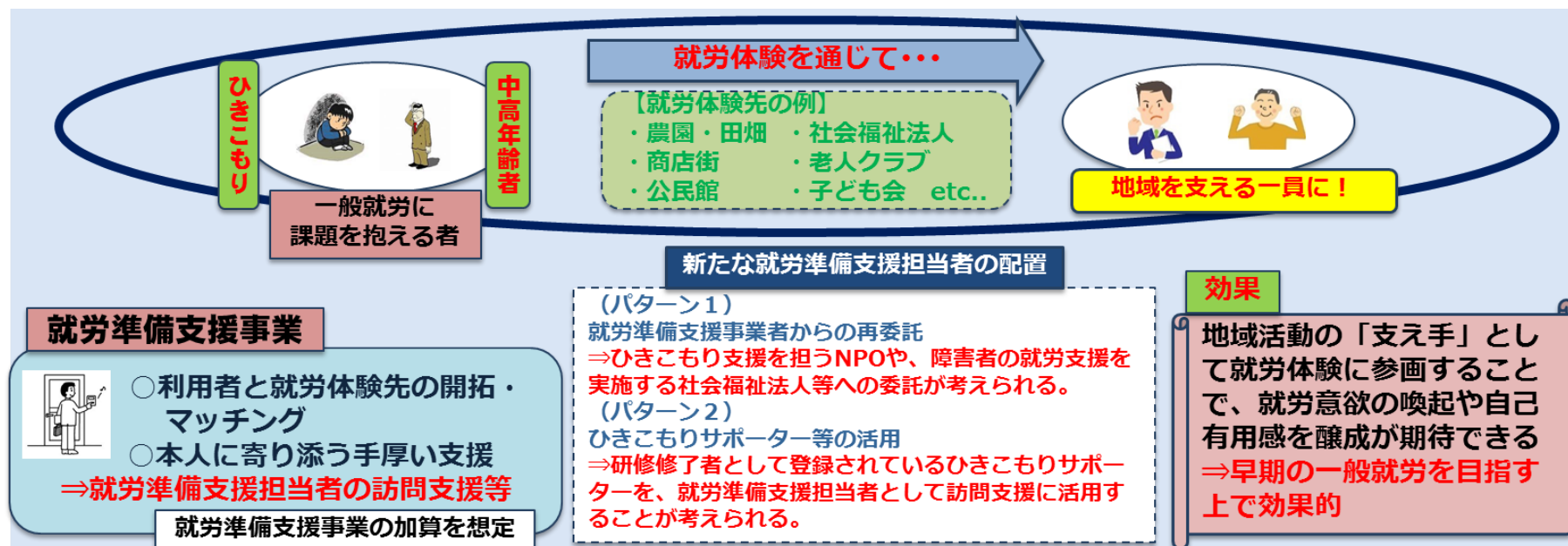
- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費

◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率

2/3



(2) ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度予算額 : 5.3億円

補助率 1/2

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

(拡充・強化)

②

- ・ 広域的な相談窓口
- ・ 関係機関と連携した訪問支援



- ・ 広域的な相談窓口
- ・ 関係機関と連携した訪問支援

【市町村バックアップ機能強化】

※主として都道府県センターを想定

- ・ 関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定
カンファレンスへの助言等
- ・ ひきこもり支援実施者からの相談対応
- ・ 市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言

【訪問支援体制強化】

- ・ 困難ケースへの訪問支援
- ・ 相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的实施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ ひきこもりサポーター養成研修



- ・ ひきこもりサポーター養成研修
- ・ 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

③

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ ひきこもりサポーター派遣事業



- ・ ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・ 家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

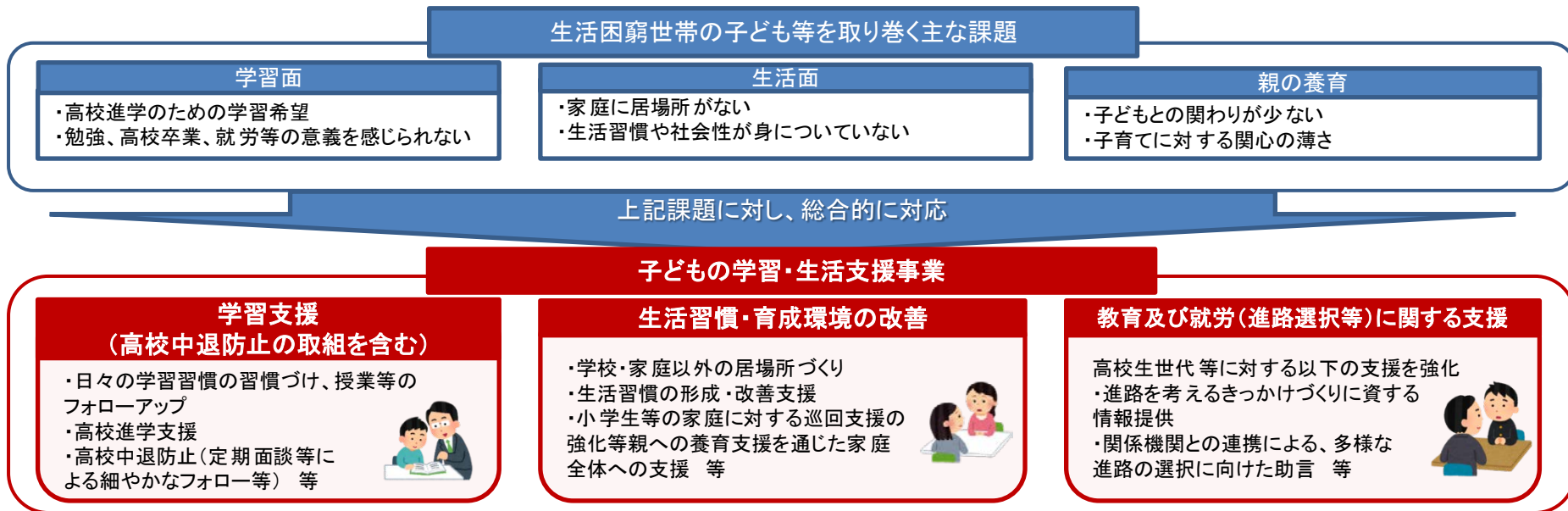
④

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

「支援会議」の守秘義務

課題

- 支援における情報共有は本人同意が原則
←・本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
・同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に規定するが世帯全体の課題として共有されていないケース
の中には、世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケースがある。

「支援会議」(新設)

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定
→ 本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。

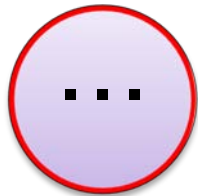
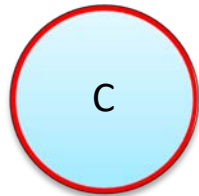
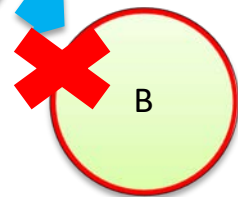
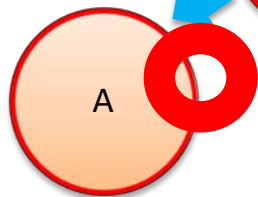
各法における守秘義務

原則

本人同意あり
→情報共有○

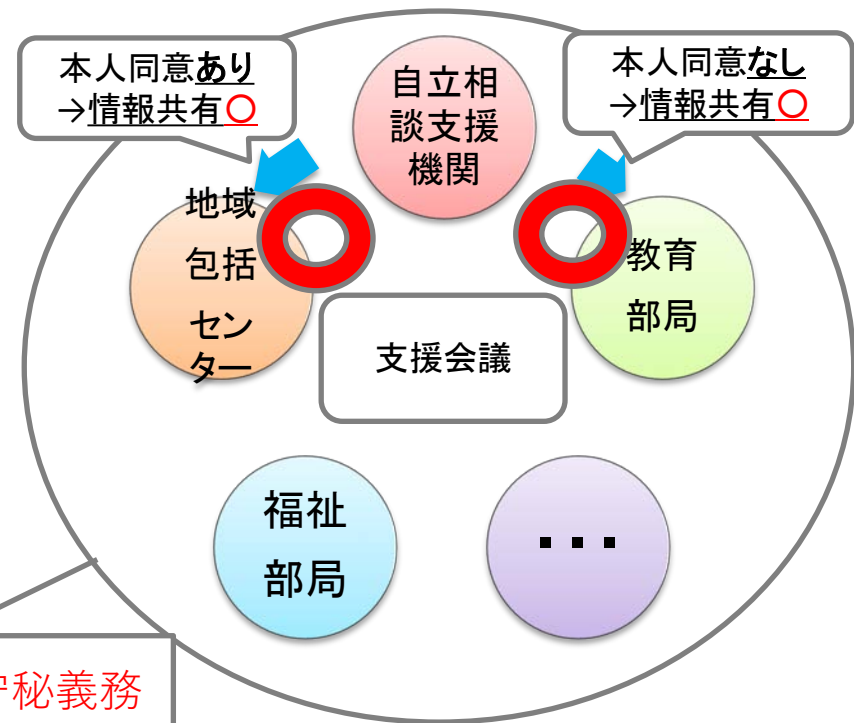
自立相
談支援
機関

本人同意なし
→情報共有×



※「支援調整会議」は個々の生活困窮者の支援プランの決定を行う場であり目的が異なる。

守秘義務



※運営方法については今後ガイドラインを作成



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援
ネットワークを活用した多面的援助アプローチ

～どんな境遇の子どもも見捨てない！NPOによる「協働型」「創造型」の支援実践～

社会的孤立・排除を生まない 総合的な支援体制の確立

足りないもの、必要なものは
「**協働**」で創り出す！



すべての子ども・若者が「安心感」と
「希望」を抱ける地域づくり